



## ふつうの暮らし まちづくりの転機

1993-7⑥

KUNIZUKURI TO KENSHU

# 国づくりの研修

【人物ネットワーク⑬】  
海藤春樹／「ふつうの暮らし・ほんとうの長寿社会を求めて」大熊由紀子／「建設省における高齢者・障害者対策」／【福祉の街づくりモデル事業の概要について】／【兵庫県「福祉のまちづくり条例」に見る試み】／【思い出のアルバムと音色よ、永遠に・高齢者にわかりやすい「まち」のサイン色と音】／【もつちよつとの人生なのに・高齢者の生活テンポにこそ、未来】／【生活空間創造の担い手】／【二世紀へつなぐ世界一の長大吊橋／明石海峡大橋の技術とロマンス】／【建設行政研修に関する基本方針】について】／【日本全国、各都市・地域ウォッチング／新潟県黒川村】／【地域づくりの現場より／愛知県・豊根村の挑戦】

# 国づくりの研修

第62号 1993.7

## インタビュー

- 21世紀へつなぐ世界一の長大吊橋  
明石海峡大橋の技術とロマン  
辰巳正明——38

## 時代の風を読む⑬

- もうちょっとの人生なのに  
高齢者の生活テンポにこそ、未来  
檜楨 貢——28

## KEYWORD

- 生活空間創造の担い手——32

## 日本全国、各都市・地域ウォッチング②

- 小さな村でもアイデアとセンス  
やる気があれば過疎から脱脚できる  
新潟県・黒川村の例 加藤忠夫——54

## 地域づくりの現場より①

- 山村からのメッセージ  
新たなライフスタイルの創造  
愛知県・豊根村の挑戦——44

## OPEN SPACE

- 『大病人』 石坂昌三——56  
散歩は楽しい 松永伍一

## SPOT

- 過疎についての過疎なる情報  
鈴木健二——36

## 声

- 都市計画一般研修に参加して——60

## BOOK GUIDE

- 「市場経済学の源流」 井上義朗 25  
「コスト頭脳を持っているか」 長谷川慶太郎  
「建設行政研修に関する基本方針」について——50

## 人物ネットワーク⑬

- インタビュー 海藤春樹——4

## 特集 ふつうの暮らし

～まちづくりの転機～

- 建設省における高齢者・障害者対策  
建設大臣官房政策課——16

## 福祉の街づくりモデル事業の概要について

- 海野 敦(建設省住宅局市街地建築課)——18

## 兵庫県「福祉のまちづくり条例」に見る試み

- 高原弘海(兵庫県福祉部長寿社会政策局福祉企画室長)——20

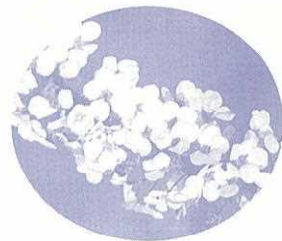
## 思い出のアルバムと音色よ、永遠に

- 高齢者にわかりやすい“まち”のサイン色と音  
吉田あこ(筑波技術短期大学建築工学科教授 工博)——26

## インタビュー

- ふつうの暮らし 8  
ほんとうの長寿社会をもとめて

大熊由紀子(朝日新聞社 論説委員)



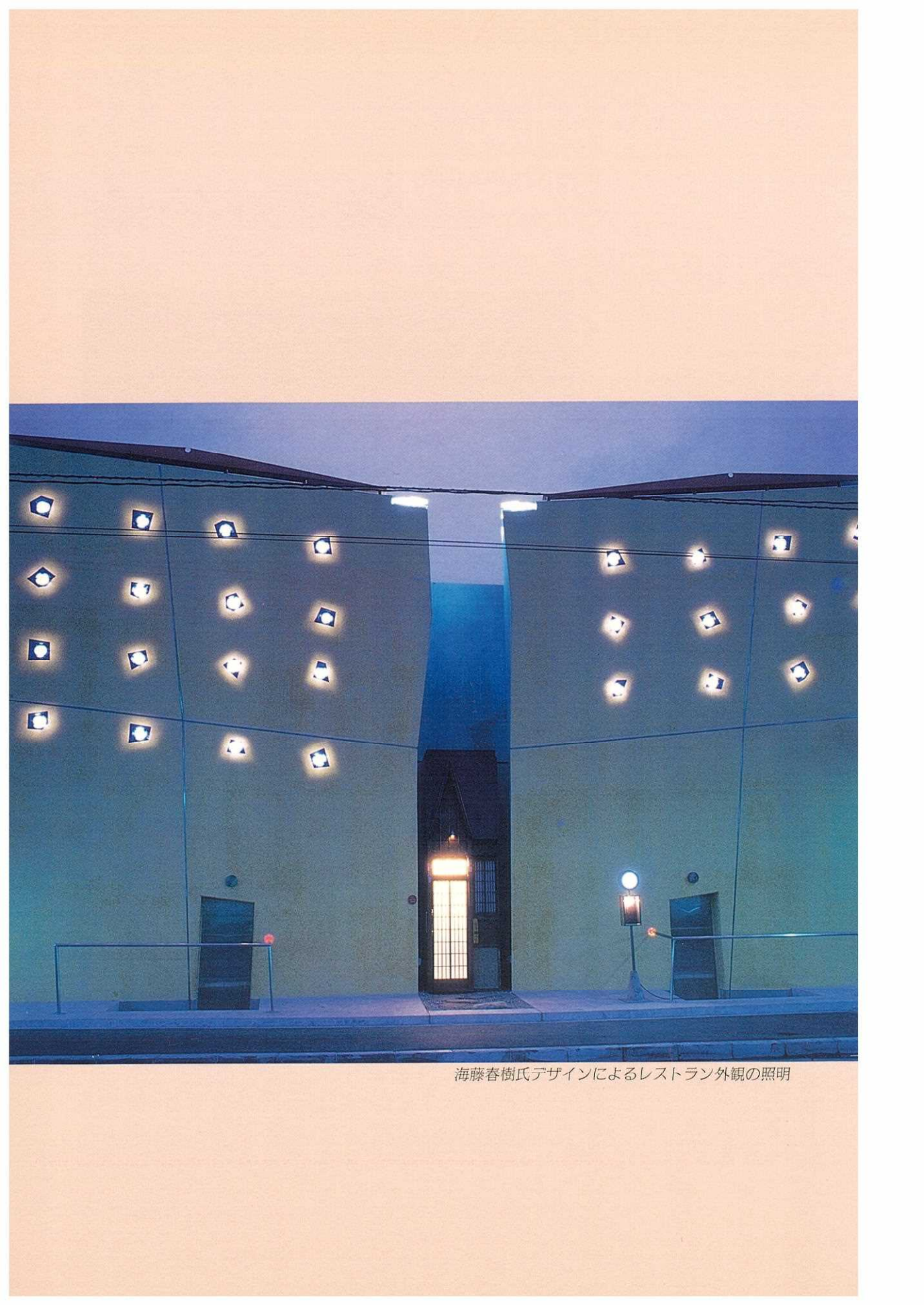
表紙 カナダバンクーバーのポスト

裏表紙 瓶とヤシ モルディブ共和国

提供 世界文化フォト

edit & design

H. Ogt/H. Yam/M. Kim



海藤春樹氏デザインによるレストラン外観の照明

## 人物ネットワーク

# 海藤春樹



かいとう・はるき

東京生まれ。照明デザイナー。

一九八九年、海藤オフィスを設立。八三年、「オリンピックスイメジタワー」でSODA賞B類第一部門準部門賞を受賞。最近では、九〇年にサントリー「ビアリーナ」「カラパル」でティスプレイ産業大賞優秀賞、通商産業大臣官房商務流通審議官賞優秀賞、第九回Nashop LIGHTING CONTESTティストライティング部門ダイヤモンド賞を、九一年にはシヨールム「東京パルク」松下電器生活実験劇場」で通商産業大臣官房商務流通審議官賞、ティスプレイ産業大賞優秀賞を受賞。

イベント、展覧会、ステージ、環境、美術館・博物館、デパート、飲食店といった幅広い領域で活躍。

それらの中で主なところでは、渋谷西武ロフト館、トヨタ自動車博物館などを手がけたほか、「コシン・ジユニコ・コレクション・イン・ニューヨーク」などのイベント、劇団・転位21などのステージ・ライティングでもその実験性を発揮。

最近の仕事では、サッポロビールサッポロファクトリーの景観および街路の照明で「光と人の距離」について問いかける。

そのほか都市再開発なども進行中。

『寿司屋照明』という言葉を使っただけで、顔を見てから、何が好きそうかで握る、と。

「私が一番目ざしておりますのは、『コロコロ変わる人』と言われたい。『あれをやった人が、えっ、これ?』というふうになっていく方が、実は戦略的というか、クリエイティブじゃないかと。『私』を出すというふうになっていくと、どんどん狭くなっていったらいいです」

自分の中から、何かを絞り出していくというのではなく。

「絞り出しているというのは幻想だと思わんです。人はそんなに大げさに生きていなくて、たとえば職業というの、システムのうちの役割の問題で、職務だからやっているんだと思わんです。ところがふつう、もっと根源的なところから出てくるようなふうには言えないです。そういうものがクリエイティブだということに。そういうのもあっていいんですけども、そうじゃないほうがおもしろい気がして」

南伸坊さんの言葉を借りますと、「色というものは、それ自体あるわけではなくて光が当たって反射するから色が見える」ということですが、そんなふうに、いろんな光によって発色していくような。

「そうですね。つまり、物と物が出会うと何かになるという気がします。舞台も、都市計画も、デザインもみんなそうだと思うんですけれ

ども、あちらが主体を持っていて、こちら側は出されたものを一方的に受け取るだけの関係なわけですよ。建築でも何でも、そのことをすごく勉強してきて、研究を重ねた人がつくっちゃう。そうすると、『これは何なんですか?』なんて言えない雰囲気があるじゃないですか?それは受け取り手側にも問題はあっても、発信している側にも相当問題がある。

たとえば芝居に当たって、劇団四季の『キャッツ』がほかの国から、「本場ロンドンの『キャッツ』よりいいから、来て下さい」と言われなくて、「よし」と言っているんですよ。そんなことを何で一生懸命やるのか、僕は全然、わからない。それは変なことだ、というようなことが、世の中多々あると思うんです。

都市計画やまちづくりにしても、西洋のものを取り入れるのが全部だめだとは言いませんが、外国を真似て〇〇村とか、冗談ならわかるけど生活から文化の部分までコピーをするということのあまりの悲しさ。そういうことをまじめに考えてしまうということの原点をむしろ考えたほうがいいと思うんです。日本のまちづくりというのとはほとんど西洋追従型で来ていますよね。一時はイギリスですか。それは別に悪くない。文化はコピーから始まったって構わないわけだから。だけど、どこかで昇華する時期にたぶんきているんだと思うんですよ」

日本の場合、まちにストーリーがないか

ら、ライトアップがドハマりチックにならないとおっしゃってますね。

「要するに、前回の波瀬満子さんの言葉で言う『血がながっていない』と言うか。まちとしての意思でやっているわけじゃないんじゃないかと思わんです。そろそろ内側の意思がちゃんと反映されないと、外側から持ってきた意思になると、全部デイズニール化してしまう。日本中、どこに行ってもアーケードがあつて、ファーストフードが並んでいて、ブティックがあるみたいな。そのこと自体が悪いとは思わなくていいんですけども。その機能は、たぶんこのまちな必要ですよ。ただ、それを環境としてぜんぶ同じにしてしまうというのはすごく損だと思わ。だって、人間って、人と違いたいということ、ほとんどのテーマでしょう?」

つまり、どこかへ旅行へ行かれたときに、何で行くかという、そこにしかないものがあるから行くんでしょう?たとえば、パリのエッフェル塔は物語を持っている。映画から何から、いろんなことが情報として詰まっているエッフェル塔というものはパリにしかない。だからそこへ行く。そういう価値が大きいと思わんです。ストーリーというのは、ただ思いついて、いきなり『ここに昔ドラキュラがいて…』と言ったってだめなんです。日本にはドラキュラの伝説なんてどこにもないんだから。そういうの

じや話にならないので、何も昔から引っぱり出してくることはない。そこにずうっと生きてきた人たちが、何かあるものを探し出してやったほうがいいんじゃないかと思う。

そういう物語を持っていないまちが、いっぱいある。そういうまちは実体としてきれいで、過剰なものがたくさん詰まっているけれども、そこではなかなか満足できなくて、やっぱり物語を求めてさ迷うようになると思う。何か人間は幻想というか、自分のストーリーを持たないと生きていけないような気がするんです。

女の人が失恋するとします。そうすると、お寺にでも行ってひとつ泣こうと思うと、どこに

たとえば店の照明をプランニングされたあと、あとは店の人がどう変えようが構わない。そういう広いキャパシティを持つことがコンセプトだみたいなことをおっしゃっていますね。

「変わらないと変えましょう。人も商品も変わりますから、あまりコンクリートメントされてしまうと、一瞬いいかもしれないけど、気が変わったときに辛いでしょね。だから、なるべくふにやふにやしていた方がやさしいかなと」

あまり決めてしまいたくないみたいなの。まちなにも同じようなことが言えますか。

「いつ行っても変わらないまちというのがいいのか、日々変貌していくまちがいいのかとい

だってお寺はいっぱいあるのに、やっぱり京都に行くでしょう。埼玉のお寺で泣いたんじや、自分の失恋物語が完結しないじやないですか。そういう京都が持っている物語の中に入らないと、自分の物語が完結しないわけですよ。そういうふうには、いろんな人の物語を内包できるようなまちが、僕はいいまちだという気がする。でも、やり方によってはそんなに悲観的な状態でもないような気がします。魅力的な場所というのはまだまだ、小さなまちとかで残っていますよね。アメリカのニューヨークなんかは、百年掘ったら何もありませんからね」

うところはありますね。一つの意味で決めていっちゃうと、変貌しにくいですよ。それが私にとっては疑問点として、都市計画の照明計画というの、そこどの程度対応できるのかということ。現実的には、照明って物理的な問題のほうが当然大きいわけです。そのときに具体的にどうするのかという問題が大きいですね」

高層ビルの谷間に一杯飲み屋があつたり、空き地があつたりとか、都市にも余白部分が必要だと思つたのですが、照明にもそういうところでもいい場所つてありますか。

「そこが一番のテーマだと思つてます。照明というのは、まずいことに、明るくしておけばほとんど文句が出ない。つまり、明るいところ

では犯罪が起きないというか。刑事の取り調べと一緒に、明るくされて『もううそはつけないぞ』という感じかな。照明によってまちを殺菌していつちやうんだと思つてますよ。どこもかしこも殺菌しちやう。そうすると、確かに病原菌は死ぬかもしれないけど、いい菌も死んじゃうような気がする。まちを浄化すると、そういうエネルギーがまちにいれなくなつて、家庭とかどこかに閉じ込められて、はびこるんじゃないかな。

だから、まちを明るくしていくというのは、曖昧な部分というのがこわいわけですよ。ところが、どうも曖昧な部分がなくなつちやうと、人間というのはだめだという感じも、最近ちよつと出てきたんじゃないですか。

照明もそうなんですけど、日本って、衛星から見ると、ほとんど地図の形に明るいですってね。日本中、ネオンサインみたいで、だから『何をそんなに不安なんだろう』と思うけど」

芝居との関連で言つと、照明を暗くして緊張感や集中力を高めることがありますがよね。役者の背景の薄明かりでいろんなことを想像させられたりとか。

「その薄闇が魅力なわけですね。それは照明で言つと、明るくしても暗くしても同じなんです。まちづくりも一緒だと思つてます。そこにどっちが合っているかの問題であつて、暗くしてつくったほうがいいのか、明るくしてつくった



「アクセサリ感覚でつくった」というサツポロファクトリー北二条通りの街灯。

ほうがいいかという違いはあるかもしれないけど、目立つところはちよつと見せたいという感じがします。そういう意味では、方法論というのは、本当は大した問題じゃないのかも。

特に、劇場と違って、まちはいろんな人がいますから、一つの趣味で集まっていませぬよね。すると、結局まちも人を選ぶようになってちやうどじゃないかという気がします。パリはパリの合う人を選ぶだろうし、人によっては、場所との相性もあるので、まちは意思をはっきり持つて、しつかりしてくれた方が逆にいいですよ。そうしたら、こつちも好きだとか嫌いだとか言える。いまのまちは、わからないですよ。それから本当は僕は、まちの照明計画という

のは、照明器具をつけなくて済むと一番いいと思っている。日本は特に狭いから、じやまんですよね。それと役所がいろいろな管轄に分かれているから、いろいろな棒がいつばい立ってしまう。それがじやまくさいから、そんな大きい車が通らないところは、イタリアみたいにビルの両側から電線を張って真ん中につけちゃえばいいと思うんだけど(笑い)

遊び感覚から生まれるものもおもしろい。「遊び」と言うとき悪いみたいになっちゃうけど、そつち側にも人生は結構かかっていて、想像の世界というのもだいじですよ。昼間は、名刺と等身大の自分をひっさげて生きていても、夜になったら自由にピーターパンでできる気持ちに

させてしまうような照明ができたらいとは思っています。物質的な豊かさというのは、もう限界が見えてきたから、そういうことがまちづくりでできたらおもしろいと思ってるんです」

そういう人と、光との関係については。

「高さというか、人間との距離が少しおざなりだったような気がするんです。何でかなと思つたら、建築物やまち全体の模型で交渉するものだから、どうしても高いところから、神かスパーマンの目線になってしまふ。実際の人間の目線、行動を気にしながらやりたいですね。」

それと、よく『お先真つ暗』とかいうじゃないですか。だから、ここが明るくたって先が真つ暗だと不安になるけれども、ここが相当暗くても、先に光が見えていけば何となく人生明るいという感じがあるでしょう。ですから、大事なのは自分の回りをすくく明るくすることだけじゃなくて、ある種の方向性が見えると大きいかな」

さて、次回ご紹介いただいたタナカノリ「キキさんとは。」

「いままでまちの彫刻とか言うとき、大先生のつくった鉄のかたまりがぐるぐる回つてたり、そういうのが多いでしょう。でも、これからは違う形でのアーティストとまちとのかかわりが絶対大事だと思います。アーティストの方も新しい関わり方を模索していると思うので、チベットの話なんかまじえながらどうでしょう」

(構成・緒方英樹)

# ふつうの暮らし

## ほんとうの長寿社会をもとめて

朝日新聞論説委員

大熊 由紀子氏に聞く



おおくま・ゆきこ

東京大学教養学科科学史・科学哲学分科卒。朝日新聞社会部記者、科学部記者、科学部次長を経て同社女性初の論説委員に。福祉・医療・科学・技術分野の社説を担当。日本には珍しい数で存在するいわゆる「寝たきり老人」が福祉先進国にほとんどいない事実に基づき、新聞などでキャンペーンを展開。政府の「寝たきり老人ゼロ作戦」や「ホームヘルパー10万人計画」のきっかけをつくる。著書に『寝たきり老人のいる国いない国～真の豊かさへの挑戦』、『ほんとうの長寿社会をもとめて～市町村からの新しい波』（大熊一夫氏と編著、共にぶどう社）、『女性科学ジャーナリストの眼』（勤草書房）ほか多数。

——深沢七郎さんが娑捨てを扱った『檜山節考』が出たのが昭和三年、「極楽まくらおとし図」で安楽死を描いたのが昭和六〇年。それから状況はどう変わったのか、変わらないのか。

ところが、いままさに変わるうとしていっているのが、平成二年に福祉関係の八つの法律が改正されたことで、福祉に関する権限のかなりが市町村に移った。大きな転機である。そのことで、市町村はこれから、なにが、どうできるようになったのか具体的に教えてください。

市町村からの新しい波

「平成五年は、全国三千三〇〇ある市町村で、それぞれ老人保健福祉についての計画をつくりなさいという締切りの年にあたっています。日本の行政で画期的なことです。いままでは中央で大わくを全部決めちゃって、その通りにおやりなさいと。それが、今度はその土地柄に合ったやり方で自主的に自由に考えてくださいというふうになったのです。これからの何年かは、三千三〇〇がピンとキリの市町村に分かれるときになる時期だろうと思います。そのように格差ができるということは悪いことだという見方もありますけれども、私は、それが一時的なものなら結構なことだと思います。格差ができることによって住民が目覚めて、隣のまちはあんなに住みやすいのに、こっちはまちは何なんだと



突き上げる。議員さんとか町長さんたちは、『こうしちやいられない』ということになります。いままでは教科書にだけ『民主主義とは……』と書いてありまして、現実には民主主義が行われていない面があったんですけども、法改正や老人保健福祉がきっかけになって市町村から、本当に住民の立場に立った政治や行政を行わなければいけないというふうに変わってくるんじゃないかと思います。

すでにいくつかのまちでは、ワーキンググループ、現場では座談会とか、寄り合いと言ったりしてんですけど、そういう会をしては、どういふふうな仕組みをつくったら安心して年を取れるかを考えています。たとえば秋田に鷹巣町という町があるんですけども、去年から『未来工房』というのを始めて、出た意見をどんどんまちの行政に反映していっています。たとえばホームヘルパーさんの来てくれる時間を夜まで延ばしました。ヘルパーさんが昼間の時間、一〇時から三時ごろまでしか働かないとしたら、家族は疲れてお年寄りを病院に預けてしまします。ホームヘルパーが本当にお年寄りに必要なのは、朝起きるときとか寝るときだからです。それじゃ困るので、夜九時まで働いてもらおうというのがこの四月から始まろうとしています。それから窓口がいろいろあつて、何かあつたときに回されるという声にこたえて、窓口を一本化しようということになりました。そういうふう

に動いていくと、まちの人たちもすごく希望がわいてきて、自分たちで一生懸命提案するとそれが認められるという感じになっています。

北欧の福祉が進んでいるとか言いますが、三〇年ぐらい前の、たとえばスウェーデンのお年寄りの施設の写真をみると、いまの日本とそっくりなんです。雑居部屋があつて、お年寄りが寝たきりになっていて、うつろな顔をしている。ヨーハンソンというジャーナリストがこれはよくないとキャンペーンし、それをうけていろんな改革が始まりました。あるまちがやると隣の町がやる。デンマークはスウェーデンよりも進んでいるものだから、デンマークに負けちゃいられないといつてスウェーデンががんばる。そうすると、ノルウェーもがんばる、オランダもというふうに、国ごとに、そして市町村も競争して三〇年、いまの日本人から見たら、安心して年をとれる夢のような社会ができました。こうした改革が平成五年から始まると考えたらいんじゃないでしょうか」

——そのデンマークにしても、一九七〇年代くらゐまでは縦割りの行政だったということですが。「ええ。それから、市町村も細かく分かれていて、サイズが何百人というのから何十万人までばらばらでした。一九七〇年代の初めに市町村の合併をして、人口二万から三万ぐらいのところ以上にそろえて、そのあとともやりやすくなった。でも、もとの市町村たとえば特別養

護老人ホームやデイセンターは旧市町村ごとにつくるなど、それなりに独立して、それぞれの土地柄に合わせてやっているようです」

## 二〇二五年の光景

——よく言われるのは、日本は二〇二五年ぐらゐに超スピードと規模で、高齢化社会のピークを迎えるであろう。そうなると大変だから、そのために対症療法的にはなく、予防療法的に準備が必要だと。大熊さんは二〇二五年頃の様子をどのように想像なさいますか。

「みんながいまから、本気になってやったら二〇二五年はどうなるか、前に厚生省の出している『厚生』という雑誌に書いたことがあるんです。二〇二〇年だか何かの『初夢』という題を与えられて、私が書いたのは、こんな感じだったかしら。

うちのだんな様は、お塩とか油とかすごく気をつけているんですけども、それでも脳卒中の家系だから、そのころは半身不随になっています(笑)。そこに、朝は男性のヘルパーさんがやってきて起こしてくれる。私はもう九〇近く起すことはできないけれども、ヘルパーさんとは男同士だから、男じゃないとできないような話をしながら着替えて、電動車椅子に乗って、ひげも剃って出てくる。それでヘルパーさんは

もう帰っちゃう。

お昼過ぎになったら、音楽会へ行こうということになって、まちへ出かけていくと、まちがひじょうに車椅子が使いやすくなっているから車椅子、電車に乗って、音楽会に行く。そうすると、オペラの大好きな樋口恵子さんが、やっぱり車椅子に乗ってやってきている(笑)。

デンマークの場合は、いま現在これが、現実になっていきます。日本で言う首から下がまったく動かない人が、息を吹きかけるとか、首を動かすとか、そういう動きで電動車椅子を操ることができて、一人でも暮らせて音楽会なんかにやってくるんです。それが、二〇二五年には日本でも実現している。樋口恵子さんは半身不随でなくて、もう手足全部だめだけれども、弁が立つから、いまだに評論家として活躍していて、昔は『じじ、ばばも二階建てなり長寿国』とっておられたけれども、いまは『じじ、ばばも三階建てなり長寿国』とか言ったりして、その辺で笑いの輪ができていく(笑)。

夜、家に中国からジャーナリストがやってくる。中国は一人っ子政策のツケで日本以上のスピードで極端な高齢化社会になって、日本のことを学びに中国人のジャーナリストが、もう引退したジャーナリストである私のところへやってくる。『日本でも昔は寝たきり老人という人がいたんですけどね』と聞かれる。それで私は『それを寝かせられきりのお年寄りと言ったときに

は、ずいぶんお医者さんとか行政官から、うそだとか言われたもんです』(笑)という思い出話をする。

夜にはまたヘルパーさんが来てくれて、夫をベッドに戻してくれる。だんなさんは特別養護老人ホームに入って、奥さんは家に残されるとか、そういうふうに分れ別れにならずに一緒に暮らせる。男の人がヘルパーさんをやっているという事は、ヘルパーさんという仕事誇りの持てる仕事になっていくからです。ヘルパーさん志願者が多いだけでなく、各省庁の福祉のまちづくりのようなお仕事、みんながなりたがるあこがれのところになっていきますというようなことを書いたんです。

この文章を書いたのは、かれこれ二年ぐらい前で、その頃は、ホームヘルパーを男の人がするというのは夢物語だったんです。でももういま、地区によっては男の人がホームヘルパーさんとか、特別養護老人ホームの介護の仕事をするとというのがそんなにめずらしいことじゃなくなってきました。さっきの鷹巣町でも、大学の法学部を出た男の人が数人、ホームヘルパーをやっています。山形県の西川町では、市役所と小学校の間に特別養護老人ホームが建っています。つまり、まちのとてもいい場所にあつて、しかも理事長さんは、まちの実力者なんです。それで町長さんもそれに熱心だということになると、その町の中で、特別養護老人ホームはあ

こがれの職種になっているので、男の介護職の人が八人ぐらいおられたんです。市町村がどう考えるかによって、人のお世話をする仕事があこがれの職業になるか、3Kの仕事になるかが分かれるようです。もうこの二年で変わってきています」

### 福祉社会の神話

——先頃、出生率が一・五〇になったと報じられていたが、高齢化社会の問題は高齢者だけでなく出生率の問題だとも言われています。少子社会になって人口構成が逆Uミッドになった時、税の高負担時代がやってくるのか。そのとき世代間の信頼関係は。北欧の前例から見てもどうなんでしょうか。

「これまでは、日本もイギリスもドイツもフランスも子供がどんどん減っています。それらの国は、途上国と違って、女性が高学歴になって、職場に進出していて、だから子供を産まなくなつたんです、という話になっていましたよね。それで、アタマの古い政治家が、だから女性が学問をするのは問題であるなんてことを言っていて、女性たちに怒られたりするということがありました。四年ぐらい前にスウェーデンに行って、意外なことに気がつきました。子どもがじゃんじゃん生まれているんです。女性が高学歴で社会進出している国なので。私はなるべく普



ホールヘルパーと看護婦が訪問。子供が年を取って世話をできなくなっても、もと通りの家に住めます。

(デンマーク)

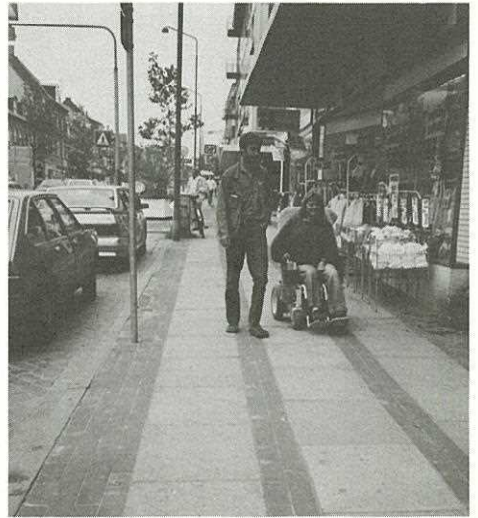
通の暮らしが知りたいから、自腹で行ってホテルには泊まらないで、友達をつくっては、そこに転がり込むのですが、その友達のお向かいの家に行くと、看護婦さんをしている人で、子供が三人いて、そのお母さんの世代では、『私は一人持つのがやっとでした。仕事をしたら、子供をあきらめるか、せいぜい一人だったけど、いまは変わりました』という話をするので、『あれ？』と思って、統計局に行ってみました。情報公開がすごく進んでいて、外国人が行っても、ちゃんといろいろな統計をばつとくくれるんです。それを見たら合計特殊出生率（一人の女性

が一生の間に生む子どもの数）が、スウェーデンはどんどん上がっていて、二・〇二なんです。いまは二・一です。日本は一・五で下がる一方です。女性の学歴が高くなって社会に進出すると、出生率が低下するというのは神話だったと気がつきました。一たんは下がるけれども、女の人を育児か仕事か、家庭か仕事かと追い詰める社会じゃなければ、女の人はやっぱり子供を産むらしい。そんな仮説を持って、デンマークとかノルウェーも調べてみたら、やっぱり出生率が上がっているんです。安心して年を取れない日本とか南欧の国では、家族がお年寄りの面

倒をみることになっているから、仕事をとるか、親の面倒をみるかとなってしまふ。

まちづくりのことを考えても、お年寄りが杖をついたり、車椅子になっても電車が使える、エレベーターに乗れるというまちは、乳母車を押してどこにでも行けるまちは、年をとることがこわくなくて、安心な社会を日本人が一生懸命つくっていけば、子供も一・五〇からさらに下がるといふことを考えないでいいのではないかと思います。

それから、福祉を充実すると、『国民負担率』というのがふえて、それが五〇％、六〇％になると社会の活性化が失われる、大変だという話になっているんですけど、『国民負担率』という言葉が日本にしかないということも私、見つけたんです。八年前には、『寝たきり老人』に当たる言葉が日本以外にないことを見つけて、『寝かせきりのお年寄り』と言う言葉を広めました。それが、『寝たきり老人ゼロ作戦』をつくってもらうきっかけになったんですけども、国民負担率も『寝たきり老人』同様、困った言葉です。国民負担率は、税金と社会保険料を足したものを国民所得で割り算した値だということになっています。そういう物差しというのは、外国でもないわけではないんです。だけど、それに国民負担率という名前をつけていないんです。なぜかというと、国民の負担という名前は、税金や社会保険でみんな出合合って、助



北欧の街では車いすがすすいすい歩く。  
歩道に段差がありません。



それにひきかえ、  
日本の車いすは出番がなくて、この姿。

け合って国民負担すると、個人個人ががんばって貯金して国民負担すると、両方が国民負担だから、税金、社会保険の方だけ国民負担というのはおかしいという考え方らしいんです。日本やアメリカの場合は、税金を少なくしようと思えばかりに、結局、みんな老後に備えて貯金をしていて、実際に家計で使えないお金が四分の一ぐらい。そう考えると、日々使えるお金は福祉先進国と大して変わらないということになります。

——税金を取られると考える日本と、税を預ける思考の違いですね。

「ええ。それから、まちづくりについて考えると、これは個人の努力でまちの段差をなくすなんていうことは絶対できることではないでしょう？ 税金や社会保険料がふえることは、人々が不幸せになったり、経済が傾くということとはつながらなくて、いいことだというふうに発想を変えたほうがいいのではないのでしょうか。私は『国民負担率』という言葉は『国民助け合い率』と言いかえた方がよいと思います。

また、人々の働く活動力みたいなのを見ますと、デンマークやスウェーデン、ノルウェーは、長時間労働はしないけれども、その時間内の働きぶりは、日本よりよく働いています。また、たとえば、日本のお役所は、体の不自由なお年寄りや、車椅子の方を呼びつけるんですが、向こうのお役人は出かけていくということですが、

もっとよく働く。

それから女性の働いている率とか考慮すると、北欧の国々の方が日本より働かないというののも神話の一つだろうと思います。」

### 普通の暮らし

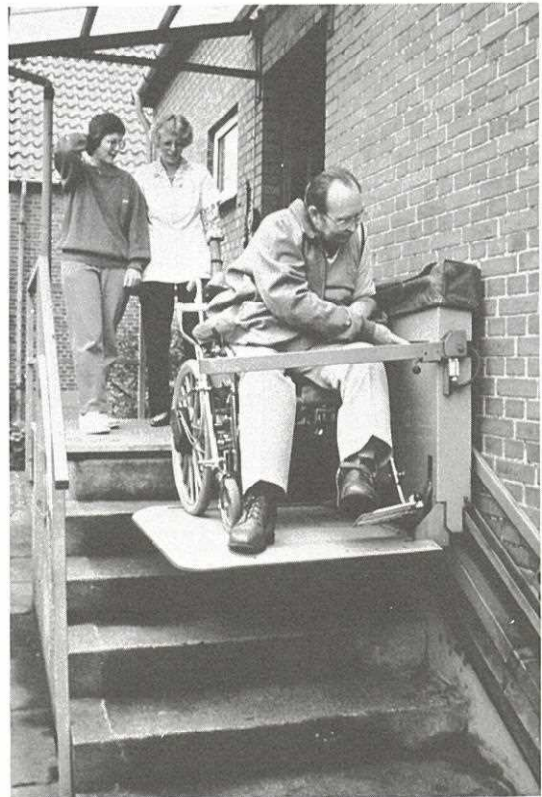
ノーマリセーリングの波  
——誰もが安心して年をとれる環境ということを考える場合、「ノーマリゼーションの思想」でさまざまな試みがなされているようですが、もともとデンマークから伝わったといふこの考え方の由来と意味合いを確認したいのですが。

「北欧とか福祉国という、すぐみんなスウェーデンを思い浮かべるようですが、今から七八年前に、高齢化が日本よりもっと進んだ五つの国を見て歩いたとき、オーストリア、ドイツ、スウェーデン、デンマークと来たら、西のほうへ行くほど、お年寄りが幸せそうな顔をしているんです。そして、スウェーデン人で、福祉の現場の人に聞くと、『デンマークから、われわれはひじょうに多くのことを学んでいます』と言わしてくれます。それで、『スウェーデンはこんなに素晴らしいのに、デンマークの方がいいなんて』と半信半疑だったんですけども、行ってみると、確かにデンマークのお年寄りはとてもいい顔をしてました。

デンマークも一九五〇年代には、いまの日本と同様、知的なハンディを持つ人たちが、人里

離れた何百人かの施設に暮らしていました。日本で言うと厚生省の社会局障害福祉課の精神薄弱係のバンクミッケルセンさんという人がいたんです。その人は後に社会局長にまでなるとは思いませんが、大学を出て、反ナチレジスタンス運動をやった、ナチの強制収容所に入れられていた経験があった。そこから命からがら救出されて、厚生省のお役人になって、精神薄弱者厚生施設に当たるところに行ってみると、ナチの強制収容所よりずっときれいだけれども、この単調な生活は普通じゃない、アブノーマルだということに気がつきました。ジャーナリストにその情報を流したり、親の人たちに会をつくるように勧めたりして、どんなに知的なハンデイがある人も、まちの中でノーマル、つまり普通の暮らしができるようにと法律をつくりました（『一九五九年法』）。デンマーク語ではノーマリセーリングと言いますが、英語だとノーマリゼーションとか、ノーマライゼーション、フィンランド語では、ノルマリサーテイオと呼ばれるようになりました。

知恵遅れと呼ばれている人を普通の人にするんじやなくて、仮に重い知的なハンデイをもっているとしても、大きな施設じゃなくて、まちの中の普通の大きさの家に住んでもらう。それから、普通の人は一日じゅう家にいるのではなくて、出勤したり、学校に行ったり、元気なお年寄りだったら、外に楽しみごとに行くのが普通



この男性が退院した時には、家の改造はすでに終わり、車椅子で降りられるようになっていた。ホームヘルパーと訪問看護婦の手配も済んでいた。

通です。ハンデイの重い人も同じように昼間はどこかに出かけて、生きがいのあることをして、夜はアットホームな家庭に帰っていく。それから、普通の人は週末には余暇を楽しむし、夏休みは別荘に行くんだから、そういう人たちもそれを味わえるようにする。それから、普通の人たちは恋愛をしたり、友達づき合いをするんだから、知的なハンデイを持つ人たちもそれができるようにというのがノーマリゼーションの考え方です」

### ゴールドプランとダイヤモンドプラン

「日本ではまだ、ノーマリゼーションというの

は在宅福祉だと単純に考えられているフシがあります。しかも在宅ということになると、お年寄りの面倒を、もしホームヘルパーさんなんかがいなければ、お嫁さんがみることになる。そうすると、お嫁さんとお年寄りがセットになって、家の中から出られなくて、アブノーマリゼーションのすごい悲劇になってしまう。

私、最初は『安心して年を取れる、障害をもっても安心できる社会に』と言っていたんです。家族が身の回りの世話をすると、両方、共倒れになっちゃうから、ホームヘルパーさんが夜も来るような体制を作らねばならぬと、わあわあ一生懸命言っていたら、『ホームヘルパー一〇万人計画』というのを厚生省のゴールドプランの中

に入れてもらえました。でも、ホームヘルパーさんが来て、家のなかで面倒をみているだけじゃ、やっぱり生きるかいたがらない。

毎年私は朝日ホールのマリオンというところで、シンポジウムをやっていて、四年ぐらい前に『寝かせきりにしないシンポジウム』をやったんですが、今年は『老いても、障害をもって、輝くために』というのをやったんです。人間は、安心するだけでは生きるかいたがなくて、特に男の人なんか、『半身不随になって生きていけるだけなら、おれは死にてえ』とか、死ぬことでおしまいにしてしまうという気持ちを持つちゃう。第六回のシンポジウムは、『美しく死ぬために』と企画したら、押すな押すなの大盛況。半身不随になっても、首から上が動かなくても、まちの中に出ていって、友達づき合いをしていくということになると、まちづくり、建物づくりが、障害を持つ身になっても自由に出入りできるというのがものすごく大事になるんです。

『ホームヘルパー〇万人計画』が入っているのにゴールドプランというニックネームがついているので、去年の暮れから私はダイヤモンドモンドプランもつくれと言っています。それは『老いても、障害をもっても、ダイヤモンドのように輝けるように』と。ゴールドプランとダイヤモンドプランと両方なかったら本物じゃありません。ダイヤモンドプランは、厚生省というより、建設省とか運輸省が中心になってやってほ



大きな駅にはエレベーター・エスカレーター・階段の3点セットがあるのが常識。

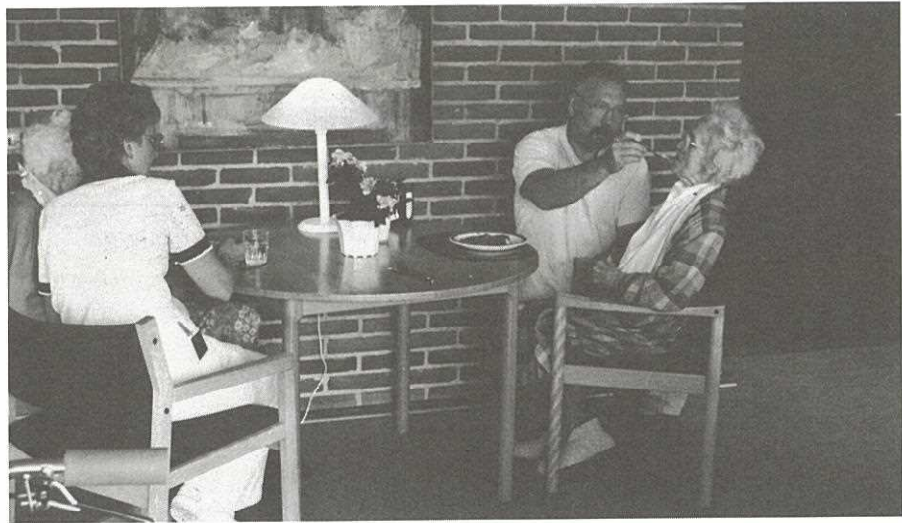
しいと思っっているんです。

また北欧の話に戻りますけど、スウェーデンでは一九七〇年にダイヤモンドプランに当たるものができていて、デンマークでは一九七二年にそういう法律ができています。どうなのかという点、不特定多数の人が利用する建物は、公立のものじゃなくても、バリアフリーにつくらなければならぬ。それから、目の見えない人が使いやすいようできなきゃいけない。耳

が聞こえない人が迷子にならないようにしなきゃいけないという法律です。福祉については、私は後進国だと思っっているアメリカでさえ、一九九〇年に障害を持つアメリカ国民法、ADAができて、同じことを義務づけた。アメリカは、それより少し前にリハビリテーション法というのがあって、国からの補助金が入っているような建物はバリアフリーにしなきゃいけないというふうになっていきました。だから取り残されているのは日本だと。

この間、トルコに行ったら、空港が車椅子でもすごく使いやすいようになっていたし、インドネシアでホテルに入ったら、エレベーターのボタンが車椅子の人に届くところについていた。日本だと、高いところにはまずはつけなくて、六台あると一台ぐらいに、恩着せがましく車椅子マークがついている。そうじゃなくて、まず一個ボタンをつけるんだしたら下につける。なお金があれば上にもつければ、車椅子の人だけじゃなくて、子供も使えますね。

それから、知恵遅れの人たちに表示が難しいからやさしい書き方をしていると、子供にも外国人にもわかりやすい。ノーマリゼーションという考え方は、もともと知的なハンディを持った人の世界から始まったんですけども、まず車椅子の人たち、それから年を取っている人、乳母車の人、外国人、みんなにとって都合がいいということだと思います」



痴呆のお年寄りで、精神病院にいたような方が特別養護老人ホームで暮らしている。男の介助員の人もたくさんいる。

「人にやさしい」だけでなく、

「人もやさしい」まちを

——『寝たきり老人のいる国、いない国』によると、ある環境のもとで不利な状態の人。スウェーデン語だと、ハンディキャツパ。

「そうです。一九七二年、私が初めてスウェーデンに行ったとき、ハンディキャツパという言葉がしばしば使われているのに気づきました。それを私は頭のなかで『障害者』という意味だな』

と思っていれば、そうではありませんでした。妊娠中の人とか、大きな荷物を持っている人、乳母車を押しているから両手を使えない人とかを含めた言葉だったんです。だから乳母車を押している人は交通機関がただになる。状況次第で、誰でもがハンディキャツパになりうる。

そうした不利な状態を少しでも減らすために、環境を整え、不利を補うために、まわりが手を貸す。たとえば、お年寄りがバスに乗るとき、もともと床が低くだけなく、より乗りやすいようにバスがまるで『どうぞ、お乗りください』という感じで傾く。そして、どこからともなく人手がばばっと出て、乗つけちゃう。それが実に鮮やかに自然なんです」

——そうした視点をふまえて、日本のまちに望まれることは、

「尼崎の市立の高等学校で、筋ジストロフィーの少年が、ちゃんと筆記試験が受かっているの

に入れてもらえなくて裁判になったんですけれども、それは、学校が車椅子では二階に上がれないからお断わりしますということだった。だから、この雑誌の読者の方なんか、そうしたことも十分配慮した建物やまちをつくってほしいと思います。

この間は、九州のある市で、市庁舎が新築されて、それを車椅子の人が見学にきて、降りるとき段差があることがわからなくて、転倒して死んでしまった。なぜそこに段差をつくらなきゃいけないかというと、市庁舎みたいなものは仰ぎ見るような感じにつくったほうがいいせいだと思います。裁判所も、用もないのに階段があったりする。車椅子のトイレは麗々しくつくられているけれども、そこまで行けない。羽田空港でも裁判所でもそうですよね。

いま、火事や地震に備えた設計を配慮されるのと同じ気持ちで、車椅子だったら、目が見えなかったらこれはどうだろうか、耳が聞こえなかったらとかハートで考えながらつくっていた方がいいのです。そうすれば、同じ建物がそれこそ二〇二五年まで改造しないで使える。そういう大事なお仕事を、読者の方々はしていらっしやるわけですから、特にお願いしたいと思えます」

(構成・緒方英樹)

平成五年六月八日に

# 高齢者・障害者対策

建設大臣官房政策課

(平成5年5月現在)

住宅分野 における対策	公営住宅等	①老人世帯・障害者世帯に対する優先入居の取扱 ●高齢者・障害者に対する優先入居(倍率優先、別枠募集等) ●高齢者・障害者の単身入居 ②エレベーター設置に対する補助 ③福祉型借上公共賃貸住宅制度	優先入居 { 高齢者：昭和39年度創設 障害者：昭和46年度創設 } 昭和55年度創設 平成3年度～ 平成4年度創設
	公団住宅	①高齢者等世帯向け住宅の供給 ②高齢者・障害者に対する優先入居の取扱 ●入居募集に当たっては倍率優遇措置 10倍 ●入居住宅は1階又はエレベーター停止階を割当てる等の優遇措置	昭和47年度供給開始 昭和56年度創設
	シルバーハウジング・プロジェクト	福祉施策との連携の下、ライフサポート・アドバイザーによる福祉サービスが提供される高齢者仕様の公的賃貸住宅を供給する。	昭和62年度創設
	シニア住宅	終身年金保険等を活用し、入居時に住居費の全部又は一部を支払う方式を採用した新しいタイプの公団、公社住宅。	供給促進事業： 平成2年度創設
	公共住宅のバリアフリー化	①新設の公営、公団住宅について一定の設計・設備の標準化 ●住戸内の段差の解消(和室・洋室間、水廻り・台所等間、便所、浴室) ●住戸内で将来手すりの設置を可能とする下地材の設置 ●共用階段及び住戸内階段の手すりの設置 ②高齢者・障害者向け住戸改善、環境改善(段差解消、誘導ブロック設置等)の実施	平成3年度～
	地域高齢者住宅計画		昭和61年度～
	住宅金融公庫融資	①高齢者・障害者同居割増貸付け ②高齢者対応構造工事(建設、購入時)に対する割増貸付け ③高齢者・身体障害者用トイレ・バスユニット等設置工事割増貸付け ④ホームエレベーター設置工事に対する割増貸付け ⑤高齢者・身体障害者用設備設置工事(住宅改良)に対する割増貸付け ⑥承継償還制度 ⑦親孝行ローン	創設 高齢者：昭和47年度 身体障害者：昭和49年度 心身障害者：昭和54年度 平成3年度創設 昭和61年度創設 昭和63年度創設 平成2年度創設 昭和55年度創設 昭和63年度創設



一般建築分野 における対策	身体障害者の利用を配慮した建築設計標準	医療施設、文化施設、商業施設等不特定多数の人が利用する公共性の高い建築物を対象とする「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」を作成。	昭和57年
	人に優しい建築物整備促進事業 (ハートフルビルディング)	不特定多数の人が利用する建築物で障害者等の利用に関して計画、構造設備等総合的に配慮したビルについて、日本開発銀行等の低利融資を行う。	平成4年度創設
官庁施設 における対策	新営施設については、高齢者・障害者の利用を配慮した整備を実施。		昭和50年度から (一部昭和48年度から実施)
	窓口業務など多くの外来者が予想される国家機関の既存施設についてはスロープ、玄関自動扉、身体障害者用便所の設置、既存エレベーターの改善等障害者の利用を配慮した改修を緊急性の高いものから逐次実施。		昭和53年度から
街づくり分野 における対策	福祉の街づくりモデル事業	障害者等に配慮した街づくりを推進するため、障害者等の快適かつ安全な移動を確保するための移動システム等の施設の整備や関連道路事業等を実施。	平成3年度創設
	駐車場の整備基準	障害者等に配慮した駐車施設の整備推進を図るため、標準駐車場条例第29条第2項において車椅子利用者のための駐車施設についての基準を定め、障害者対策を実施。	平成2年策定
道路関連分野 における対策	歩行環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の段差の切下げ</li> <li>○歩道の視覚障害者用ブロックの設置</li> <li>○スロープ式の立体横断施設</li> <li>○電線類の地中化</li> <li>○幅の広い歩道の整備</li> </ul>	
	有料道路の通行料金の割引(5割)を実施	●肢体不自由者が自分で運転する場合を対象	
	譲り合い車線	平成3年度より新規施策として実施中。	
公園分野 における対策	身体障害者の利用を配慮した都市公園施設の整備	車椅子による利用が可能な便所の設置、段差の解消、入口や園路の確保、視覚障害者のための手すりなどの設置を実施。	
	技術標準の改定	都市公園技術標準(案)に「身体障害者を考慮した公園施設編」を追加	平成3年3月改定

# 福祉の街づくりモデル事業の概要について

海野 敦

建設省住宅局市街地建築課係長

## 一、はじめに

我が国では、平成元年の人口統計によると国民の平均寿命が男性七五・九一歳、女性八一・七七歳となり、長寿社会の進行が著しいものとなっている。

一方、都市化の進展から市街地においては、自動車交通量が増大し、高齢者や身体障害者が通行する上では安全性が不十分であったり不便であったりする箇所も多く、これらの方の社会参加を遠ざける要因となっている。

長寿社会において高齢者・身体障害者の社会参加機会を確保することは、個人の権利を守るためにも社会活動の振興を図るためにも極めて重要である。又、二〇一〇年に総人口の二二％が六五歳以上になるという推計（経済審議会「二〇一〇年委員会報告」二〇一〇年への選択）もあり、高齢者・身体障害者に配慮したまちづくりに早期に対応するよう、本格的に取り組んでいく必要がある。

## 二、福祉の街づくりモデル事業の概要

このような背景の下で、平成三年度に「福祉の街づくりモデル事業」を創設し、高齢者・身体障害者の市街地における快適かつ安全な移動を確保する施設の整備の促進を図ることとなった。

従来から、建設省では、建築物については、身体障害者の利用に配慮した建築設計標準の策定（昭和五七年）等を通じて指導等を行うとともに、市街地再開発事業の実施等に際して車椅子

の利用に配慮したスロープ、エレベーターの設置等に努めてきたところである。

これに対して、「福祉の街づくりモデル事業」は、主として屋外の歩行者空間において、高齢者・身体障害者を配慮した街づくりを行うことを目的とした事業である。制度としては、動く通路、スロープ、エレベーター等、更にこれらの設備に付属する移動案内装置を含めた移動システム全体を整備する事業に対して国庫補助を行うほか、歩道の段差の切下げ、昇降施設付きの立体横断施設の整備等の交通安全事業の重点実施を行うものとなっている。なお、これまで補助対象が屋外の移動システムに限られていたが、平成五年度からは、既存建築物の改修に伴って整備される屋内の移動システムに対しても国庫補助を可能とする制度の拡充を行ったところである。

又、この事業の対象地区は、厚生省による「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」、「住みよい福祉のまちづくり事業」等の実施都市内の地区とされており、建築物・道路・福祉施設を総合的に整備する事業でもある。

## 三、実施状況

現在まで、「福祉の街づくりモデル事業」は延べ十五地区において実施されており（平成三年度八地区、平成四年度三地区、平成五年度は六月で四地区）、高齢者・身体障害者が快適かつ安全に通行できる良好な市街地の形成を目指して

各地で整備計画の策定が進んでおり、平成五年度においては実際の移動システム整備が三地区において為されることとなっている。

そのうち、群馬県高崎市の高崎中心市街地地区では、平成三年度に策定された整備計画に基づき、施行主である高崎市によってJR高崎駅の二階レベルの自由通路に接続してエレベーターが設置される。駅舎のような高齢者・身体障害者の移動の自由度を高める必要性が高いことは、鉄道事業者等に任せるだけでなく、自治体等による積極的・早期の移動システム導入も検討する余地がある。この高崎市の案件は、その好例であるといえる。

又、福岡県大牟田市の有明町地区では、市役所、駅、公園、保健所等の公益的施設が集中する地区における高齢者・身体障害者の移動ネットワークについての整備計画が策定されており、今後、段階的に移動システムが整備されるところである。本年度においては、市役所の本庁舎と新館を接続するスカイウェイが整備される。

徳島県徳島市の内町地区では、平成五年一月に開催される身障者スポーツ大会に向けて、主要交差点等における五機のエレベーター及び歩道橋が整備される。これらは、平成三年度に徳島市により策定された福祉の街づくり整備計画に基づいて、道路整備事業等の様々な事業制度を活用して集中的に整備されるものである。

福祉の街づくりモデル事業の補助対象となる

のは藍場浜公園の地下駐車場、歩道橋及び地上を接続するエレベーター一機であるが、徳島市が道路整備事業や徳島県の助成制度を活用して総合的な福祉の街づくりに取り組んだ意欲的な事例である。

〔参考〕…福祉の街づくりモデル事業実施地区

●平成三年度

- ① プライム・ヘルシータウン地区（北海道伊達市…調査）
- ② 高崎中心市街地地区（群馬県高崎市…調査）
- ③ 北浦和地区（埼玉県浦和市…調査）
- ④ 高岡駅前地区（富山県高岡市…調査）
- ⑤ 小松中心市街地地区（石川県小松市…調査）
- ⑥ いきいきタウン大府地区（愛知県大府市…基本設計）

●平成四年度

- ⑦ 松阪中心市街地地区（三重県松阪市…調査）
- ⑧ 内町地区（徳島県徳島市…調査）
- 平成四年度
- ⑨ 反町・舞台・懸鉄・瀬樋内地区（福島県本宮町…調査）

●平成五年度

- ⑩ 泉ヶ丘地区（大阪府堺市…調査）
- ⑪ 西条中心市街地地区（愛媛県西条市…調査）\*1
- ⑫ 高崎中心市街地地区（群馬県高崎市…EV整備）\*2
- ⑬ 内町地区（徳島県徳島市…EV整備）\*2

⑭ 有明町地区（福岡県大牟田市…スカイウェイ整備）

\*1 平成五年度も引き続き調査を実施。

\*2 平成三年度に調査を実施済

四、おわりに

ここで紹介したように、我が国でも市街地における高齢者・身体障害者のバリアフリーが徐々に図られはじめてきている。しかし、その一方で、市街地では地価の高いこと等が原因となつて福祉施設が都市郊外に立地せざるを得ず、高齢者・身体障害者の社会参加の機会を少なくしている場合も多い。このような都市レベルでの対応が必要な問題には、まちづくりの方針に立返つて検討する等、行政だけではなく社会全体での取り組みが必要であろう。

市街地における公共空間のノーマライゼーションについては、事例でも紹介したように行政主導となることが多い。しかし、市街地のノーマライゼーションの出発点は、一般の建築物であり、長寿社会に対応したまちづくりには、行政ばかりではなく、個々の建築物の設計者の協力が欠かせない。

誰もが住みよい都市を実現するまちづくりを推進するには、行政を始め、民間事業者もまた、まちづくりの担い手であるという意識を持ち、社会全体で取り組む体制が形成されることが期待される。

# 兵庫県「福祉のまちづくり条例」に見る試み

高原 弘海

兵庫県福祉部長寿社会政策局  
福祉企画室長

## 一、まちづくり条例のねらい

そもそも「福祉のまちづくり条例」という言葉からどのような内容の条例を思い浮かべるか。「福祉」と聞けば、普通は、お年寄りや障害者に対する年金や手当、施設や在宅での福祉サービスなど、金銭やサービスの給付というような、どちらかと言えばソフト的なものを連想される方が多いのではないか。

一方、「まちづくり」と聞けば、道路や公園、あるいはこれらが一体となった市街地開発のようなハードを連想される方が多いと思う。

「福祉のまちづくり条例」は、本質的には、このような意味でのソフトとハードを両方含むものであるが、昨年一〇月に兵庫県で制定された条例は、具体的には、道路、公園、住宅等について、障害者や高齢者が利用しやすい整備を進めていくという、目に見える形での、いわばハード面の整備がポイントの内容となっている。順序が先後するかもしれないが、次に、この条例のねらいなり基本的な考え方を御説明してみたい。

条例制定の最大のねらいは、二一世紀初頭の超高齢社会の到来に向け、人口構造の面でも（今世紀中はたしかに高齢化は進むものの、いわゆる社会の現役世代としての生産年齢人口はさほど減少しない）、経済基調の面でも活力のあるうちに、将来に備えた社会資本の整備・蓄積をし

ておこうという点にあると思う。

また、高齢化への対応や障害者対策の柱として、「ノーマライゼーション」や「社会参加」ということが言われるが、そのためには、まず何よりも、多少なりともハンディを持った高齢者が障害者が「街」に出て、社会参加ができる条件整備（わかりやすく言えば、「移動ができること」）が重要であることは言うまでもない。

今回の条例の眼目は、「ノーマライゼーション」の理念や「社会参加」が実現できるように、道路や公共交通などの「移動空間」、「移動手段」や公共的建物や共同住宅などの「滞在・生活空間」を高齢者や障害者が利用しやすいものにしていくという点にあるものと御理解いただければ良いと思う。

## 二、兵庫県条例制定の背景

都道府県レベルでは、昨年一〇月に、兵庫県と大阪府の両自治体において、「福祉のまちづくり条例」が全国に先駆けて制定されたが、兵庫県でこのような条例が制定されるに至った背景について若干触れておきたい。

兵庫県内では、例えば、神戸市で昭和五二年に条例が制定されるなど、都市部を中心に、五〇年代から既に条例又は要綱により民間を含む建築物の新築等の際に事前の届け出などを求めて高齢者や障害者に配慮した整備が進められてきた。



平成二年には県として要綱制定について県下各市町に対して要請を行い、平成四年四月には、県下九一の全市町（兵庫県下には村はない）において条例又は要綱が制定されるに至っていた。

また、平成二年には、建築サイドでも、全国に先駆けて「建築基準条例」の改正が行われ、特定の建築物に高齢者、障害者等への配慮措置が努力規定として追加されていた。

県条例が制定された背景には、県下各市町のこのような取り組みや建築サイドでの対応が行われてきた実績があり、いわば、市町等先導型の

福祉のまちづくり対応を受けての県条例の制定ということが言えよう。

また、当然のことながら、まちづくり条例は従来の「福祉」の分野にとどまるものではなく、例えば、県庁内でも土木・建築等多くの部局にまたがるものであることはもちろん、県下の市町、民間事業者、各関係団体など多数の関係者と利害関係を有する新しい取組みであるため、これらの幅広い関係者のコンセンサスを得ることは容易ではない。

このような意味では、トップである知事の条例制定についての強いリーダーシップがあったことも大きな要素として挙げられる。

### 三、条例制定の必要性

「二」で述べたように、兵庫県においては県下全市町村で既に「福祉のまちづくり」に関する条例あるいは要綱が制定され、かつ、建築基準条例においても努力規定が盛り込まれていたが、加えて、県条例を制定しなければならなかった必要性について、次に簡単に触れておきたい。

- ① 要綱による行政指導であるため、実効性の確保に一定の限界があること
- ② 建築物については建築時を対象としており、既存建築物の改修促進のための手続きが盛り込まれていないこと
- ③ 道路や公園が対象とされておらず、面とし

てのまちづくりに限界があること等の課題があった。

また、建築基準条例との関係では、  
 ① 安全、防災、衛生面の確保という建築基準法の趣旨からは、建築基準条例で高齢者や障害者の利便性の向上のために一定の構造設備を求めることには限界があること  
 ② 日常生活上重要な駅舎、銀行、郵便局等が対象とされていないこと

等の課題があった。

このような問題点に対処するため、県条例が制定されたものであるが、条例には、規制的措施だけでなく、財政的支援措置に関する規定が盛り込まれている点も特徴の一つとして挙げられる。

### 四、条例の概要

条例では、県、市町、県民及び事業者が一体となった福祉のまちづくりの総合的推進の必要性が強調されており、それぞれの役割に応じた責務が定められているが、具体的な内容については、（参考1）及び（2）を御覧いただきたい。

なお、若干補足しておく、建築確認事務との関係については、本条例の事務と建築確認とは事務を分けて処理することとされており（即ち、制度上は、二つの独立した手続きとして進められる）、本条例の審査結果が建築確認に影響を及ぼすものではないが、実質的には、両者の

間で連携が図られるよう細部の運用について庁内で検討を進めている。

## 五、県としての今後の取組み

昨年一〇月に制定された「福祉のまちづくり条例」が効果を挙げ、その精神が生かされるよう、県としては、本年一〇月の本格施行に向け、当面、次のような取組みを行うこととしている。

### ①普及・啓発のための事業

まちづくりの具体的推進方策を定めた「福祉のまちづくり基本方針」を策定するとともに、啓発ビデオの作成、国際セミナーの開催等を通じ、幅広く県民、事業者等への普及・啓発を行う。

### ②県立施設の改修整備

県自ら率先して、条例を実践するため、既存の全県立施設について、平成五年度から十一年度までの整備計画を策定し、整備基準に沿った整備に取り組む。

### ③重点地区整備事業の実施

面的なまちづくりの整備を行政が中心となって促進するため、モデル的に、駅舎、病院、商店街などが集積している地域を重点地区として指定し(概ね一キロ四方のエリアを想定)、道路等を重点的に整備する。

### ④財政的支援措置

民間事業者等の自主的な取組みを積極的に支援するため、スロープ、車イス用トイレ等

の設置に対して低利融資を行うほか、鉄道駅舎への車イス用エレベーターの設置及びリフト付バスの購入に対する一定の助成、さらには、低所得者向けの住宅改造への助成を行う。

### ⑤研究所の設置

本年一〇月に県立の「福祉のまちづくり工学研究所(仮称)」を設置し、高齢者や障害者が安心して移動、行動、利用できる建築物、交通機関、住宅、リハビリテーション機器等の在り方についての学際的・実践的な研究を行う。

## 六、終わりに

高齢者や障害者が利用しやすい環境づくりを進めていくことの必要性自体については大方の理解は得られやすいと思うが、現実には、例えば、

道路を拡幅して段差のない歩道をつけるとか駅舎を改造してエレベーターをつけるようなケースを想定すると、例えば、用地買収の問題、輸送の効率性との関係、費用の問題等、対処しなければならぬ課題は少なくはなく、事業者や県民の理解や協力が必要とされることは言うまでもない。

この「福祉のまちづくり条例」は新しい取組みであり、既に述べたように幅広い関係者の理解や協力が欠かせないものである。これが普及・定着するまでには時間もかかると思うが、将来的には、社会システムとして「福祉のまちづくりの考え方」が当然のこととしてビルドインされた社会となるよう、着実に息の長い取組みを行っていきたい。



(参考1)

## 福祉のまちづくり条例の概要

### 1 趣旨

#### すべての人が社会参加できる福祉のまちづくり

(前文)

- 高齢者や障害者を含むすべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会をもつことにより、自己実現を果たせる社会の構築（ノーマライゼーションの実現）をめざす。
- 21世紀の超高齢社会に備えて、高齢者や障害者を含むすべての県民がいそいそと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進する。

### 2 福祉のまちづくりの総合的推進

#### 県、市町、県民及び事業者が一体となった福祉のまちづくりの総合的推進

(2条～7条、11条)

- 県、市町の責務
  - 県は、基本的かつ総合的な施策を策定し、推進するとともに、福祉のまちづくり基本方針を策定する。
  - 市町は、地域の状況に応じた施策を策定し、推進する。
  - 県及び市町は、市街地再開発事業等の機会をとらえて、福祉のまちづくりの面的な整備を進めるよう努める。
  - 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財源上の措置を講ずるよう努める。
- 県民の責務
  - 福祉のまちづくりへの理解を深め、意識の高揚を図り、自ら進んで生活の自立と能力の発揮に努めるとともに、県及び市町の施策に協力する。
  - 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。  
\* 通行の妨げとなる自転車の放置、施設利用の妨害などの禁止  
※具体的には、行政、福祉団体や施設設置者団体など76団体が構成する「ひょうご福祉のまちづくり推進協議会」で一体的な推進を図る。

#### 福祉意識の高揚

(8条～10条)

- 県は、高齢者等に対する理解と思いやりのある児童を育成するための福祉教育を推進する。
- 県及び、市町は、県民の福祉意識の高揚、必要な情報の提供、指導等に努める。

### 3 高齢者や障害者に配慮した施設の整備

#### 特定施設整備基準

(13条)

整備すべき施設(施設の性格に応じて公益的施設、公共施設、共同住宅等の3つに分類)及び設備について特定施設整備基準を規則で定める。  
\*「福祉のまちづくり条例施行規則の概要について」参照

#### 特定施設の新設、改修—施設整備義務—建築等の事前届出

(14条～21条、29条)

- 事業者は、特定施設の新設または改修に際して、特定施設整備基準を遵守しなければならない。
- 特定施設の新設等を行うとする事業主はあらかじめ、知事に建築等の届出を行い、審査及び指導を受けた上で工事を行うとともに、工事の完了した時点で工事完了届を提出しなければならない。
- 知事は完了検査を行い、特定施設整備基準に適合していれば適合証を交付する。
- 届出を行わずに工事に着手したとき、または工事に関して不正な行為をしたと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実等を公表することができる。
- 国、地方公共団体等が特定施設の建築等を行う場合には、届出に代えてあらかじめ知事に通知するものとする。ただし、整備基準に適合していない場合は、当該通知を行った国等に対し、必要な要請を行うことができる。

#### 既存の特定施設—施設整備努力義務と自主点検義務

(22条～24条)

- 事業者は、既存の特定施設について、特定施設整備基準に適合するよう、その整備に努めなければならない。
- 事業者は、特定施設(共同住宅等を除く。)が整備基準に適合しているかどうかについて調査し、整備状況を把握しておかななければならない。
- 県は、事業者に対し、整備状況の報告または整備計画の提出を求め、改築の指導、助言を行うことにより、既存施設の改修促進を図る。

#### 公共車両の整備努力義務

(25条、26条)

- 事業者は、その所有または管理する鉄道車両や乗合バスについて、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。
- \*具体的には、案内表示器の設置やリフト付きバスの導入等

#### 住宅の整備努力義務

(27条)

- 県民は、自らの心身機能の低下に対応し、または高齢化等に備えて、安全かつ快適に自宅で生活できるよう、住宅の整備に努めなければならない。
- 住宅を供給する事業者は、高齢者等が安全かつ快適に生活できるよう、高齢者等に配慮した住宅の供給整備に努めなければならない。

### 4 施行期日等

#### (1) 施行期日(附則)

条例のうち、県民の意識啓発等の規定は公布の日(平成4年10月9日)から施行し、特定建築物等の整備に係る部分は、平成5年10月1日から施行する。

#### (2) 条例の執行体制(31条、附則)

条例の執行事務のうち、公共交通機関の施設を除く特定施設に係る届出の受理・審査、完了検査などの事務については規則で市町長に委任することとし、勧告及び公表、既存施設の改修促進や公共の交通機関の施設の整備促進などの事務については、県が直接執行することとする。



(参考2)

### 福祉のまちづくり条例施行規則の概要について

「福祉のまちづくり条例」の施行に向けて、同施行規則で規定する特定施設の範囲、特定施設整備基準、特定施設の建築等の届出等主要な事項については次のとおりとする。

#### 1 特定施設の範囲

条例では、①特定施設、②公共車両、③住宅を対象施設としており、整備基準を定める特定施設の範囲は以下のとおりとする。

##### ■特定施設

##### □公益的施設

- 規模要件なし……………社会福祉施設、官公署、学校、図書館・博物館、公会堂・集会所、駅、銀行、劇場・映画館、地下街、路外駐車場等
- 300㎡以上の規模のもの……………病院・診療所、物品販売店、飲食店、理容所・美容所、公衆浴場
- 500㎡以上の規模のもの……………遊技場
- 1,000㎡以上の規模のもの……………展示場、ホテル・旅館
- 3,000㎡以上の規模のもの……………複合用途施設

##### □公共施設……………道路、公園等

##### □共同住宅等の施設……………共同住宅(1棟で50戸を超えるもの)、寄宿舎(1棟で50室を超えるもの)、事務所・工場(3,000㎡以上)

#### 2 特定施設整備基準

特定施設の種類に応じて、構造・設備の整備基準を次のとおり定める。

- (1) 車いすで通行できる傾斜路の設置  
通路、廊下等に段差が生じる場合は、幅員90cm以上、勾配1/12(高低差10cm未満は1/8)以下の傾斜路を設置する。
- (2) 車いすで通行できる幅員の確保  
通路・90cm以上、出入口・80cm以上、歩道・150cm以上の車いすで通行できる幅員を確保する。
- (3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- (4) 階段の手すりの設置
- (5) 車いすで利用できるエレベーターの設置  
ア 避難階以外の用途面積1,000㎡以上の老人福祉施設、病院・診療所、図書館・博物館、公会堂・集会所等にあつては、設置するものとし、避難階以外の用途面積1,000㎡以上の官公署、日乗降客数5,000人以上の駅にあつては設置に努めるものとする。  
イ 設置に際しては、かごの大きさ、車いす使用者用操作盤の設置、戸の開放時間、点字表示などに配慮する。
- (6) 車いすで利用できる便所の設置  
ア 用途面積1,000㎡以上の施設の便所は男女別に1箇所以上車いすで利用できる便所を設置する。  
イ 用途面積1,000㎡未満の施設の便所は男女別に1箇所以上腰掛け式便器を設置する。
- (7) 車いすで利用できる駐車場の設置  
駐車台数30台以上の駐車場に1区画以上車いす専用駐車区画を設置する。
- (8) その他高齢者等の利用に配慮する事項  
高齢者等が利用しやすいよう、共同浴室の浴槽の高さ、記載用カウンターの高さ、公衆電話の電話台の高さ、滑りにくい床面などに配慮する。

#### 3 特定施設の建築等の届出

特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに行う。

#### 4 施行期日

平成5年10月1日から施行する



本書は、今日我々が高校や大学で学ぶ近代経済学の主流である新古典派経済学が当然視してきた市場経済のビジョンについて根本的な問い直しをしている。

筆者は、新古典派経済学の特長として、①「人間」を、与件の変化に反応するだけの適応的行動主体と規定していること、②この人間観を前提にして、経済活動、経済メカニズムを、与件に変化がない限り究極的には収束し均衡する静的なものとして捉えていることの2点を挙げている。そして、この人間観こそが、与件と人間の反応の関係を社会学等他の学問にまかせつつ、人間を与件に反応する「関数」として把握する「科学的」手法としての経済学を成立せしめているのである。

しかし、人間というものは、本当に与件の変化にしたがって反応するだけの存在であるのか？また、経済メカニズムは、常に収束、均衡に向かうだけで新たな動きを生み出すメカニズムは内包していないのか？本書は、このような疑問を過去の経済学者の研究を踏まえつつ、経済の動的側面に着目して記述されたものであり、経済学や社会「科学」に関心がある人には、是非とも読んで頂きたい一冊である。

(中)



井上義朗 著

## 「市場経済学の源流」

マーシャル、ケインズ、ヒックス」

中公新書 680円

長谷川慶太郎の「頭脳」シリーズの4冊目。急激な変化のさなかにある世界におけるとまどいと混乱の中で、時代を読み抜く判断基準は「コスト」である。できるかできないか、効率が良いか悪いか、その結果どういった事が起こるのかといったことは「コスト」を考えずには正しい判断は行えない。金や時間だけでなく歴史やルールの尊重など、ある事柄に表裏一体となって存在する負担を正確に把握することで現在の社会の問題を理解し、有効に対処していくという考え方がこの本の中で様々に述べられている。

「すべてのコストを瞬間的に数え上げて、その全体を掌握できる能力」という全体の状況の把握の必要性から始まり、選挙制度と政治改革、所得税と法人税、相続税、徴税と納税等の税制問題、自民党と社会党、農業保護とウルグアイラウンド、冷戦、EC、中国、韓国といった戦後の国際情勢についてなど多岐にわたる分野について独特の視点から話を展開している。

現在の社会の問題の理解につき、曖昧になりがちな重要な視点として「コスト」という感覚を捉えてきたことは効果的であり、個人の生活から世界情勢に至るまで応用範囲の広い指摘であることがわかる。

(砂不均)



長谷川慶太郎 著

## 「コスト頭脳を持っているか」

青春出版社 1,400円

# 思い出のアルバムと音色よ、永遠に

## 高齢者にわかりやすいまちのサイン色と音

吉田 あこ

筑波技術短期大学  
建築工学科教授 工博

「話せばわかる(離せば読める)」の老眼

老化など思いも及ばない四〇歳台に、暗い所で電話帳の3と8が見分けにくくなったり、針に糸が通らないので驚くことがある。これが「四〇暗がり」である。新聞も離せば焦点が合ってよく読めることを発見する。これは眼球のレンズ(水晶体)が若い頃は柔らかく、焦点調節はその曲率を変えて、うまく像を結ばせたが、加齢につれてレンズの回りが堅く弾力を失い、近くにピントが合わなくなる。

また、集光性も劣っていくので本人は明るさを求めて窓際を好む、中高年を「窓際族」と呼ぶ由縁もここからくる。

しかし、老眼は眼鏡をかければすむことだし、近眼の人はかえって遠くがよく見えるようになり、まちの看板など目慧くなったりする。

視界黄変化でサイン色が消えることも

さらに、加齢が進み五〇歳に入ると水晶体の黄ばみが起こり、七〇歳台で八〇%が、そして八〇歳で一〇〇%の人がこの水晶体の黄変化を起す。これは水晶体のクリスタリアンという蛋白質が長年の間に紫外線を受ける内にアミノ酸が分解し、黄色から褐色に近い色素に変わっていくためである。こうして水晶体の奥にある大事な網膜が紫外線で毒されるのを防ごうと自ら色ガラスに変色して防衛している姿で、健康

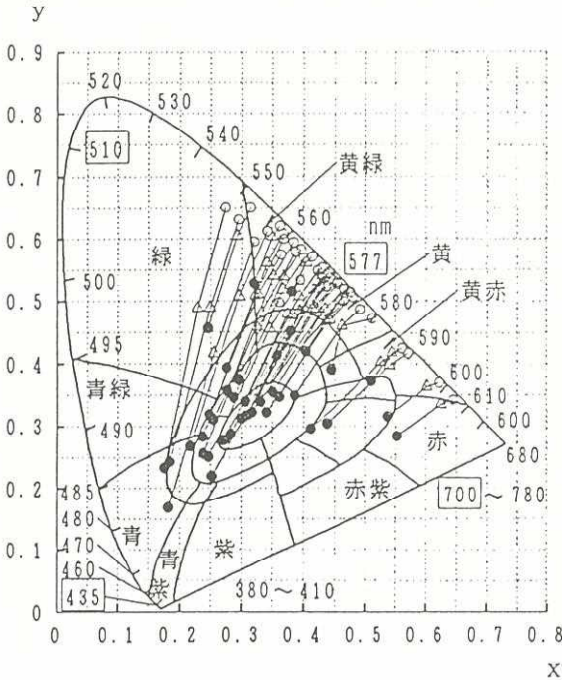
な老化と呼ばれている。しかし、人生八〇年となり、昔とは比較にならない程の多くの人口がこの視界黄変のまなざしで街を歩くことになる。

白内障として手術の対象となるのはこれに白濁を伴った時で、八〇歳に入って一割位の人といわれる。この白濁の初期は「レンズの白髪」とも呼ばれる白い筋が入り曇りを起す、この白筋に短波長光の青や紫が当たるとレンズ内で乱反射するので本人は「まぶしい」と感じる。

それでは街に出て見よう。丁度、黄色いゴーグルをかけて、まちの色を見ることになる。こうなると、黄色は無色に見える。つまり白と区別がなくなる。そして、黄色の補色の青は黒っぽくなる。これが実は大変なことである。まず、一般に黄色は警告色に使われている。たとえば、「行き降り」や危険地帯を示す黒黄縞がそれだ。ホーム端や、土木工事現場に塗ってある。また、道路のセンターラインの追越禁止色にも白線上に黄色が塗られ、時刻表示板の臨時便や土・日便にも黄色がかけられている。高齢者の眼にはこれらが一斉に消えて白色と見分けがつかなくなり、なかったことになる。高齢者ドライバーが追越禁止を無視し、バスの臨時便を待ち伫び、危険区域に無防備で踏み込む。こうしたことが起こることになる。高齢者に見えにくい警告表示だからである。

次に青は明るさのシンボルとして、特に背景を黒地にして使うと有効になる。JR構内の昔

図 加齢につれて色がこんなに変わってしまう  
(住環境色の加齢黄変化xy色度図：)  
●元の色 △中度黄変 ○重度黄変



(吉田あこ他/日本建築学会大会論文、1993年より)

のサインはこれだ。新幹線のシンボル色の明るい青を一層際立たせようと黒背景につけたこの青が、高齢者の眼には残念なことに黒っぽく見え、背景と見分けがつかなく、消えてしまうことになる。「切符売場」の表示は緑なのでこれはよく読めるが、肝心の「のりば」が消えて不明。また、トイレ表示も同様。黒地に描いた赤の女性や青の男性マーク、この男性表示は消えて、不明となる。緊急を要する折など本当にお気の毒。街をにぎわすネオンサインも心ときめく紫はうす暗く消え、華やかさを失う。黄金のビールの色を出すのに苦心したというサッポロビールのあの高層ビルの外壁色も、高齢者の目には、炭酸水の色と同じで冴えない。よく目立つつも

りに塗ったタクシートの黄色の外観も白と同様なので白タクか見える?。視覚障害用誘導床材も高齢社会では黄色かならずしも有効ではない。これからは、黄にこだわらず、背景の色との対比効果を黄変視界のシミュレーションの中で再構成する必要がある。筆者は加齢黄変の段階に応じた黄色ゴーグルを開発している。これからのまちづくりのデザインは今一度、このゴーグルでチェックし、高齢者にとっても本当にわかりやすく安全か再考しないと大変なことになる。

### 高音カットでひどい聞き違いも

耳が遠くなる。これは高齢化のきざしで誰でも知っている。そこで、音を大きくしてさし上

げる。ところが、高い音は大きくしても加齢につれ急速に聞こえなくなっていく。低い音は小さくてもよく聞こえるのに……そこで、悪口などはすぐ聞こえてしまう。むしろ悪口は高い声で……。

人工的に造った警告音、たとえば、救急車の音、パトカーの音、非常ベル、玄関のインターホン。コンピューターのエラー音、これらは全部、2Kから8Kにわたる高音で、80〜100dBの大きな音になっているが、それでも高齢者の耳には音楽会の始まる寸前の静けさ(40〜30dB)と同じであるから効果がない。

さらに、困ったことに、日本語は母音と子音の組み合わせで音声言語が出来ている。この母音は低い音なので明瞭に聞きとれるが、子音は高く、特にサ行、ハ行など摩擦音や無声音は消えていく。しかし人間は長い間に情況判断と合わせて言語を理解しているので、少し位消えた音があっても別に子音を持って来てつじつまを合わせる天才的能力がある。これが問題。

「あなたの作品は『不滅だ』と会長にごまつたところ。『愚劣』と言ったとどなられるなど。『Fu Me Tu』と『Gu Re Tu』は母音は全く同じ、リズム感も同じであるが……」

★ ★ ★

高齢者に安全なまちづくりは一連の警告音を低音もまげてわかりやすく再構成すること、そして、心をなごませ、悪意の情況と判断されない心くばりも肝要である。

# もうちょっとの人生のために

～高齢者の生活テンポにこそ、未来～

檜 貢

## 一地域一冊の高齢者福祉テキスト

今年度は高齢者福祉の計画書が量産されるはずだ。量産というのはちょっと不謹慎ない方だが、厚生省の指導により「老人保健福祉計画」が全国の市町村において今年度末を目標（締め切り）に策定されているからである。この計画は、八九年十二月に策定された在宅福祉体制の充実を標榜するゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十カ年戦略）にもとづくもので、それぞれの地域における高齢者ニーズおよび将来必要となる保健・福祉サービスの量を明らかにするとともに、そのための体制整備をめざすものといわれている。

なにしろ、このゴールドプランにより想定されている総事業費は一〇年間で六兆円強で、これまでの一〇年の事業費分の三・五倍もの金額にもなるというのだから、全国の市町村はどこもこれに乗り遅れてはならないとほりきることになる。そういうわけで、来年の三月までには、約三三〇〇冊の高齢者福祉の地域版計画書が積み上がるはずだ。

たとえば、秋田県鷹巣町（人口一万三千五百人）の老人保健福祉計画策定の最近の新聞ルポは、町民による手づくりの実態調査の様様とともに、実践的改善提案と計画要素をミックスさせた独自の計画づくりを報じている。（平成五年四月一〇日、朝日新聞朝刊）。この種の事業に関

しては、これまで多くを都道府県に依存してきた小規模市町村にとっては、未経験のものもあるし、計画書というよりは活動の報告書をつくるような局面もみられる。ともあれ、この一年間で小規模市町村から大都市まで各地でさまざまな内容の計画ができるわけだ。

## 福祉は力ネになる

また、この都市・住宅環境の改善も各地で始まっている。高齢者にとってのケガの発生の第一位は家屋内の階段、二位はふる場、三位は歩行中の道路といわれているが、東京都は今年五月にバリアフリーの住宅建設指針をうちだした。つまり、高齢者や障害者にとっても住みやすい（室内でケガ等の事故を起こさない）ように、部屋と廊下の段差をなくし、階段や廊下にてすりをつけ、浴室やトイレへの緊急プザーの設置等の二八におよぶ指針を示した。これらの指針は今後の公共住宅の建設や優良民間賃貸住宅支援の整備基準になるという。また、歩道の改良、都市部でのリフトつき路線バスの導入、オフィスビル等の都市の各種建物・施設の高齢者、身障者対応のための改善も各地で始まっている。

たとえば、交通ターミナルの整備に関しては、JRや私鉄等による駅舎整備での車イス用のスロープ、エスカレーター、エレベーター等の設置に開銀からの超低利融資が決まった。これは政府の新総合経済対策にそった新社会資本整備

の一環であって、九三、九四年度の時限措置になっ  
ている。

このようなハードの側面とともに在宅医療や  
介護支援センターの活動等も顕著になってきて  
いるし、企業からの介護ボランティアの活動等  
も目立っており、保健婦や介護人等の担い手不  
足がしきりに語られている。

このような状況ということもあって、通産省  
の中期産業経済展望研究会では高齢者福祉の分  
野をこれからの有望産業の一つとみなしており、  
二〇〇〇年には在宅医療の産業が発展すると提  
言している。いま、高齢者福祉はカネになると  
いうわけだ。また、労働の分野でも、エイジレ  
ス雇用が昨年の産業構造審議会部会において提  
言された。これは高齢社会の到来を前提とした  
もので、これからの雇用は年齢を主な雇用条件  
にするのではなく、たとえば、コンピュータに  
よる情報処理や外国語等の得意な能力をいかせ  
る条件（短時間勤務や専門職制等）を重視すべ  
きだというわけである。

こういったいわばフクシの洪水をもたらして  
いるものは、急速な高齢化（少産少死社会の本  
格化）と、産業的効率性を求める社会から生活  
しやすい社会への転換の合意形成が現代という  
同一時期に起こっているからであろう。そして、  
そこから導き出される課題や事業イメージはゴー  
ルドプランや生活大五カ年計画等の具体化を  
通じて現実のものに仕組まれていくわけである。

## 隠慮とついでに「畳の上」

ところで、九〇年に死亡した全国七〇才以上  
の高齢者のうち自宅で死を迎える在宅死は厚生  
省の調査では、わずか二七・三％だけであった。  
この逆の七割強の高齢者が病院や福祉施設等で  
亡くなっているのだ。要するに、この割合の人  
達が自分のウチの畳の上で死んでいないとい  
うわけだ。

この調査の分析によれば、畳の上で死ぬる割  
合のとくに低いのは東京都、大阪府等の大都市  
部であり、その反対に割合の高いのは山形県、  
新潟県、長野県等の地方だといわれている。つ  
まり、大都市部では住宅の部屋数や家族員数が  
少なく、地方ではそれが多いのだというのだが、  
この分析のままに受け取れば、住宅問題の深刻  
さの反映にすぎなくなる。

畳みの上で死ぬということ、私なりに解釈  
すると、それぞれの日常のなかで生涯を閉じる  
ということである。だから、息をひきとる時点  
に病院や施設にいるのか、それとも自宅に  
いるのかはほとんど問題ではない。最後の瞬間を自  
宅で迎えたからといって、その人にとって、意  
義のあることではない。

「畳みの上で死ぬ」ことの暗示していることは、  
病院や施設等において自己の自由を制約されて  
最後を迎えるのではなく、役割のある豊かな日  
常のなかで生涯を終えることであろう。高齢者

はみんな「もうちょっとしかかない人生なのだか  
ら」と、自分に戻って自由に行きたいと考えて  
いるはずであって、今日の在宅死の少なさは豊  
かな日常性と自由の絶対的不足をみせつけてい  
るものとみたい。

だが、高齢者のおかれている日常の環境は随  
分変っている。いつの間にか、親・子・孫の三世  
帯が一緒に住んでいる世帯はわが国の全世帯の  
一割を越える程度のものでなくなってしまっている。  
家庭内で年寄りの役割があるというのは、まっ  
たくの少数派なのだ。しかも、六五才以上の高  
齢者の一人世帯も急増していて、九〇年国勢調  
査結果ではその五年前に比べて三七・五％増の  
一六二万世帯にもなっているのである。また、  
八〇才以上の一人暮らしは全国で三六万もいる  
という推計もある（九一年の厚生省の「国民生  
活基礎調査」）。そして、二〇二〇年には一人世  
帯と高齢者夫婦だけの世帯が高齢者のいる世帯  
の半数に達するという予測もある。

もし、価値観のうえで高齢者は扶養されつ  
つ生きていくことが幸せだという認識が一般的  
だとすれば、現実はそのために遠く及ばなくなっ  
ているのである。このギャップは健康な状態にお  
いてはほとんど問題にならないけれども、闘病、  
介護、そして死へと向うなかで大きな課題とし  
て浮かび上がっているはずだ。

## おさえ切れない将来の不安感

八九年の一・五七ショック以来、合計特殊出生率の低下はほぼ毎年記録を更新して、九二年にはとうとう一・五〇にまでなっているのだが、高齢化はこれまでの推計よりもっと早まり、いっそう深刻なものになるはずだ。しかも、すでに述べたようなフクシの洪水があるにもかかわらず、ツボに当たっていないために、依然として高齢者の生活不安はぬぐいさられていないのである。

五年ほど前から、交通事故死者に占める高齢者の割合が増加しており、事故死者のなんと四人に一人が高齢者だといわれている。少しぐらゐの交通基盤の改善くらいでは、この状況は変わりそうにない。また、事故があつて収容される救急医療体制も十分ではない。交通事故とともに、高齢者特有の脳卒中や心筋こうそく等の発病の際の初期治療が不十分なために死亡してしまうといった現実はい依然として続いているのだ。

それと同時に、速いテンポの健常者の日常生活が、社会に適應できない痴呆性老人や寝かせられきりの老人をつくりだしている事実について、関係者にその認識がないという状況も変わっていない。だから、家庭復帰をめざして機能訓練等をおこなう老人保健施設から家庭にもどれずに、医療機関に行つてしまうケースが増えているという。在宅の福祉医療の受け皿や諸条件が未整備だからだという。

また、若いころから蓄積した資産の投入によって豊かな老後を買取ったはずなのに、それが維持されない事件がおこつている。大金を支払つて取得したケア付きマンションの管理が、管理会社の都合によつてされなくなった事件が武蔵野市で昨年末に起つた。その親会社の不動産会社の倒産によるものだが、自分たちの生活とかわりはないはずの経済情勢の変動のために起つた事件であつて、油断できない高齢社会の一端をみせつけたのである。

### 改造すべきは都市風土

ゴールドプランは、これからの高齢者福祉を施設中心ではなく、日常生活の地域への在宅を基本においた福祉サービスを行うことを表明している。在宅を基本にするということは、対象者が地域で普通の生活をおくる、ということになるが、なにがそれを支えていくのか。つまり、家族を担い手の中心に位置付けるのか、それともボランティア等の家族外の広い意味での都市機能を整備活用していくのが検討されなければならない。

どうやら、すでにみたように今日の家族の風景は高齢者に役割を与えるものでもないし、いつでもどこでも活用できる担い手としての期待はもてそうもない。また、高齢者一人世帯の増加は元気な高齢者が多いことの存在証明であるが、広い意味での都市機能に頼らざるをえない。

一言でいえば、都市に高齢者をあずける時代がきているということである。

ところが、都市は一般に元氣者の社会であつて、これまでは障害をもつ人々を排除する方向に進んでいた。さきにふれた交通事故死者における高齢者の割合の高さは、それを物語っているものである。たしかに、歩車道を分離したり、階段をエレベーターに変えたり、手すりを設けること、気軽に出入りできるデイケアセンターを整備することは一歩も二歩も前進することである。だが、それらが都市の風土ともいえるような根幹的な機能性格まで変えるものでない限り、高齢者をあずけられる都市になるとはいえない。

おそらく、高齢者の最後の熟成の時期を過ごす場所という意味での「畳の上」のあり方からあらためて考え直すことから始めるべきだ。単なる住宅の広さや部屋数ではなく、高齢者の生活行動圏に対応した生活文化や生活テンポをどのようにしてつくりだすが問われることとなる。高齢者等のハンディキャップ層が消費者としての主権をもち、さまざまな生活スタイルが年を重ねた人々の生き方として敬意をもつて許容される社会の実現が求められる。そこでは、人が人にやさしいことが都市の文化になることが期待される。ゴールドプランはこういつた都市風土づくりの出発点にすぎないのだ。

(日本都市センター主任研究員)

## BOOKS

# 河川法全面改定に至る 近代河川事業に関する歴史的研究

山本三郎 著

(社)日本河川協会会長)

本書は、河川行政に深く関わってきた著者の山本三郎氏が、東京大学へ提出した学位論文を骨子として出版されたものであり、同氏はこの研究論文により同大学から工学博士号を授与された。

このなかでは、昭和39年に成立をみた河川法の全面改定を中心に近代河川事業の進展を明らかにするとともに、今後の河川行政の展望について貴重な示唆を与えている。

河川行政のみならず、明治から戦前、戦後そして現在に至る河川事業を歴史的に考察したい方々、また実務にたずさわっておられる人にとっても、多くの指針となるであろう。



発行 (社)日本河川協会

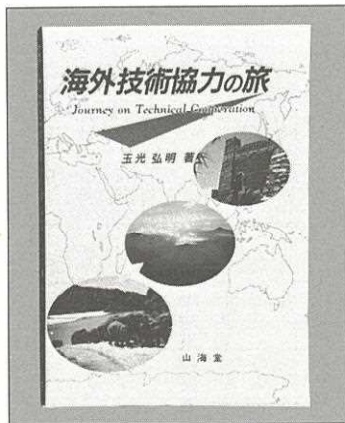
定価 4,800円

玉光弘明 著

(財)全国建設研修センター副理事長)

# 海外技術協力の旅

Journey on Technical Cooperation



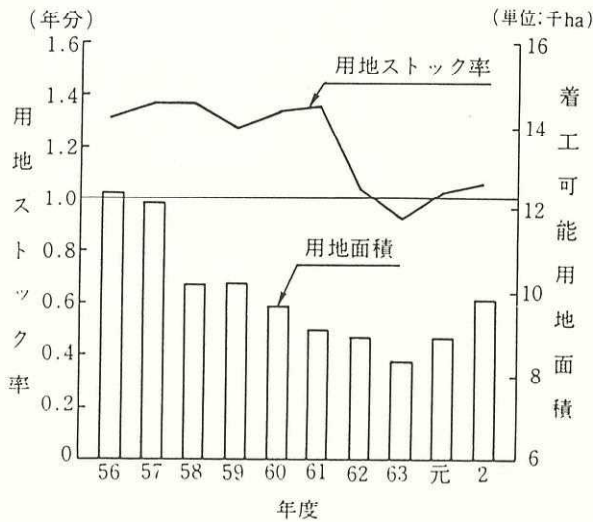
発行 山海堂

定価 2,500円

『人づくりは国づくりの基本であり、技術協力の真髄である。多くの人の経験を持ち寄り議論もしてより効果的な技術協力を進めたいものだ。海外への旅行もそんな心構えて目的意識を持たずさらに愉しく、得ることも多いのではないかと述べる著者は、留学や技術協力調査団等を通じ、55カ国におよぶ海外経験を持つ。

1章「オランダに学ぶ」、2章「タイ国の大使館への出向」、3章「建設省での技術協力」、4章「JICAでの技術協力」からなる本書は、著者の海外体験の機会を4つに分けた貴重な現場体験記として、肩肘はることなく、気楽に外国旅行を楽しめるような内容になっている。

## 公共用地の円滑な確保



- 注) 1. 建設省資料  
 2. 建設省所管事業の値である。  
 3. 用地ストック率は、前年度末新規工事着工可能面積を当該年度新規工事着工面積で除したものである。  
 4. 着工可能用地とは、いつでも工事発注が可能なまとまりのある取得用地をいい、未買収用地が点在したり、埋蔵文化財の発掘調査が終わっていないことなどにより工事に着手できないものは含まれない。

図 公共用地ストックの減少(建設省所管事業)

二十一世紀に向けて我々が真に豊かな生活を実現するために住宅・社会資本の計画的かつ着実な整備を進めていく上では、公共用地の円滑な確保と生活空間の創造を担う建設産業、不動産業の育成が、基本的かつ重要な課題となる。

**公共用地ストックの減少**

公共事業を円滑に執行していくためには、公共用地の計画的かつ安定的な確保が必要不可欠であるが、近年の地価高騰を背景とした土地保有意識の高まりなどにより、公共用地

の取得は、従来にも増して難しくなってきた。こうしたなかで、公共用地のストックは、その絶対量で見ても、また、ストック率でも、大きく減少し、最近ある程度の改善傾向にはあるものの、依然として低い水準にとどまっている(図)。

**公共用地の先行的取得**

このような状況に対処し、ここ数年、公共用地の円滑な確保のため、税制面、予算面での措置が種々講じられてきたが、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき土地開発公

社が取得する土地のうち、特定の大规模事業(直轄事業、公団事業)の事業予定地及び代替地について低利融資を行う特定公共用地等先行取得資金融資の増額措置が行われるなど、総合的な公共用地対策が進められている。

**代替地対策の整備等**

先行取得の促進と並び、代替地対策の拡充も喫緊の課題である。近年、公共用地の取得に当たって、地権者が代替地を求める事例が増えており、これが公共用地取得を一層困難にする要因の一つとなっている。

このため、まず、多様な代替地要求に円滑に対応することが可能となるように、代替地情報バンクを構築するための調査、検討が行われている。代替地情報バンクには、国、地方公共団体等の公的主体はもちろん、宅地建物取引業者や個人が保有あるいは媒介するものも含め、多岐にわたる代替地情報を蓄積し、公共事業施行者がこれを広域かつ相互に利用できるような整備されることが望まれる。

また、移転工場等の跡地を公共事業用地または代替地として売却することを促進するための融資制度の創設、公共用地や代替地に係る税制措置の拡充等も図られている。

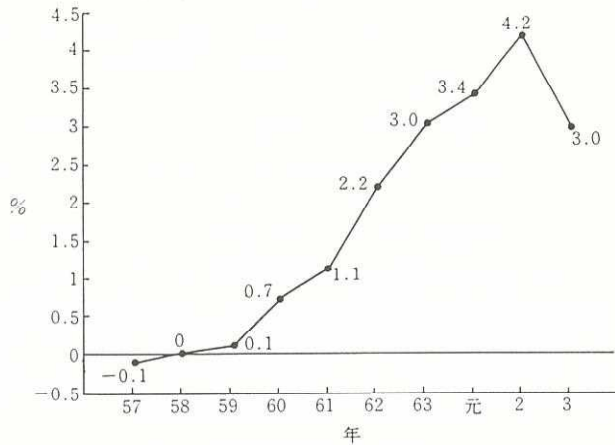


## 不足する建設労働者

豊かで充実した生活を実現するために建設産業の果たすべき役割は大きい。建設産業は住宅・社会資本の整備を実際に担う基幹的な産業であり、今後とも安定した形で力を発揮し続けられることが大切である。

しかし、建設労働需給は平成二年（三年にかけて幾分緩和したとはいえ、ここ数年の建設労働者の不足率は高い（図）。

特に、生産年齢人口は、平成七年をピークとして減少に転じると予想されているように、出生率の低下等



- 注) 1. 建設省資料  
 2. 原データ：建設省建設経済局「建設労働需給調査」  

$$\frac{(\text{職に就いた労働者数}) - (\text{職に就けなかった労働者数})}{(\text{職に就いている労働者数}) + (\text{職に就けなかった労働者数})} \times 100$$
  
 3. 不足率 =  
 4. 対象技能労働者は、型枠工、鉄筋工、左官、とび工である。

図 建設労働者の不足(建設技能労働者不足率の推移)

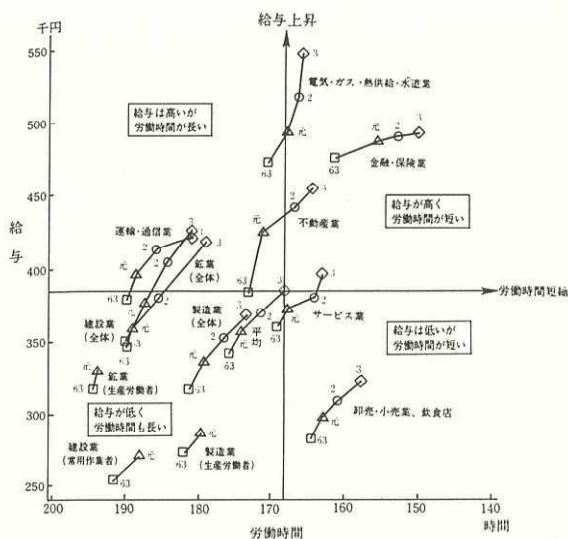
を背景とした労働力供給の伸びの鈍化は、基幹的な建設技能労働者を中心に深刻となっている建設産業の人材不足問題を直撃する恐れが強い。

実際、就業者総数は全産業の一〇％近くを占めるにもかかわらず、新規卒業者のうち建設業に入職した者の割合(中学卒業者は除く)は最近上昇してきたとはいえ五％に過ぎないし、就業者のうち五〇歳以上の割合が、昭和五〇年以降じわじわと上がり続けている(総務庁「労働力調査」、文部省「学校基本調査」)。

これらの背景には、これまでの努力にもかかわらず、建設産業においては、いまだ労働時間が長い、賃金が安いといった労働条件の改善の立ち遅れがあり、加えて、昨年来建設現場における事故が相次いで報道されているように、危険な作業が多いといった作業環境上の問題と、ここから生まれるイメージの悪さとかからみあっていると考えられる。

総務庁「労働力調査」によると、平成三年平均の建設業就業者は六百四万人で前年より十六万人増加し、年平均で過去最高。その形態別内訳は自営業主九十二万人、自営業主の家族従業者三十三万人、雇員者四百七十九万人。雇員者の内訳では常雇が四百二十万人、臨時・日雇が五十九万人。この結果、雇員者に占める臨時・日雇の比率は二・三％と過去最低を記録した。建設省「建設労働需給調査」によると、平成三年平均の調査対象職種計の建設技能労働者の不足率は三・〇％、調査開始以来最高の不足率を示した平成二年よりも一・二ポイント減少した。建設省「公共事業労務費調査」平成三年一〇月の調査結果によると、主要一〇業種の対前年伸び率は加重平均で一四・六％、昭和五一年に一〇月調査となつて以来最高の伸び率であった。

より一層の改善が必要な  
建設産業の労働条件



- 注) 1. 建設省資料  
 2. 原データ：労働省「昭和63年、平成元年、平成2年毎月勤労統計調査」「毎月勤労統計調査月報—全国調査—平成3年12月分」  
 3. X軸：労働者1人月間実労働時間数(単位：時間)(事業所規模30人以上)  
 原点は平成3年の平均労働者1人月間実労働時間数(168.0時間)  
 Y軸：労働者1人月間現金給与額(単位：千円)(事業所規模30人以上)  
 原点は平成3年の平均労働者1人月間現金給与額(384.787千円)  
 4. 平成2年以降の調査においては、建設業については常用作業員、製造業及び鉱業については生産労働者という区分は廃止されている。

図 より一層の改善が必要な建設産業(常用作業員)の労働条件

ここでは、実際に、労働時間及び賃金がどうなっているかをみてみよう。図は、労働省「毎月勤労統計調査」を用いて、労働者一人当たりの月間実労働時間数と月間現金給与額について、昭和六三年から平成二年までの変化を産業ごとに見たものである。平成二年における調査産業全体の平均労働時間数と現金給与額を基準としており、各産業の置かれた状況と平均水準と容易に比較できる。これを見ると、どの産業においても賃金は一貫して上昇しており、時

短も徐々に進んできている。この中であって、建設産業も、全体としてみれば、比較的労働時間は長いものの、現金給与額は平均を上回っている。しかしながら、常用作業員については、データの制約上平成元年から二年にかけての変化はわからないが、それまでの動きからかけ離れることはないとなると、労働条件は向上しつつあるものの、依然として調査対象のなかで最低水準にあることは否めない。こうしたなかで、建設産業におい

て四週六体制を普及するため、平成四年に「建設産業における労働時間短縮推進要綱」(建設省)を策定し、これに基づいたキャンペーンの実施の諸施策を展開している。また、作業環境についても、労働災害をみてみると、死傷者数こそ減少傾向にあるものの、死亡者の全産業に占める割合は依然として四割を越えた水準で推移している。これらに加えて、建設産業においては、生産性の面で立ち遅れが見られるとともに、総合工事業者と専門工事業者との間に片務的関係や重層化した施工形態が見受けられるなどの問題が存在している。これらは、建設産業が天候等の外的条件の影響を受けること、季節によって工事量の大きな変動がみられること、総合工事業者と専門工事業者との分業関係を軸としてその都度組織された多数の建設業者と建設労働者が一つの生産現場で生産活動に従事することなどを背景としている。こうしたなかで、公共工事においては、これまでの通年施工の観点から積雪寒冷地域での全天候型技術の開発に努めており、また、民間においても、全天候型の新技術・新工法の開発の取組みが進められている。

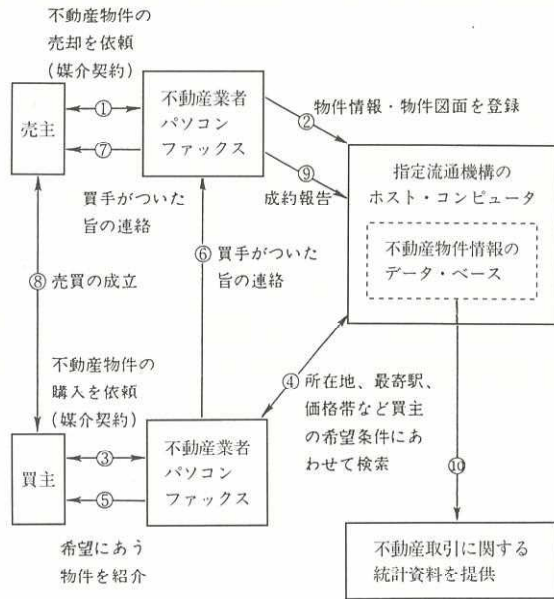
## 不動産業の高度化

快適な都市環境と豊かな居住空間を創造するうえで不動産業が果たすべき役割は大きい。また、資産としての不動産の流通と管理を担う産業としても期待は大きい。

住生活の充実を図るためには、透明で公正な不動産流通市場を整備し、消費者が安心して取引を行えることが必要である。このためには、指定流通機構制度(図)をより一層活用し、機能拡充を図っていくとともに、賃貸住宅、リゾート物件等不動産の特性に応じた流通市場の整備を図っていくべきである。また、取引の信頼

性を高めていくために、指定流通機構に集積される取引事例のデータベースを活用し、取引価格の動向をリアルタイムで提示するなど不動産情報の提供を進めていくべきである。

また、不動産ストックなどの増大を背景に、不動産管理業務の重要性が高まっている。このため、中高層分譲共同住宅管理業者登録制度などにより優良なマンション管理業者の育成が必要である。今後は賃貸住宅、マンション、ビルそれぞれの管理に、契約関係の明確化・標準化、人材の育成等を進めるとともに、不



不動産の売却を依頼され、媒介契約を締結した業者は(①)、物件情報を指定流通機構へ登録する(②)。この情報は、機構のオンラインシステムを通じて、会員業者に送られる。一方、不動産の購入を依頼された業者は(③)、希望にあう物件を検索し(④)、買主に物件を紹介する(⑤)、買主が購入する意志があれば、売主側に連絡し(⑥、⑦)、ここで売買が成立する(⑧)。取引が完了すると、売主側業者が指定流通機構に成約報告を行う(⑨)。こうして集積される取引事例を活かして、有益な統計資料を提供することが期待されている(⑩)。

図 指定流通機構の仕組み

動産流通業と不動産管理業の連携の強化を図っていくべきである。

さらに、二十一世紀に向けて良好な都市環境を創造し運営していくためには、不動産業が、都市産業として、事業の企画立案から施設の運営管理に至るまで一貫して関与し、事業のコーディネーターとして機能を発揮するべきである。また、事業を長期にわたり円滑に遂行するためには、安定したファイナンス手段が確保されていなければならない。このため、事業主体が、地権者のみならず不特定多数の投資者と共同してプロジェクトを推進するための制度について、その枠組みを整備する必要がある。

加えて、不動産業の健全な発展には、社会の信頼と理解が不可欠である。このため、宅地建物取引業法の確かな施行を基本として紛争の未然防止策の充実に務めるとともに、宅地建物取引従業者研修登録制度やビル経営管理士資格制度などの実施により、不動産業を担う人材の育成を図っていくべきである。また、消費者に対する不動産についてのより一層理解をしてもらい、不動産業の社会的イメージの向上をすすめることも重要ではないだろうか。

# 過疎についての過疎なる情報

熊本県立劇場館長 鈴木健二

終戦直後、十八歳の旧制弘前高校の学生であった頃、私は一人の精神薄弱の十二、三歳の女の子とめぐり会った。彼女がその福祉施設に収容されていた他の子供たちの洗濯をすべて引き受けて、黙々として冷たい水に入れて手を洗って仕事をし続ける姿を見て、人間には、いま自分はこれといったのかという反省に基づいた向上心と、いま自分は自分以外の人が何ができるかの奉仕する心の二つを生きがいにするのだと信じた。私の人生を決定する衝撃であった。いつかあの子のように生きたいと思う気持ちが、強い意志へと変化していった。

世間の人はブラウン管や超ベストセラーを通して増幅された私を見ているに過ぎなかった。それは虚像である。実像はその陰でひっそりと障害者への小さな世話をし続けてきた私であった。日毎に拡大するテレビの発展の中で、私は三十六年間じっと時期を待った。

定年を組織からの要請で数年延長してから、私は辞職を申し出た。大学時代を過ごした仙台で福祉活動をするつもりでいたが、ふとした縁で、一転して熊本へ行き、県立劇場を預った。東京は人間の住む所ではなかった。私が欲しかったのは、青春を送ったみちのくの大自然への憧れにつながる緑と人の心であった。

昭和六十三年七月、熊本へ着くと、私はただちに文化と人材を探し求めて、五カ月半をかけた

て県内九十八市町村(当時)を、一つ一つ丹念に回り、人々と語り合い、一体自分に何ができるのかを考えた。恐るべき実情の中で。

私の背筋を寒くさせたのは、農村にはもはや子供がいらない現実であった。現代最悪の行政は東京一極集中だが、その最大の被害である過疎が、究極の状況にまで追い詰められていたのである。子供がいらないという事実も、もうすぐ日本では農村が消滅することを意味する。米の自由化が叫ばれているが、二十一世紀になったら、誰が日本の農村で米を作っているかを前提にして話をしているのかである。誰もいないのだ。たぶん稲作株式会社が設けられ、東南アジアの移民が農作業をするだろう。

日本人は稲作から多くの精神性を学び、その具体的な表現が、村に受け継がれる神楽などの伝承芸能であった。熊本県は保守性が濃厚であるから、他の都道府県よりも保存状態がよいと推察されるのだが、それでも日一日と次々に消滅していくのである。つまり、極めて近い将来に、日本人は心のふるさとを完全に失ってしまったのである。日本の国土の上に、日本人ではない日本人が住むのだ。

私はいまひどい後悔にさいなまれている。取材のためにアマゾンからシベリアまで駆けめぐったが、私はこの過疎の有様を一度も番組に制作したことはなかった。私は日本を知らなかった

のである、しかも、地方において全体を眺めると、テレビも新聞も週刊誌も雑誌も、情報はほとんどが東京から流れてくるものばかりで、逆の流れは、たまに祭りの模様か風物詩程度に伝えられるだけである。その祭りの背後に、恐るべき現象が牙をむいている事実などは、全く知らされていかない。そして、いまや地方にあるのは、過疎だから何をやっても駄目なのだという諦念である。

私は発想を変えた。過疎だから何かをしなくてはならないのだと。しかし、県立劇場であるから、案を知事に出し、それが県議会を通過して予算が出るまでには三年はかかる。これではとても間に合わない。私は決意して、講演料その他、熊本で得られる全収入を投じて、文化振興基金の制度を自ら設け、さらに私が県内外の個人や企業から仰いだ寄付をこれに併せて積み立てた。

四年半で総額一億四千万円に達した。私が働いて一億円、寄付が四千万円である。これを右から左へと使って、これまでに十の村おこしに成功し、超過疎の村が観光の村に一変した例もあった。

四月二五日、基金は底をついた。障害者と健常者合計一、六〇〇人による大コンサートを、三年がかりで上演したためである。過疎を救うには文化しかないが、情報は超過疎だ。

# 財団法人 全国建設研修センター

## 新しい国づくりと 研修

### 主な業務

- ◆国、地方公共団体、公団、公社、民間の職員研修
- ◆建設業法にもとづく土木工事、管工事、造園工事の技術検定および土地区画整理法にもとづく技術検定
- ◆建設研修に関する調査研究
- ◆民間測量技術者の養成
- ◆建設工事の施工技術に関する調査



【本部事務所】 東京都小平市喜平町2-1-2

☎0423(21)1634

【東京事務所】 東京都千代田区永田町1-11-35

☎03(3581)3832

### 出版案内

#### ■ 建築設備設計要領

平成2年版 定価12,000円

#### ■ 建築設備設計計算書作成の手引

平成2年版 定価3,200円

#### ■ 建築設備計画基準

平成4年版 定価5,200円

#### ■ 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説

平成3年版 定価5,800円

#### ■ 下水道事業の手引

平成5年版 8月発行予定

#### ■ 下水道計画の手引

平成5年版 定価5,300円

#### ■ 建築設備工事施工管理マニュアル

平成4年改訂版 定価13,000円

☞各図書の定価は税込みとなっております。

☞送料は実費です。

☞購入ご希望の方は、書名と部数をご記入の上、現金書留で下記あてにお申込み下さい。



▲淡路側より神戸を望む

## 21世紀に架ける

▼完成パース



明石海峡大橋は、「国生み神話」で名高い淡路島と、古くは「源氏物語」にも登場する風光明媚な舞子の浜間の、海峡約4kmを横断する橋長3,910m、中央径間長1,990mの吊橋です。わが国の土木技術の粋を結集、今世紀末の完成を旨として、世界最大の大きさとなる夢のかけ橋の実現に向けて着々と建設が進められています。





ということから、橋をやってみたかったんです。

—— 橋というと、土木の中で一般の人から見てわかりやすくイメージが強いですね。

辰巳 そうですね。それこそ、橋は建築の分野ではないかと言う人がいるぐらいですから。

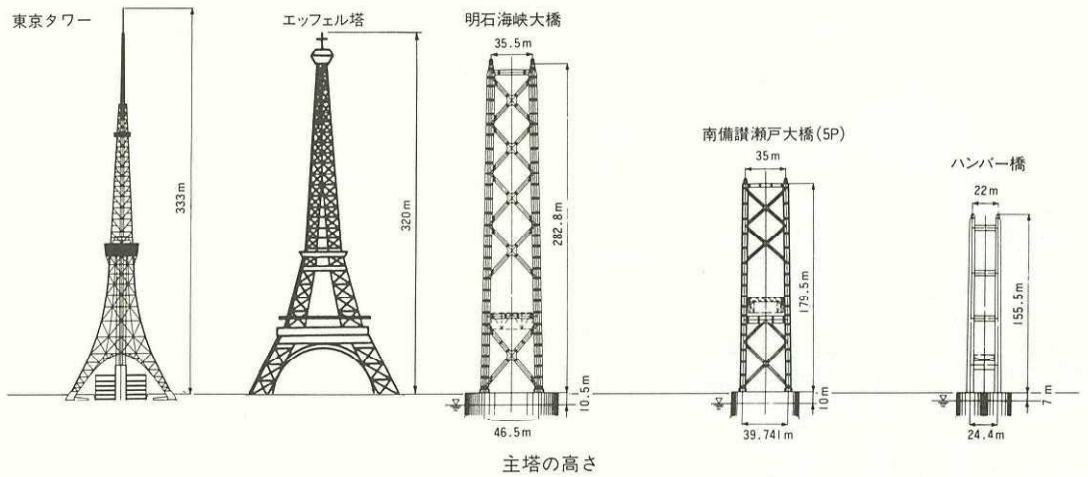
### 自然との対峙

—— 明石海峡大橋では従来の設計、施工の考え方を応用できるのでしようが、大規模ですとか、自然条件ですとか、制約されることがあつて、試行錯誤が多かつたと思うのですが。

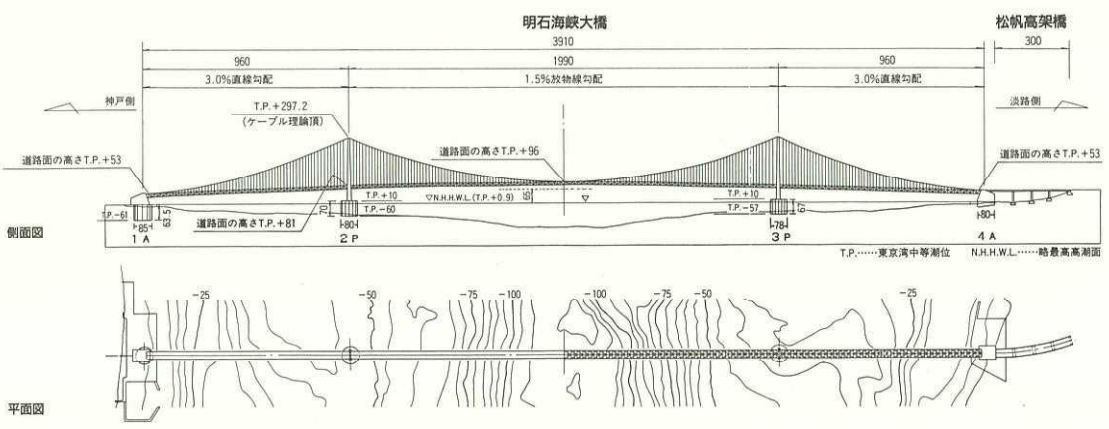
辰巳 当然、瀬戸大橋をつくってきた経験でやれる部分とやれないものがあります。瀬戸大橋の場合だったら、中央支間長が一、一〇〇m、明石は一、九九〇mで約二倍になります。長さが二倍で高さも二倍、その影響が二乗で効いてくるぐらいのスケールになります。

たとえば、二二〇〇mのタワーが建ちますよね。中央支間一、九九〇mと言っていますが、塔頂に行くくと距離が変わっているんです。タワーそのものは地面に対して鉛直に建てますが、地球は丸いですからこの間で九三mmほど差が出てくる。瀬戸大橋の場合ですと、これが三〇mmぐらいですが、一般の橋梁ではまったく無視する事柄です。ケーブルの長さを計算するのもややこしいわけです。

上部工一つ取り出してみても、非常に長いということとはフレキシブルとなり、風の影響も受



(単位: m)





けやすくなります。たとえば風に対する安定性を照査するためには、風洞実験をやらざるを得ません。小さな模型をつくっていたのでは、その模型の精度が悪く、何をやっているのかよくわからない。実際に起こり得るであろう状況を、それなりの大きさの模型をつくって検証すべきだろうという判断から、筑波の土木研究所に建設省との共同研究として大型の風洞をつくったわけです。風に対する解析も単に経験の延長線上だけでは解決できない部分もあるわけです。

六〇mの設計風速では三〇mぐらい横に橋桁がぐっとたわみます。橋の幅が三五・五mですから、橋桁の幅ぐらゐずれてしまう。風速二五mぐらい吹けば、車の通行が危ないから止めてしまいますけど、それだけやわらかい構造物になっているということですね。それぐらいいたわんでも、別に構造としての安全性は確保できています。

いままで思っていた以上の耐風設計に対するいろいろな新しい知見が得られています。ある意味ではゼロから勉強していかなければならない部分もあるので、瀬戸大橋ができたからその延長線で物事が考えられるよというとは言えないわけです。

### 基礎工事の制約……潮流・岩盤

—— 先ほど現場を見せていたでいて、潮の流れがまるで川のようなんですね。

風圧と潮流圧の比較

圧力	30 kgf/m <sup>2</sup>	70 kgf/m <sup>2</sup>	300 kgf/m <sup>2</sup>	1700 kgf/m <sup>2</sup>
潮流	0.5m/s 1.0 kt	0.9m/s 1.7 kt	1.8m/s 3.5 kt	4.0m/s 8.0 kt
風	15m/s 強風	25m/s 暴風	50m/s	120m/s
参考	戸外作業困難	戸外作業困難	屋根倒壊等	記録なし

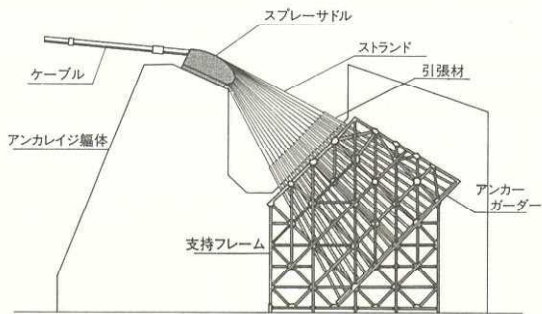
辰巳 あれで一秒間に一・五mぐらいです。年間の最強で、三・五mまでなります。

普通の川の洪水のときの流れぐらゐじやないですか。急流ではなくて多摩川の洪水のときに流れるぐらゐの……。

—— 主塔の基礎工事ではこの潮流など明石特有の現場条件があるんですね。

辰巳 どちらかというと、明石海峡大橋の工事が成り立つかどうかは基礎工事がカギを握っていました。今日実際に完成したところに着いていただくと、何でもないように見えるんですけども……。

基礎の部分というのは、岩盤のやわらかさ、海中の深さ、潮流の速さ、航行船舶の多さとい



アンカレイジ

う意味で、主塔（2P、3P）と神戸側アンカレイジ（ケーブル端部の定着）（1A）の基礎がいかに構築できるかが、この橋を実現するための一番の課題だったんです。

瀬戸大橋にしても花崗岩、いわゆる硬岩のところに基礎を置いているんですが、明石では淡路側アンカレイジ（4A）だけが花崗岩に基礎を置くことができませんでした。

1A、2P、3Pの基礎位置では、海面下一五〇mより深いところに花崗岩がありまして、1Aと3Pは神戸層、2Pは明石層という比較的新しい時代の地層で未固結な堆積層に基礎を置かざるを得なかったわけです。ですから、従来の吊橋で岩盤支持を前提とした耐震設計を採

用できずに、大学の先生等を交えて新しい設計法をつくり出しています。それから、潮流が強いので、洗掘、すなわち基礎の周りを掘られる現象があります。これも長年、室内実験を行い、少し小さなものですが、工事を始める前にケーソン状のものを現地に実際に据えてみて、それがどういうふう掘られるかというようにすることも勉強して、その対策を決めました。

基礎のケーソンに打込む水中コンクリートも基礎実験にはじまり大規模実験を行いました。水中を流動しても材料分離が抑制される水中不分離性コンクリートを採用するにあたり、陸上で大きな水槽に水を入れ、その中にコンクリートを打ち、どのように広がり、ちゃんと強度が出るかということを確認しました。

明石特有のことを勉強してやっているという感じですね。

## 一〇万tを支えるケーブル

—— ケーブルも明石海峡大橋で求められる強度があると思いますが、従来のもを使った場合と比較するとどう違うのでしょうか。

辰巳 ここでは一八〇キロ級鋼線というものを使用しています。一平方ミリが一八〇kgの力に耐えることができます。瀬戸大橋までは一六〇でした。許容応力度は破壊強度を一六〇から一八〇まで上げて瀬戸大橋の六四から七〇ぐらいにしかならないんです。

ところが、橋桁だけでも八万t。舗装が乗りますから、全体に一〇万tぐらいの重さになります。橋桁やケーブルの自重、それから車の重さも含めて、ケーブルの張力になるわけですが、そのうちの九一%ぐらいは橋そのものの重さなんです。ですから、自動車走っているときの影響というのは、橋が大きくなればなるほど小さくなっていく。すなわち変動する部分がだんだん小さくなっていく。

変動する部分が小さいということは、安全率もそれに合わせて見直してもいいのではないかと思います。明石海峡大橋では安全率を少し小さめにして、許容応力度を八二にしました。ケーブル強度を上げると、安全率を変えたことと両方で、必要なケーブルの量がちよつと減りました。瀬戸大橋と同等のケーブルで設計した場合は、片側二本ずつで計四本。そうすると、橋桁をぶら下げるところの構造もややこしくなるから、よけいな重量のものがいる。それから、強度が低いとピンと張りづらいで、一六〇のときはタワーの高さが三三〇mあったんです。強度を上げたことよってピンと張ることができ、タワーの高さも低くすることができた。ケーブルの自重も減り、タワーの高さが減る分だけ重量も減り、ケーブルの本数が減ることよって橋桁のハンガーロープの取付け構造もシンプルになり、非常にメリットが大きかったわけです。

## 揺れを抑えるもの

—— 先ほど登らせていただいた主塔の制振装置は、どのようなものでしょうか。ビルにも耐震構造がありますけれども……。

辰巳 一般的には、タワーだけが建っている状態というのは、一番揺れやすい状態で今まではその揺れを止めてやればよかったです。明石海峡大橋の主塔は非常に高く、完成後も、揺れるため制振装置をつけました。やはり思想としては制振装置なんて使わずに、塔の形状によつて振動が起らないようにするのがベストだと思っんです。そういう意味で、塔の断面の角を理由なく取っているのではなく、風が吹いたときに、角をどれぐらいの寸法で取れば一番振動が起らないかということを実験して、これがベストということになったんです。ただ、塔の断面形状だけでは抑えることができなかった。で、仕方なく制振装置をつけました。

ビルではアクティブ型の制振装置といつて、揺れを電氣的に感知してモーターを動作させ、最適な制振装置の動きで抑えるというやり方が多いんですが、それは電気が通じなければ制振装置がうまく効かないわけで、暴風時に動作させるためには、そういうセンシティブなものではなく、塔が揺れば自動的に制振装置も揺れて振動がおさまるような、パッシブ型というのを使っています。

主塔だけが建っている状態から吊橋完成まで、ケーブル架設中、補鋼桁架設中と、塔の振動性状がどんどん変わってきますので、それに適合するように制振装置の能力を変えてやる必要があります。そのためにバネの位置を変えたり、ダンパーの位置も変えることができるようになっていくんです。

### やりがいのある仕事への出会い

——本四公団では土木技術者は設計や現場など年を重ねるごとにどのように育っていくのでしょうか。

辰巳 設計をやって、同じ人間が現場に出ていけるといいんですが、橋の工事期間は長いから、どうしても部分的な携わりしかできない。主塔をやっていく担当は、まず最初に設計、それから製作・施工というように同じポストがやりまわります。同じポストなんだけれども、人がかわっていきついで。たとえば設計をするのに一年半ぐらいかかるんですが、二年ぐらいの任期の中だと、一年半が設計だけで終わってしまう。

あまりどんなかわると、本当にわかっている人間がどこにいるのかわからないということになって、まずいんです。塔のことについては、「あいつに聞けばわかるな」というものが組織としては必要だろうと思います。

私は、どちらかというと下部工より主塔やケーブル、橋桁などの上部工に縁が深いんです。

個人的にも好きですから、たいへんラッキーなほうだろうと……。それに垂水工事事務所の所長を経験させて頂いたというのはラッキーなんです。それはもう絶対光栄なんです。いつまでやってもいいんですけど……(笑)。人からも「あんだ、幸せだね」と言われますし……。

いろいろありましたが、やっぱりやりがいのあるところですから、二年五カ月というのは非常に短く感じました。

——ご家族に、この明石海峡大橋のお話とかがされますか。

辰巳 いま家族が横浜にいますから、なかなか実物を見せる機会がないんですが、この春休みに女房と娘が来ました。現場までは連れて行けなかったのですが展示館から見せました。

——土木に携わっている人たちが、少なくとも自分の家族にでも説明していけば、少しずつPRができますよね。

辰巳 そうですね。今日ご案内した展示室も、小学生の遠足の対象にもなるぐらいです。展望タワーは神戸市長が、小学生や中学生たちに、世界一の吊橋をつくっている工事現場を見れるようにしようじゃないかということと、その趣旨に公団も賛同しまして、あわせて公団としてもPRしたいと思っていましたから、展示館をつくって、共同で運営しているんです。

——今日は現場までもご案内頂きありがとうございます。ごさいました。

低気圧の残りの雲が切れ始め、青空が少し覗くようになった頃、二八〇mの主塔の上に出た。風が強く保安帽や眼鏡が吹き飛ばされる不安とともに、身体が揺られてカメラも容易に構えられない。

垂水工事事務所長室で現場に着替える辰巳氏の慣れた仕種は、そこが三月までの古巣であったことを感じさせる。

本四公団でまさに長大橋の記録を伸ばすかの如く、そのポストを歴任し、ご自身でも言われるように土木技術者として恵まれた道を歩かれている。しかし、それは単に「ラッキー」なだけではなく、学生時代からの本州四国連絡橋への想いと実力の為せる技なのであろう。

明石海峡大橋も「おれもつくった」「おれもつくった」と言う人がたくさんいていいと、辰巳氏がおっしゃるように、土木工事が多くの人々に支えられている事業であると再認識した。

工事中の現場を後にするときいつも思うことであるが、完成したあとに利用者として訪れて、今日何つたお話を思い返してみたい。

今後の活躍をお祈りいたします。

(構成・安孫子義昭)



東経 137° 36'03" ~ 137° 40'56"  
北緯 35° 05'27" ~ 35° 13'29"

豊根村は、愛知県の東北部に位置し、長野県・静岡県と境を接し、村の総面積の九三%が山林におおわれた言わば典型的な山村であった。もちろん、今も山村であることに変わりはないのだが、その内実の姿はこの十数年の間に大きく変わった。その流れを大まかにたどってみよう。

それは、『村立喫茶店』とよね』から始まった

昭和四九年、村ではまず『若者よ郷土に帰れ』をスローガンに「ふるさと運動」を展開、「若者住宅団地」と名付けた村営住宅の建設に着手した。第一号の一五戸はプレハブ式、五二年〜五六年には、地元の木材を利用し、庭付き一戸建3DKの村営住宅三〇戸を建設したのである。

そうしたムードの中、村営の喫茶店「とよね」がオープンしたのは、五一年のこと。それこそ山林地帯という地形もあって、当時皆が集まっ

て話し合う場もなかったため、村営でアルコールも出す勇敢な喫茶店は、公民館以上の役割を担って、大盛況。機構統合でいらなくなった県の施設を譲ってもらい一、五〇〇万円をかけて改造され、一年後には、村にUターンした青年夫婦に経営を委託した。

四九年に中学校を統合したのに伴って、五一年、村立の中学校としては、画期的とも言える全寮制の寄宿舎「志高寮」を建設した。建物は、文部省の補助金を使った寄宿舎と県の補助金を使った集会施設の合体施工で、集会施設は、生徒たちの音楽室、オーディオルームとした。また、この施設の利用法として子供たちがまず利用し、合い間で住民が使えばいいという地区のコミュニティセンターとしても機能させた。

五三年、現在の役場の庁舎ができた。「役場は村づくりセンター」だという考え方から村民に開放できるようにと中央にホールを設け、隣接の議事堂の机と椅子は固定せず、イベントを行う時等に貴賓室として活用しようとしたのである。

六一年末になって、標高一、四一五メートルの茶臼山高原に村のスキー場が誕生し、愛知県唯一のスキー場として脚光を浴びている。この他にも、うまく補助制度を利用してつくられた数々の施設は枚挙にいとまがない。

また、豊根村から積極的に他の市町村へ交流を働き掛け、内部への刺激、活性化も狙った。

五〇年茶白山麓の県営種馬育成場跡地を豊明市の野外センターとして提供し、五七年から春、夏休み等を使って、都会の小中学生を対象に「山村生活体験宿泊」をスタートさせた。

五三年からは、愛知県の富山村、長野県の阿南町、天竜村、売木村と「県境域開発協議会」を結成。議員の研修会、青年の交流会、災害時の応援協定など出来上がった。

村では、地域全般の均衡ある発展をめざし、昭和四七年に「豊根村第一次総合計画」を、五七年に村制一〇〇周年に向かっての「第二次総合計画」を樹立し、これらを通し、平成三年には、村の二二世紀を展望した村政目標と方向を明らかにするため、「自然が友達、おらがのよね」をキャッチフレーズに「第三次総合計画」を打ち出し、これから、どう考えどう活力ある地域づくりを展開していくかを明示。その五つの眼目を村松正清村長にうかがってみた。

「これは一〇年計画で、三年ごとに実施計画を見直しをして、軌道修正をしていこうと考えています。」

一番目は、道路改良整備を最優先に考え、村内はもちろん、北設楽郡を東西、南北に各二本道路を走らせる井桁構想があります。二番目は教育で、施設の充実、海外研修等による生徒の意識高揚をねらっています。三番目は福祉の問題で、高齢者福祉センターの活動による高齢者対策、また、長年の願いであります診療所の建

設等医療問題です。四番目は産業、特に農林業の低迷に対するテコ入れということになります。五番目は観光事業で、茶白山を中心に、施設のより一層の充実をめざしています。」

前村長から引き継いだ計画を基本にしながらも、現在進行形のむらづくりには新たな課題も次々に突出してくる。「基本計画にないことでも、いいことで、やらなければならないことはどしどしやっていくつもりです。」と、柔軟にかつ慎重に舵取りを進める村松村長。新たな地方自治をめざし、開かれた村の将来像に向けて、その具体策が着々と練られている。

もちろん、こうした足取りは最初から順調に進んだわけではなく、言わば試行錯誤の村づくりの軌跡は、そのまま村の職員や村民一人一人の模索でもあった。当時、彼ら現場の人たちは、そうした流れの真っ只中でどう悩み、何を感じていたのか。そして今の思いは。

へ地域づくりの現場から、第一回目は、取材時、財団法人茶白山高原協会の副支配人で、現在、役場の教育委員会に所属する黍嶋久好氏に焦点をあて、新たな山村像に挑戦しつつける生の声を聞いてみた。

村おこしではなく、村を豊んでいく発想を

黍嶋 これはまったく個人的な話かもしれませんが、村づくり計画をつくる時、自分たちがこの地に住んでいく時の考え方として、何と何が



山村生活体験宿泊の様子

足りて、何と何が邪魔なのか、村づくりではなくて、村を豊んでいく発想ができないかということなんです。村の条件の悪いものを撤去していくことによって、いいものが残っていく。それを消極的ではなく、積極的に見て、逆に言えば、これを潰したときにどうだろうか、もったいないなら残そう。残すのならどういうふうに残していこうかという発想になってくると思うんです。村おこしではなくて、村を豊んでいくという発想ができないかなと。

なければいけないで、つくっていく

—— 村づくりへのスタンスとして、いま自分たちの地域をど真ん中に置いたら、何が見え、何ができるかという『どまんなか志向』の考え方は興味深いですね。

黍嶋 結局、自分たちの地域なり、自分たちの立っている目の高さというか、位置というものをどのように見ていくかということが、過疎だとか、過密だという話に展開してくる。ただ、紛れもない事実というのは、ここは山の中であり山村だということ。僕らは、生まれて育って一度外へ出て、また帰ってきたところが、山だった。そこを、ベースにして行政に携わって仕事をやってきたという現実があるわけなんです。その時に、何が見えてくるかということ、あれもない、これもないと、ない面を取れば、それは、嘆き節で終わっていくと思うんです。

否定をすれば否定して行けるのですが、そのかわり、じゃ、住むかと言ったときに、住みにくければ出ていけばいいという選択ができるというのも多分事実だと思います。でも、そういう見方を一旦取り払ったときに、「一体俺たちのむらは、これでいいのか」と考える時期があると思うんです。それは、子供であれ、大人であれ、年寄りであれ、とにかく不満と不安が絶えずついて回ることもある。

その中で、自分たちなりにどういうふうな組み立てていくかが必要で、話しがちょっとさかのぼりますが、四七、四八年の頃にいろんな施策が出たというのは、要するに自分たちの中に力を持たなかったら、結局何もできないじゃないかということなんです。ですから、いま言っている地域づくり、村づくりというのは、多分内発的な面で自分たちが力を持っていくということが足もとにあって物を見ていく、そういうステップがあって初めて、自分たちの村というもの进行分析し、切り開いていくということができたんじゃないかという気がするんです。

例えば、あれがなければ、「なぜないんだ？」ということをやりながら、「なければいけないでつくっていく」。つくっていく限りは、「それをどうやって使っていくか」ということが、短絡的な発想かもしれませんが、将来に向かっても言えることじゃないでしょうか。医療でも福祉でも教育でも経済でも、すべてのものに通じる考え

方じゃないかと思っています。

それにしても、「だれかがやらなければならぬ」と言ったときに、その「だれか」というのが、行政なのか民間なのかという分け方と、Aさんに、Bさんという人もいるだろうし、いろんな人が出てきたときに束ねていく機関なり、組織なり、人がいないということでは、難しくなる気がします。豊根のやり方というのは、行政主導型だというふうに評価されるのは、行政が先頭に立って旗を振り、流れをフォローしていったという過程が多分あるからだと思います。

まず自分たちの生活、暮らしがあって

—— そういう発想の中において、自分たちを、また自分の村を中心にして外への働きかけを行っていくということでしょうか。

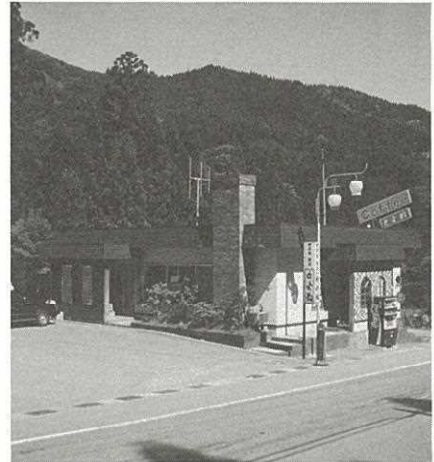
黍嶋 外と中という分け方ではなく、過去の話と、現在の話と、将来の話として関連してることなのですが、商工会の副部長さんが「自分の村は、自分たちでやっているから心配ない。」と言った事と一緒にありますが、まず、地域なり村がどうなんだということがあって、外に向かつてというのは、二の次だと思うんです。自分たちの生活とか、暮らし向きにとつてどうだということの仕掛けを作っていくか、いま、盛んに言っている都市との交流だということから都市部の人を受入れるということは、もちろん否定はしませんが、自分たちのベースを作ら

なかったら、人を招き入れるということについても余裕がないんじゃないかという気がします。——そういう意味では、自分たちの基盤をつくるということが、「まんなか志向」と言うことにつながるわけですね。

黍嶋 例えば、四七、四八年当時から出た「若者定住」という話は、若者がいて、青年がいて、中年がいて、高齢者がいてという円を描いたときに、短絡的に子供をねらっていきばいいかではなくて、その対面にある中高年はどうだ、高齢者対策はどうだと、全部関連できると思うんです。だから、子供を見たときに、それに伴う中高年者、高齢者をどういうふうに絡ませていくかという仕掛けをしていく。豊根が言ってきた「若者定住」というのは、ただ単に若い人たちを集めればよいという話じゃないんです。トータルで生涯を通したときにどうだという見方で見ないと。それは言い訳かもしれませんがね。将来、八〇歳まであるいは五〇歳まで行かないとわからないことかもしれませんけど。

非常に抽象的な考え方もありませんが、「まんなか」とか「どまんなか」というのは、そういうふうに見ています。その延長上に、絶えず都市があるとか、ほかの地域があるということではなくて、まず自分たちの地域の中ではどうなのだという足もと条件ですから。

山村におけるライフスタイルとは…



村立喫茶第1号「とよね」

——その地域づくりの中において「山村においての新たなライフスタイル『職住遊学』」を、どういうイメージで描いていらっしゃるのでしょうか。

黍嶋 この場合の前提は、冒険かもしれませんが、いま定着している人口と、これから農山村でもいいから入ってきたという人達がぶつかった時、新しく何か起きれば変化になるという事です。

じゃ、山村で言っている「職住遊学」とは何があるかと言ったとき、具体的に「職」は、例えば、月曜から金曜日まで職場として働けるような場を山村が提供して、土日は、都会へ帰る。それがコンピュータで言えばソフト部門なのか、そういう逆なことが可能じゃないかということなんです。

そのヒントを与えてくれたのが、今は、宮城

県に行かれた方で、ご主人がアメリカ人で、奥さんが日本人なんです。翻訳の仕事をやっている方達だったのですが、コンピュータとファックスがあればいいよということなんです。その方達は、有機農業をやりながら、自分達の食とか職とかをやっていきながら充分に生活できるだけの基盤をつくっていくということの中から、子供の教育だとか、夫婦関係、家族ということを訴えた人達なんです。

それが全てとは限りませんが、こういう山村の中の環境から言えば、新しい職業ができないかといったときに、確かに先端産業的なものは、難しいかもしれないけれども、山とか農山村にある伝統的な技術をちよっと変えていけば、まだ職として成り立っていくのではないかと。要するに人が入ることによって新しい職ができてくるという感覚を取れば、新しい提案ができるのではないかと。

それから「住」は、環境的な問題もあるかもしれませんが、いま都市の人たちが求めているような、自然志向かどうかわかりませんが、ただ単に空き家を提供するのではなくて、例えば、ログハウスみたいな住宅環境を提供できれば、それが一つの方法ではないかと考えるのです。また、一つの集落をつくっていけば、その集落へその人たちが来ることによっての誘引効果が多期待でき、新しい住み方の提案となる。それは、地域の外と中が分かっている人がいて、

うまくコーディネートできるという前提があつての話かもしれません。

次に、「遊」は、全村自然公園みたいなところですから、体験的な遊びができるだろう。遊びは、パチンコをやっても遊びだろうけど、要するに自分の余暇時間をどのようにしてつuckingていくかということの仕掛けさえやれば、遊びの要素というのも十分取り込んでいけるだろう。それが、例えば、森林であったり、農業であると思います。

最後に「学」については、標高一、〇〇〇メートルラインというのは、人間性を回復させるのに一番いい環境だと思って、もう十二年子供たちの体験学習をやっています。そのヒントからいけば、親子だとか、中高年だとか、こういう人たちの体験学習の場とすればかなりおもしろい地域で、要するに環境教育みたいなことから考えれば、いけるだろうということです。

「俺たちがいることが山村振興だ」

——地域の活性化あるいは地域づくりの一番のキーポイントは。

黍嶋 結局、地域づくりとかまちづくりは、人づくりだと言ったときに、人材がおるとかおらんという価値判断というか、どういう高さで見るとかによって違ってくるでしょうが、押し並べて過疎山村には、「人はいるけれど、人材がいない」というのは、だれでもが言うことだと思う

んです。それに反発したのは、人材も人もおると。ここにおけるじゃないか。だから、「究極の山村振興は、何だ」と言ったときに、「俺たちがいることが山村振興だ」とあるときに言ったことがあるんです。怒られましたけれど。(笑)

——やっぱ人が財産ですね。

黍嶋 そう思います。でも、人をつくれるかといったら、つくるとは難しいでしょうね。どういう状況を作れば、人をつくれたり育つかないということなんです。学校式に、子供や大人が育っていくのではなく、やっぱり何かの場があって、そこに出ていってショックを受けたら、感動を受けたり、そのことの繰り返しの中で人が育っていくのではないかという気がするんです。だから、そういう面では、役場がやる仕事というのは、きっかけづくりだと思います。

——その一貫として、まちの子供たちを集めて「山村生活体験宿泊」を春休み、夏休み、冬休みに行っているのですね。

黍嶋 農家なり林家に一週間あずかって、その生活を体験してもらおうのですが、豊根の子供たちにもいい刺激になりますし、また、豊根の子供たちは、JRに乗って、豊橋から新幹線で名古屋まで、名古屋港に行つて、帰りに地下鉄で終点まで乗つて、そこでバスが迎えに来るというやり方なんです。子供たちの判断と行動で体験をします。先生がついていくんですけどね。山の子たちは都市体験、まちの子たちは自然体

験なんです。

時間と労力とがかかるかもしれないけれど、やっぱり交流人口を多く積み重ねていくことが一つの財産だし、人材を育てていく可能性はあると思います。

人口流出、若者は戻ってくるのか

——商工会青年部長の石田喜章さんにお話を伺った時に「確かに子供たちの殆どが戻ってこないが、教育にもっと力を入れて、豊根に対して夢を持たせたい。先日、商工会青年部が設立一〇周年で子供たちに「好きじゃんトヨネ」の作文コンクールをおこなったのも、豊根のもっといいものを掘り起こしてもらい、子供の観点からグローバルにみてもらいたい趣旨からです」と言われていました。

また、人口の流出で、逆ピラミッド型の分布になった時に、施策は、打ってきたがなかなかうまく行かないと。その辺りの防止策というか検討課題というのはどうですか。

黍嶋 例えば、全寮制の中学校を出て、帰ってくるのは卒業生のほんの一人か二人、数字を見たときに、「豊根は一体何のために教育をやっているのだ。村を出ていけという教育をやるのか、村に帰つてこいという教育をやるのか」とよく言われます。だけど、言わせてもらえば、子供たちに対して帰つてこいと、心情的には言えても、現実問題として、子供たちの選択というの



は、その環境のなかで自主的にやるべきである  
 と思うんです。ただ願わくば、出ていくのだった  
 たら、胸をはって、「俺たちの村というのはいかに  
 だよ」ということを堂々と語っていきけるような  
 人たちが増えていけばいいじゃないかというこ  
 となんです。そうはいいつつ、実際は村を今見  
 ると、逆三角形になりつつある実態をどうする  
 かということになるんでしょうけれども。

確かに村では、住宅もつくった、喫茶店もつ  
 くれたと、モノをつくったことははつきりして  
 いるのですが、それに対して人がどのようにな  
 っているか、それに対して、課題は多いと思  
 います。帰ってくる子はいらっしゃるが、いまの  
 中学卒業生に対して、帰ってこいという話をや  
 るのか、高校卒業時、大学卒業時でやるのか段  
 階的にねらって行かないかと思えます。

最初、昭和五〇年当時にやった「若者Uター  
 ン政策」で打った手というのは、三段階でやっ  
 たんです。まず中学校の子供たちの意識をどう  
 いうふうにとらえていくかということをやっ  
 て、親の意識はどうだろうかということなんです。

それから、外に出している長男坊で四〇歳まで  
 の本人と、こちらにいる親の意向をさぐったん  
 ですが、当時、やっぱり三〇人ぐらいが帰って  
 きてもいいとアンケートに答えてくれた人がい  
 ました。そういうことをベースにしながら、積  
 極的に働きかけていったものが、喫茶店であつ  
 たり、農協であつたり、商工会であつたり、たま



全寮制の寄宿舎「志高寮」

たま合致したということかもしれません。そう  
 いう手当をやりながら、若い人の定着というこ  
 とは、中高年、高齢者も含めての将来の対策に  
 つながっていくんだよという背景ですね。それ  
 が二〇年過ぎたときに、もうすでに、四五、六  
 から五〇近くなってきたという、一世代終わっ  
 たわけですよ。例えば、次の世代に手を打つと  
 いうのが、今回の第三次総合計画に出てきた話  
 だと思えます。

### 新たな実験を積み重ねて

先ほどと重複しますが「職住遊学」とい  
 うことを短絡的に考えると五〇人の工場をつく  
 ればいいかということじゃないかもしれませ  
 ん。もしうちが今度工場をつくるのだとしたら、  
 いま浜松から飯田へ向かって三速南信自動車道

をつくらうという事業がもう着工していますか  
 ら、そういうところのインターチェンジを使っ  
 たような格好の工場ができれば、そこに一つの  
 可能性があると思います。

また、茶臼山は、愛知県と長野県との県境で、  
 いま、年間五〇万人の受入れをやっていますか  
 ら、一〇〇万人を受け入れていこうという事業もい  
 ま動き出しています。そうなれば、当然、茶臼  
 山のぜんぶの従業員というのは、単純に考えて  
 倍になります。倍になるということは、大体一  
 〇〇人近く就労能力の規模になってくるだろ  
 う。それも一つの方法だと思います。

そういう面では、こういう山の中というのは  
 一つの実験道場見たいな所でないんじゃないん  
 ですか。過疎だとか過密だとか、避地だとか言  
 っている暇はないと思うんです。いろいろな仕  
 掛けをつくって、実験を積み重ねていくことだ  
 と感じています。

バリアフリーということはあるが、この豊  
 根村の挑戦は、単に物理的な障壁を取り除いて  
 いくだけでなく、意識上の、制度上のあらゆる  
 障壁を乗り越えて、村民と行政のキャッチポー  
 ルのなかから、新たな『とよね』を生み出して  
 いる真最中と言えるだろう。村松村長をはじめ  
 役員職員の方々、あたたかく接していただいた  
 村の人たちにこの場を借りてお礼いたします。

(構成・木野真幸)

# 「建設行政研修に関する 基本方針」について

佐々木 品 二

建設大臣官房人事課課長補佐

建設省は、平成五年三月三十一日づけで、建設行政研修に関する基本方針をとりまとめた。本稿においては、基本方針の概要を紹介しながら、その解説を行うことにする。

## はじめに

今日の建設行政を取り巻く環境は激しく変化しており、これに伴い、建設行政の円滑な執行に寄与するため実施している建設行政研修も大きな転換期を迎えている。ここにおいて時代に即応した研修体系を整備し研修の高度化を推進するため、「建設行政研修に関する基本方針」を研修審議委員会規程(昭和46年10月22日建設省訓令第18号)第2条に基づき、研修審議委員会に諮った上、定めた。

建設省組織規程第七五条によれば、建設省には、「職員の教養及び訓練の実施に関する基本的な事項を審議させるため、研修審議委員会を置く。」ことになっており、この委員会では、建設省訓第一八号により、「職員の教養及び訓練の実施に関する基本方針の策定に関すること。職員の教養及び訓練の実施に関する長期計画に関すること。」などを諮ることになっている。

これらの規定から明らかなように、研修審議委員会は、建設省職員に対する研修の基本方針等を策定するのが本来の業務であるが、建設省の中心のつかつ最高の研修機関である建設大学校が、公団、公庫等の特殊法人や地方公共団体

から多くの研修生を受け入れていること、さらに、建設大学校、地方建設局、公庫、公団、地方公共団体等において、研修の役割分担、機能分担が必要となってきたことから、建設省だけでなく、公庫、公団、地方公共団体等全ての建設行政研修機関にわたる研修の基本方針をまとめる必要性が高まってきた。

このような観点から、建設省は、「建設行政研修に関する基本方針」は、今後の建設行政研修に関して建設大学校、地方公共団体、公団、財団法人全国建設研修センター等の建設行政研修機関全体の基本的方向を示すものとして、とりまとめを行った。さらに、これを受けて、今後五年間の建設大学校の研修に関する基本的方向及び実施しようとする研修コースを示す「建設大学校研修基本計画」を建設大学校が定めている。

## 一、研修の現状と課題

- (1) 建設大学校は、総定員の5%という受講率を達成したばかりでなく、地方建設局で実施している研修を含めると年間全職員の20%が受講しており、受講率の面では、十分答申の目標を達成している。建設大学校以外の研修機関が実施している研修についても、研修員数、コース数でみると、充実してきている。

研修員数などからみると、建設大学校、公庫、公団、地方公共団体、全国建設研修センター等において充実が諮られている(表1)。

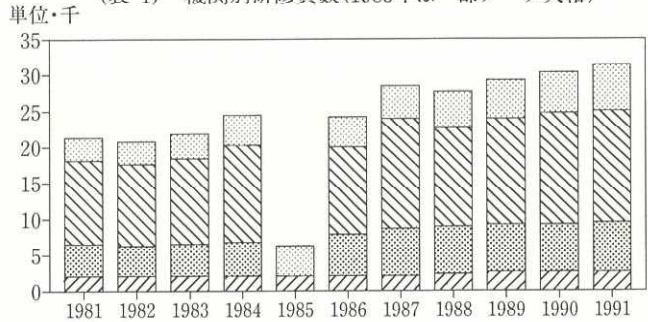
「建設行政研修に関する基本方針」について

(表-2) 事業費1億円当りの建設行政研修人日数

上位5都道府県		下位5都道府県	
A県	2.67	V県	0.07
B県	2.21	W県	0.06
C県	2.10	X県	0
D県	1.74	Y県	0
E県	1.66	Z県	0
(参考) 全地方建設局平均	1.89		

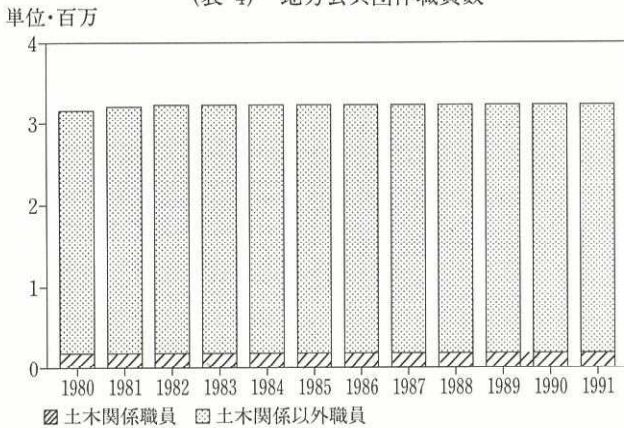
(備考)「建設研修便覧」(平成4年度版 建設大学校編)等により試算した。

(表-1) 機関別研修員数(1985年は一部データ欠落)



■ 建設大学校 □ 公団等研修合計 ▨ 都道府県政令市 □ 建設研修センター

(表-4) 地方公共団体職員数



(備考)自治省資料による。

(表-3) 機関ごとの研修内容(研修延人日)

	I 県	II 県	III 局
土木技術	750	1340	1850
都市計画	145	0	56
建築	114	0	75
用地	782	156	235
その他	147	0	2207

(備考)「建設研修便覧」(平成4年度版 建設大学校編)等による。

平成二年六月二八日に閣議了解された「公共投資基本計画」によれば、今後十年間の公共投資総額は、八〇年代の二六三兆円から四三〇兆円(うち弾力枠十五兆円)と一・六倍に増加することになる。さらに、その内容は、下水道等の国民生活の質の向上に結びつく事業に重点的に配分されることになっている。

これらの事業量の増大、事業内容の変化の一方、公共投資に従事する職員の増員は極めて抑制されている。(表4)。

(2) 第一に「公共投資基本計画」等、今後とも中期的に公共投資の増大が見込まれる一方で、建設行政に携わる職員の定員の確保については、極めて厳しい状況にある。しかも、労働時間の短縮が実施されているところであり、職員の職務遂行における効率性の向上を図る研修のより一層の充実が求められている。

しかし、その内容を詳細にみると、建設関係事業の増大に併せて必ずしもバランスをとって充実しているわけではなく、関係機関や団体ごとに、研修量に大きなばらつきがでてきている(表2)。

また、所管する事業が道路、河川、建築、都市計画と建設行政全般にわたる都道府県においても、研修内容は道路、河川等の土木技術研修が中心になっているなど、研修内容の項目にもかたよりが見られる(表3)。

また、労働時間の短縮も大きな課題であることから、少ない職員が短い時間でより効率的に事業実施が図れるよう、職員の能力向上のための研修が極めて重要である。

第二に、建設行政をとりまく環境は、国際化、情報化、高齢化、技術革新、地球環境問題等の経済社会の潮流変化を受けて、新しい行政需要を先行的に把握し、適応する能力を養成する研修のより一層の充実が必要となっている。

第三に、職員の勤労意識の変化が顕在化し、職務の円滑な遂行と個人生活の充実の両立を図るため、生きがいをもって職務に専念できるような職員の執務活力の向上を図る研修を新たに導入する必要がある。

## 二、建設行政研修の基本的方向

研修内容の高度化、研修方法の高度化、研修実施体制の整備及び研修の体系的整備を行う。これを、総称して、研修の高度化という。

今後予想される事業量の増大、国際化等の新たな潮流や職員の勤務意識変化などを踏まえると、建設行政研修についても、内容、方法、大成、体系など総合的な観点から、その充実を図る必要がある。

## 三、研修の高度化

### (1) 研修内容の高度化

職員の職務能力の向上と新しい行政需要を先行的に把握し適応し得る能力を養成するため、

①幅広い行政識見と高度な管理能力を有する管理者を育成するための管理能力研修の充実

②建設行政の企画に関する高度な能力を有する職員を養成する企画能力研修の充実

③建設行政各分野における高度な専門能力を有する職員を養成する専門能力研修の充実

を図る必要がある。

研修内容の高度化の具体的な事例として建設大学の平成四年度新設コースを例にとると、管理能力研修としては、管理事務指導科研修・管理技術研究会、企画能力研修としては、政策情報科研修、建設企画マネジメント研修、専門能力研修としては、情報システム科研修、環境地理情報科研修が上げられる。

### (2) 執務活力等を向上させる研修

変化適応能力、自己分析能力、行動計画能力を修得することにより、職務の円滑な執行と個人生活の充実の両立を目的として、あらたに実施する。

必要に応じ、文化、教養に関する講義等

を盛り込むよう配慮する。

執務活力等を向上させる研修の具体的な事例として建設大学のコースを例にとると、新任管理者職科研修、管理技術II科研修が上げられる。

### (3) 研修方式の高度化

#### ① 研修方式及び研修技法の活用

研修を効果的なものとするため、新たな研修方式を適切に選択する。  
また、多様な研修技法を活用する。

新たな研修方式として、建設大学は、行政需要に応じ随時にテーマや期間・対象者等を決定する「新課題即応型研修」、建設行政関係職員以外の職員と共同で研修を行う「異分野交流型研修」、研修生を一定期間、外部機関で研修する「一部外部研修」などを検討している。

また、多様な研修技法としては、ゼミナール、ダイアログなどの考えさせる研修、事例研究、ロールプレイングなどの体験させる研修が上げられる。

#### ② 職場内研修等の充実

職場内研修について、今後とも職員の能力の組織的持続的向上に資するため一層の促進を図るべきである。

自発的学習意欲を有する職員に対して、研修で用いている教材の提供等の支援を行

うものとする。

関東地方建設局では、管理者（局、事務所係長）を対象に、基本的研修技法を習得するため、平成三年度より、OJT指導者養成研修として年二回、定員四〇名で実施している。

(4) 研修実施体制の整備

① 組織等

各研修機関の指導、調整能力を強化するための組織の充実を図るとともに、研修の企画、調査、研究部門の強化等を図る必要がある。

② 施設等

建設大学校等の研修施設全般につき、抜本的な見直しが必要である。

③ その他

建設政策研究センターとの連携に努める。

建設政策研究センターは、平成三年七月一日に設立された、建設省建設大学校の付置機関であり、二一世紀における住宅・社会資本整備のあり方や建設省の政策の展開について、広く社会に開かれたシンクタンクとして社会経済情勢や国民の意識に密着した調査研究を行うとともに幅広い分野の情報の蓄積と発信を行う。

(5) 研修の体系的・計画的推進

① 研修機関相互の役割

・建設行政に関する建設大学校は、I種職及び国土地理院技術職員の新規採用職員のほか、国、地方公共団体、公団等の職員で原則として係長以上又はそれと同等の能力を有する職員を対象とし、統一性が要請されるもの、比較的高度なもの及び比較長期の研修期間を要するものに関する研修を実施する。

・財団法人全国建設研修センターは、引き続き、建設大学校研修の補完的研修を実施し、あわせて建設技術等の普及及び向上を図る。

・本省、地方建設局等、地方公共団体、公団等は、各機関における地域の自然的、社会的特性等に重点をおきながら研修の一層の充実を図る。

なお、機関ごとの研修内容のばらつきがある場合であって、自然的、社会的な特性をもってしても説明しきれないときは、比較的低位にある機関団体は、研修の量的充実を検討する必要がある。また、研修の内容においても、今後の事業量の伸び、特に、生活関連投資の伸びを踏まえ、研修内容の充実を検討する必要がある。

② 研修体系の整備

職員の生涯研修という視点から研修コースの編成を行う。

③ 各研修機関の長期計画の策定

・地方公共団体を除く各研修機関は、それぞれ研修にかかわる長期計画を策定し、相互に整合性を保ちつつ各研修機関の実施する研修の体系化をなし、総合的に研修効果の向上に努めるべきである。

・地方公共団体についても、建設行政に関する研修を体系的に行うための長期計画を策定することが望ましい。

研修機関の長期計画を策定している機関は、平成三年度末現在で、全地方建設局と日本道路公団に限られている。このため、建設省関係の公庫・公団の長期計画策定を促進するとともに、地方公共団体にも、長期計画策定を指導していく。

④ 研修機関相互の密接な連絡調整

本基本方針を踏まえ、各研修機関が研修の役割分担を適切に果たせるよう、研修連絡会議等を通じて研修に関する調整、助言、支援等を行っていくこととする。

具体的には、研修連絡会議の回数増を図るとともに、参加メンバーなどの再検討や内容の充実を図っていく。

# 小さな村でもアイデアとセンス

## やる気があれば過疎から脱却できる

～新潟県黒川村の例～

加藤 忠 夫

エッセイスト



### 2/3の市町村で人口減少―一九九〇年国勢調査

東京への一極集中がすすむ一方で、地方圏では人口の社会流出がつつぎ、死亡数が出生数を上回り、人口の自然減少がみられる市町村も出てくるようになった。県レベルでも全国ではじめて高知県が自然減少県となった。

平成二年（一九九〇年）の国勢調査では、全国三、二四五市町村のうち二、〇六六市町村、率にして六四％の市町村が人口減少市町村となっている。全国のマチやムラで若人が流出し、過疎地域の面積は国土の四六％を占めるまでになっている。

定住人口が減少するなかで、まちづくりをどうすすめていけばいいのか、地方圏のマチやムラでは日夜この問題に頭をかかえている。

### △ラオコニで過疎から脱却―新潟県黒川村

そんな状況の中で村長以下、役場が一体となってユニークなまちづくりをすすめて、過疎に歯止めをかけている村がある。新潟県黒川村である。

黒川村は新潟県の北東部、山形、福島県境に位置する山里の村である。面積は一八〇km<sup>2</sup>で地域の九割以上が山林で占められている。

一九六〇年代には約八千人いた村の人口も減少をつづけ一九七五年には六、三八九人まで減少した。

しかし、一九六〇年代からはじまった村直営の観光・リゾート事業、特産品づくりなど積極的な雇用の場づくりが効果をあらわし、若者が

村に定着しはじめ、一九八〇年には六、五九一人、一九八五年には六、六〇二人、一九九〇年には六、六〇七人と人口がふえはじめ、一九九一年、黒川村は県の過疎指定からはずれることとなった。

過疎の村が過疎から脱却するのは並たいていのことではない。

その「成功の秘訣は何か？」と全国の自治体関係者が黒川村に視察におとずれている。筆者もおくればせながら今年（一九九三年）三月、黒川村をおとずれた。

### “胎内ブランド”で村おこし

JR羽越本線で新潟から中条駅へ。中条駅から車で約三〇分、水田地帯をすぎた山間の坂道をのぼっていくと、胎内川の流れにそって過疎の村とは思えないしゃれた建物が次々とみえてくる。胎内グランドホテル、胎内パークホテル、ニュー胎内パークホテル、レストハウスたいない、昆虫の家、胎内スキー場、スポーツハウス……これらすべてが村直営の施設である。

村からいただいた資料をみると、スキー場の他に、この辺りにテニスコート、野球場、ボート乗り場、釣り堀、ポニー牧場と一年中たのしめるスポーツ・レジャー施設が配置されている。

黒川村は今では、入込客年間八〇万人強の下越地方を代表する観光、リゾート地になっている。そしてそのレジャー施設、特産品の多くには「胎内」の名がついている。「胎内ハム」「胎内牛」「胎内みそ」、他酒の名前も「越の胎内」と「胎内

ブランド」のオン・パレードである。胎内とはアイヌ語で「きれいな水が湧き出す地」の意味とか。

黒川村ではこの胎内をブランド化しようと村の施設、特産品に「胎内」の名をつけ、施設利用者、特産品購買者にファンになってもらおうとPRにつとめている。こうしたブランドを育てようという姿勢に「お役所仕事」ではない黒川村の「経営センス・戦略」の一端をかい間みる思いがする。

### 冬場の出稼ぎ対策としてスキー場をオープンしたのが村おこしのはじまり

一九六〇年代前半まで黒川村は他の過疎地と同じように農業と出稼ぎで細々とくいつないでいる村だった。若者は都会に出、村にのこる中高年も冬場は都会に出稼ぎに出ていた。

せめて冬の出稼ぎを減らそうと伊藤孝二郎村長がうち出したのがスキー場の建設だった。同じ新潟県の上中越地方で苗場や石打など民間大手資本によるスキー場開発がすすめられているのを見て「民間がこないのなら村営で」と一九六五年に村営スキー場をオープン。

当初は二基しかなかったリフトも、スキー客のおとす金をスキー場整備にまわして今では一〇基のリフトが稼働する下越地方有数のスキー場となり、スキー客も年三〇万人近くが訪れるほどになった。冬場は約一五〇人がスキー場で働いている。出稼ぎをしなくてもよい村に黒川村は変身したのである。

文化面でもスキー場のはたした役割は大きな

ものがある。

閉鎖的になりがちな村が「ファッショナブルなスキーウェアに身をつつんだ都会人の流入で村が文明開化したような印象をうけた」と山口富雄黒川村商工観光宣伝係長はいう。

### 村営ホテルを次々とオープン

せっかく都会からくる観光客の宿泊先が他のまちでもつたないとい、伊藤村長が次に手がけたのが村営ホテルの整備だった。

一九七二年の第二十三回全国植樹祭にあわせて昭和天皇の宿泊施設として胎内グラウンドホテルをオープン。一九八一年には第五回全国育樹祭を誘致し、当時皇太子だった現天皇夫妻の宿泊施設として胎内パークホテルをオープン。一九八七年には第四一回全国野鳥保護のつどい開催地に立候補し常陸宮の宿泊施設として胎内ニューパークホテルをオープン。前の二つのホテルは国民宿舎として国や県の補助金を導入して建設、ニューパークホテルは部屋の広さや設備の面で国民宿舎の基準をこえていたため村の単独事業で建設した。

山をいかしたイベントを誘致し、それに合わせて村営ホテルをつくり、国・県の補助金を導入しているところに黒川村の「経営センス」の良さを感じることができる。

私も胎内ニューパークホテルに泊まったが、公園の中にあるしゃれたホテルで、レストラン・ラウンジの外には雪のつもった枯木に青・緑のライトアップがなされ、幻想的なムードがかも

し出されていた。雪を立派に資源として活用している。

十五年がかりでホテルを整備充実、ソフト面でも村の職員を妙高・赤倉観光ホテルに派けんしてホテルマンとして育成するなど手抜かりなし。こうした村の施策が功を奏して、今では年間一〇万人以上がホテルを利用。パートをふくめてホテルだけで一〇〇人以上の雇用の場をつくり出している。

### 減反政策でそば、牛、ハムにも挑戦

一九八〇年代に入って、国の農業政策が減反に変わると、代替作物としてそばを植え、手打ちそばをつくり「胎内そば処・みゆき庵」でお客様に提供したり、減反の田を草地にして黒毛和牛を育て「胎内牛」のブランドで出荷、ホテルでも名物料理となっている。さらに「胎内ハム」「胎内みそ」と胎内ブランドの特産品づくりに余念がない。

小さな村でもアイデアとセンス、やる気があれば……過疎から脱却できる

人口六千人の小さな村でもアイデアを出し、センスとやる気があれば、都会人に通用するリゾート、グルメ食品をつくり出すことができる。そして、そのことが①雇用の場をつくり出すだけでなく、②村人の誇りにもつながる。

こうして黒川村には若者が定住しはじめ過疎から脱却した。黒川村の例は小さな村でもやり方次第では全国に通用しうるまちづくりが可能なることを示しているように思われる。

O P E N  
S P A C E

MATSUNAGA GOICHI

松永 伍一

詩人

乗物に依存する傾向が強くなつて、いかにもそれが普通だと思つてしまうようになったいま、日本人の脚力がすっかり弱つているのに人もようやく気づきはじめた。そこへもってきてバブル経済が崩れ去り、世は不況。何だか気が抜けて「精神のクラゲ化」が進んでいる。クラゲはプカプカ浮いていていつも不安定だ。いま問われているのは「自分の信念をもつて歩くこと」である。

「自分はどこにいますか？この地球の上で」

「信念をもっていますか？」

「歩いていますか？」

と、あなたに問うてみよう。曖昧な答えしか帰つてこないかもしれない。だったらここで、てつとり早い方法を伝授しよう。右の設問を逆からやってみよう。

まず「歩いてみましょう。二本の脚で」。ふだん無意識に歩いていますが、自然の中を意識しながら歩いてみると、小さな存在である自分が巨きな宇宙の中で守られ、生かされていることに気がつき、感動に似たものが湧いてくるだろう。

「元気だから歩ける」そのよろこびで心が張り満ちる。脚がしゃきつと伸びると、風景が生き生きと眼の前に広がる。「こうして、みんな

## 散歩は楽しい

人生を発見し、自然の大きさを知る

「信なくば立たず」という言葉があることに思いが行く。それをなおざりにしていた自分にも気がついたとき、「いまここにいて、自分の値打ちに思いをしほることができる。地球の上の一隅に住んでいて、平等に太陽の光を浴び風を受けている、その自分のいのちが尊いものと思われてくるだろう。」

しかし、こう書くと「それは理想論で、現実にはそういう心のゆとりなど持てない」と、勤めのある人たちは反発するだろう。要するに「忙しい」ということ。給料をもらう身はそんなに自分の方ばかり目を向けることはできないし、会社の存立のことをつねに優先して生きねばならないから、というのが反発の根拠であろうが、「会社あつての自分」か「自分あつての会社」かと問い直してみるとすぐに答えが出るにちがいない。

たしかに仕事は忙しいだろう。時間にも制約されているだろう。「時間に支配されている自分の不甲斐なさ」を感じることもきつとあるにちがいない。「自分の時間を持たたい」とは誰しもが思うこと

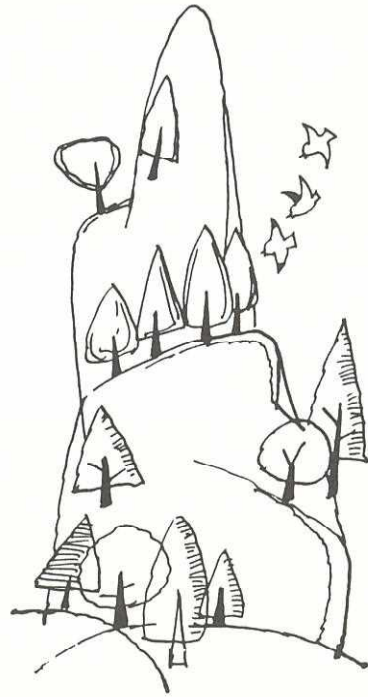
それぞれを持ち分を生かしてやっているのだ」と思い当たったとき、自分への問いが湧きあがってくる。「信念をもっているか」と。



だが、それは歩くことからおのずと身についてくるものだ。十分でも五分でもいい、オフィスの外でぶらりと散歩してみると、からだの中に「悠かなる時」（永遠）が影のように沁みこんでくることに気がつくだろう。その瞬間、自分が見えてくるし、宇宙の波が自分を包んでいることの深い意味に思い当たる。永遠というものに触れたとき、人生の尊さがわかってくる。

昼食を外でとる人はどこかへ歩いていくが、てきたら帰りは少し回り道をして、路上観察でもしてみるといい。「こんなのがあった。これまで気がつかなかった」と、ささやかな事柄を発見したとき、会社人間から一歩抜け出して「人類の一員」になる。小さなことから大きなことにイメージが広がる。それが食後の、回り道という散歩によって叶うのだから。

週休二日制が定着しつつある。「休みの日は家でゴロゴロしているよ」と言う人が多い。ゴロゴロも結構だが、そのゴロゴロが有意義なものになるためにはアウト・ドアを体験してみるといい。「ゴロ



ゴロもストレスを抜き取る上で大事だが、散歩はストレスを抜き取るだけでなく「宇宙の大きな力によって生かされている自分のいのち」と出会えるのだから、ぶらりと当てもなく、ときには子供でも連れて外に出ることを私はすすめる。

すると、土曜日とか日曜日とかでなく、「移りかわる季節の中の一〇日」「もう春がそこまて来ている」とか「秋になるとこうして葉っぱが色づいて落ちていくな」とか、さまざまな想念が湧いてくる。それを短歌とか俳句とかに詠まなくても、自然に包まれていると感じ

るだけで十分だろう。

また子供といっしょに歩いたら、さりげなく「ほら、こんなところにスマレが咲いているよ」と声をかけることができるし、「花屋さんの店先で売られている花だけが花じゃない」という一言も、子供には教訓となるだろう。

教えるという意識がなくても、対話によって子供が何かを知り、自然の摂理に気づく。その生き生きとした表情を見て親としての生き甲斐を感じたりもするものだ。散歩はそんな効用をもっている。ぶらりと当てもなく歩いて、そ

こて見たものや感じたことを、家に戻ってから家族の誰かに話す。すると、たいいていよい反応がある。「あたし気がつかなかったわ。あそこはよく通っていたけど……」

などと妻に言われると、自分の方が先に発見したのだと思つてうれしくなる。また、いっしょに散歩に出た子供が「パパは何でも知ってるんだよ。木の名前とか花の名前とか……」と言ったりしたら、きのうまで会社の人間としてストレスをためこんでいたのが嘘のように、スーツと抜けていくだろう。

そうまで褒められたら、親の面目を保つことができたが、そこでこつそりと『植物図鑑』などを調べて知識を広げずにおれなくなるだろう。自慢するためではなく教養を深めることがよろこびになっていくのだ。すると移りかわる季節にやさしい心で対応しなくなり、つぎの休日の散歩が待ちどおしくなってくる。

前向きに生きるとは、そういうことではなからうか。

散歩はその意味でも、もっとも優雅で安あがりの贅沢である。

O  
S  
P  
P  
A  
C  
E

ISHIZAKA SYOUZOU

## 石坂 昌三

映画評論家

伊丹十三監督の映画は、やっぱ「面白い」。それに「話題」、話のタネになる。

今度は「スクリーン」を切られて、話題を集めた東宝系で上映中の『大病人』。キャッチ・フレーズに「僕ならこう死ぬ」とあるが伊丹にかかると、がんで死ぬ病人もコメディになり、エンターテインメントになつてしまう。その才気、豪腕ぶり、巧みなテクニクには脱帽する。

『大病人』の主人公は、俳優兼監督で、伊丹の近未来像かも知れないな、と思わせる。その向井を演じるのは三国連太郎。

映画は風に揺れる竹林で始まる。ラスト・カットも同じ風景で、この映画には、一癖ある伊丹らしく『題名』が出てこない。

病院のベットで、息も絶え絶え、ご臨終かと思わせる三国が映る。その手を握る高瀬春奈が「私もがんなの。若いから進行も早くて先に死ぬんですつて」と、『ラスト・ダンス』をハミング。二人は抱き合つて大泣きする。すると、カメラがバックして、撮影の一場面だ

とわかる。「ちよつとやりすぎたかな」と、いいながら得意気な三国。



## 大病人

人生をどう締め括るか

映画は出だしから人を食つている。そして、三国は「末期的がん

を押しして最後の大作事に取組み、成し遂げようとしている音楽家」を映画で演じ監督していることがわかる。

撮影が済むと、年齢に似合わず三国は元氣印剥き出して、共演女優優愛人の高瀬と、派手な情事を繰り広げる。家に戻ると、大恋愛で結婚した妻は、愛想を尽かして「別れましょう」という。このしつかり者の妻を演じるのが、伊丹監督の夫人で、彼の映画のマドンナの宮本信子。三国が血を吐き、放つてもおけず、医学生時代に宮本に惚れていた医師の津川雅彦の所へ連れていく。「疲れか、ストレスでしょう」という三国は、自分の映画で演じている役同様に重症がんだつた……。

この二重構造のドラマ設定が、伊丹流の味付けというか、流行の「病院もの」とは一味違い、ユニークで深刻な物語を面白くし、笑わせる。映画監督の素顔、仕事ぶり、撮影の楽屋裏なども覗ける楽しさもある。

がんの告知、延命治療、病院での医師・看護婦との付き合い方、

## 用語

## 経済特別区

このところ経済成長をとげている中国政府が、海外企業の積極的な誘致策として創設した特別地域のこと。外国企業や海外との合併会社に対し、輸出入関税の免除や所得税の減免など各種の優遇措置が設けられている。1979年に改革・開放路線の目玉として打ち出し、80年に広東省と福建省の4地区に設置した。その後、海南省も加わり、大連など14都市も経済特別区に準ずる「沿海開放都市」に指定された。経済特別区構想は、西側の先進国からの技術や資本、経営の方法などを導入する窓口として成功を収めた。一方、中国の経済発展の拠点として大きな役割も果たしている。中国の成功にならって、ロシアやインドの国々も似たような制度を導入しているが、単に指定しただけで具体的な方策は固まっていない。

通過の供給量を指す言葉。一般的に経済活動の血液とも言われる金(かね)が、果たしてどれだけ企業や個人などに流通しているかを示す尺度として用いられる。日本銀行では、通常、現金と要求払い預金、定期性預金(M2)に譲渡性預金(CD)を加えた「M2+CD」を指標の目安としている。M2+CDは昨年秋に前年比統計を取り始めてから初めて、前年同月比でマイナスを記録した。今年2月の速報値では、前年同月比で0.2%増と半年ぶりにプラスに転じた。通貨量の伸びが経済成長率を大幅に上回ると物価の上昇を招き、少ないと景気の後退につながると思われ、金融政策の判断材料として重要になってきた。ところが、バブルの膨張期には、不動産や株などの取引で金(かね)の需要が急増、バブルの崩壊後は一転して需要が落ち込むなど、景気の動向と一致しにくくなっている。

## マネーサプライ

## 新語

病氣との戦い方、死に方まで、例によって伊丹映画らしい「ハウ・トゥ」の要素も入れて、アクション映画のように見せて行く。

「スクリーンの登場人物の体験を、わがごとくのように体験していただいて、死について考えたリできるような映画。見終わって『なるほどこういう死に方も悪くない。僕もこう死にたい』と思っていただければ結構。もちろん『こんな死に方は嫌だ』と思われても結構です」と伊丹は言っている。

伊丹は『ミンボーの女』で、暴力団に襲われ、顔などを切られ重傷を負い、病院生活を体験した。彼のことから、入院中も医師や看護婦を観察し、根掘り葉掘り取材したに違いない。映画『大病人』は、その成果ともいえる。『お葬式』で監督デビュー以来、企画するもの、出すもの全部ヒット。空振りなし。商売人・伊丹は、転んでもタダでは起きない。黙って寝ていないのである。

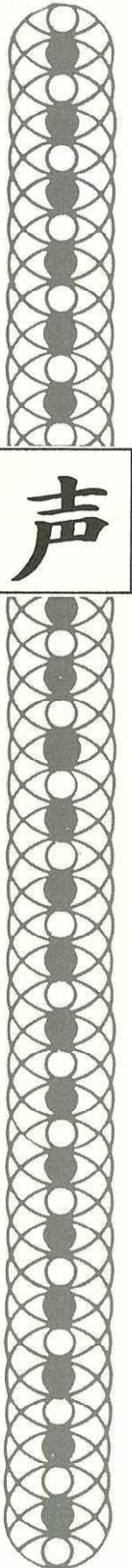
「もし、死ぬと決まったら、大

きな仕事を一段落させて、身の整理を済ませ、別れを言うべき人に別れを告げ、無駄な延命治療はいらないけど、痛みだけは止めてもらい、家に帰してもらって、愛するものに囲まれ、うらかな晴れた日の昼下がり、女房に手なんか握ってもらって、アリガト、マタ会エルサ……といつて、ニッコリ笑って、死んで行きたい」

これが伊丹の描く「理想の死に方」のようである。天災、人災、交通事故。思いもしなかつた病氣。働いていれば人体も、パーツが傷む。やつぱり人生の締め括りは考えていた方がよさそうた。

近頃、人間死ぬタイミングを狂わせ、死に方を誤ると、とんでもないことになる、と思うようになって。例としては、ふさわしくないかも知れないが「あの金丸さんも、あのとき演説中に、右翼にピストルで撃たれて死んでいたら……」

日本中の敵にされるどころか、銅像が建っていたのではないかと、思うからである。



## 体系的、即戦的な研修

柏原 正

(愛媛県 松前町)

本研修の講義内容の中身については、都市計画法概論に始まり、各種事業分野の解説・事例紹介まで体系的かつ広範囲に亘る分かり易い講義であった。また、既存の法解説にとどまらず、現段階で、改正された法律にまでも言及し、今後の実務において即戦的に対応できる講義でもあった。

一方、特別講義である「木更津市の都市計画」や川口市・大宮市の現地研修は、事業担当者自身から事業計画や地元説明会等におけるノウハウを教えて頂くと共に、最新事業施行例を目のあたりにできて有意義であった。また、課題討議・ゼミナール・自主討議を通じて、規模・背景の異なる自治体職員と、あるいは、異業種であるコンサルタントの方々とも情報の交換及び親睦が図れた。このよう

にバランスのとれた研修を開催して頂き感謝申し上げます。

## 研修参加によつて 広げられた知識と視野

石田 健

(福岡山コンサルタント)

現在の会社に入社以来私が携わった業務は、国土利用計画、都市計画マスタープラン、各種交通量推計等であり、大半は実際の事業そのものよりも方向付けを示すものであった。従つて私は、今回の研修に臨むにあたり、法律を事業段階にいかにも適用していくかというノウハウを少しでも修得し、今後の業務において見方・考え方の一層の拡張を目的としていた。

実際に受講してみると、特に土地区画整理や再開発等・市街地開発事業に関する講義において、現実の生々しい問題点、対応策等を聞くことができ、また、課題討議やゼミナールでは、他社や、官公庁の方々の、私の業務とは異なる生の意見に触れることができた。

無論他の講義科目等でも今後の考慮すべき材料を多く得ることが出来た。いま研修を終えて、これまでの会社生活から構築された狭義なもの、このような合宿形式の研修に参加できたことよつて幅広いものとなり、非常に有意義であったと思う。

## 疑問点の解決と知識向上

藤田 英之

(日本鉄道建設公団)

今現在私は、都市計画法施設(都市高速鉄道・東葉高速線)の仕事をしている関係で、この研修に参加しました。私の場合業務内容は、建築という事で、駅建造物の計画・設計等であり、計画通知を提出する段階での都市計画法とのかかわりがあり、今回の研修では疑問点の解決に大いに役立ちました。また、今回の研修で、土地区画整理法・街路計画・下水道計画・市街地再開発事業等、専門(鉄道建築)外の事についても、基礎知識を各

アーバンルネッサンスが叫ばれてからすでに久しいものがある。かつての「田園都市構想」がそうであったように、この言葉自体が意味するような、新時代の都市開発の必要性を疑うものはだれ一人いない。潤いのあるまちづくり、魅力あるまちづくりが多種多様な角度から検討されているのも当然である。都市計画の目的は、本来都市の魅力を高め、活性化を図ることにこそあるものである。しかしながら他方では、計画・開発の推進にあたり多方面からのアプローチが求められながらも、そのいずれもが一筋縄ではいかない困難を伴うこともまた事実である。今回(平成4年)実施の都市計画一般研修には、地方には地方の、大都市には大都市の悩みを抱えた都市計画のパイオニア達74名が集い、2週間に亘つて学び、語り合ったが、この人達が何を考え、何を学び得て帰ったのか、その若干の意見を紹介してみることとする。都市計画の現場第一線で活躍中の若い方々の意見である。(研修局)

# 都市計画一般研修に参加して

講師の方々にわかりやすく講義していただき修得できた事は、自己の知識向上に役立ち深く感謝いたします。

また、各市町村の方々と同室し、都市計画に対する現地の声も聞かれ、交友をもてた事は、非常に有意義でした。

## 鋭い指摘と話し合い

印牧 義記  
(札幌市)

今回研修の十二日間は、とても短く感じました。きつとそれは、わたしにとって仕事上必要事項が多く、興味深く受講できたためだと思います。

今までの浅い経験の中での都市計画の位置づけとは異なり、新たな認識を持ちました。

特に大妻女子大の中村助教の特別講義は、私も地方公務員の行政マンにとっては忘れていたような点を、鋭く指摘され、又講師の主観をダイレクトに表現され、とても参考になりました。現地研修も、有意義なものでした。

さらに、研修期間中一緒に生活をしたグループの面々との、夜の

酒をくみかわしながらの話し合いも最高でした。この研修で多くの人々を知る事ができ、また色々な事柄を知り今後の私の生活に、きつと大きなプラスになることと思います。

## ライフワークとして 取り組むべき都市開発

古谷 利男  
(和歌山県)

私は、今年四月県計画課に配属され、まだ経験が浅いが、区画整理、再開発等様々な疑問を持っていたので、この研修に参加して大変良かった。

現在の業務は、建設省の都市局でいえば都市計画課のような仕事であり、今回の講義の中で、一つ不要なものはなく、区画整理、都市再開発、開発許可等、今後の勉強を始める端緒となった意義は大きいと思う。

また現地研修の行われた大宮、川口両市の駅前再開発の事例においては、構想段階から二〇〜三〇年、計画決定してから一〇〜二〇年の年月が経過しており、これらは土木の他の分野—例えば大規模な道路改築、空港、港湾など—同

様人生のライフワークとして取り組んでいくテーマの一つであり、私も今後個々のプロジェクトに深くかかわっていくような機会を積極的に持つてみたいと思う。

## 全ての面で身ごいいた研修

清水 省治  
(阪神測建機)

十二日間の長期に亘る研修であり、当初は関連事項及び法令が、これ程複雑多岐に亘ることに驚きました。都市計画に関して、

私は実務には経験が浅く、根本的な体系から、学びたいとの理由から参加した次第です。

前半の研修で、都市計画の動向又現状の問題点、土地区画整理法等他の法令との関係が理解され、後半には種々の手法、実務上での手順等の説明、現地研修での実地体験などにより、大変参考になったと思います。

また、課題討議、ゼミナールにより全国から集まった研修員の方々の意見、現場での問題点の話し等も勉強になり、交流も深められたと思います。

今回の研修を終えて、今後は、全体の体系を理解した上で、一歩踏み込んだ形で、実務に精進していきたいと思います。

日程	午前	午後	
第1日	特別講義	都市計画法	
第2日	都市計画と環境問題	都市計画法 (開発許可について)	課題討議
第3日	建築基準法	土地区画整理法	課題討議
第4日	土地利用計画	街路計画・都市交通計画	ゼミナール自主討議
第5日	下水道計画	特別講義	ゼミナール自主討議
第6日	自主討議		
第7日			
第8日	公園緑地計画	土地区画整理の事業計画 及び実施計画	ゼミナール自主討議
第9日	市街地再開発事業	特別講義	
第10日	現地研修(川口市・大宮市中心市街地整備)		
第11日	都市開発計画	ゼミナール	
第12日	補助制度の概要 都市計画と都市防災		

\*感想文の標題は編集部でつけたものです。  
本研修に関する問い合わせは当センター研修局まで。電話0423(24)5315

学校法人 明倫館

建学

建設大臣指定校

学校教育法による専門学校

# 国土建設学院

21世紀を拓く、建設総合専門学校

## ◎工業専門課程（昼間・高卒男女）

学 科 名	修業期間 (定員)	取 得 資 格	
		卒 業 時 付 与	卒 業 後 の 特 典 と 受 験 資 格
地図デザイン科	1年制(40名)	地図製図士2級	
測量科・4月生 ・10月生	1年制(80名 40名)	測量士補	測量士(実務2年で付与) 土地家屋調査士(法規のみ受験)
測量工学科 ・測量調査専攻 ・地図情報専攻	2年制(60名)	測量士補 地図製図士2級 (地図情報専攻のみ)	測量士(実務2年で付与) 土地家屋調査士(法規のみ受験)
測量土木技術科	2年制(60名)	測量士補	測量士(実務2年で付与) 土地家屋調査士(法規のみ受験) 2級土木施工管理技士(受験資格実務2年) 1級土木施工管理技士(受験資格実務5年)
都市工学科	2年制(40名)	測量士補	測量士(実務2年で付与) 土地家屋調査士(法規のみ受験) 土地地区画整理工(本校のみ技術検定受験特別あり) 2級土木施工管理技士(受験資格実務2年) 1級土木施工管理技士(受験資格実務5年)
土木工学科	2年制(60名)	測量士補	測量士(実務2年で付与) 土地家屋調査士(法規のみ受験) 2級土木施工管理技士(受験資格実務2年) 1級土木施工管理技士(受験資格実務5年)
土木地質工学科	2年制(40名)	測量士補	測量士(実務2年で付与) 土地家屋調査士(法規のみ受験) 地質調査技士(実務2年) 2級土木施工管理技士(受験資格実務2年) 1級土木施工管理技士(受験資格実務5年)
上下水道工学科	2年制(60名)		下水道法による工事の監督(実務2年6ヶ月)、 管理(高5年)、設計(同10年)資格 2級土木施工管理技士(受験資格実務2年) 1級土木施工管理技士(受験資格実務5年) 浄化槽設備士(受験資格実務2年)
設備工学科	2年制(60名)		2級管工事施工管理技士(受験資格実務2年) 1級管工事施工管理技士(受験資格実務5年) 甲種消防設備士(受験資格) 設備士(受験資格実務4年) 建築設備士(受験資格設備士合格後3年)
造園緑地工学科	2年制(70名)		2級造園施工管理技士(受験資格実務2年) 1級造園施工管理技士(受験資格実務5年) 造園科職業訓練指導員(受験資格実務3年) 2級造園技能士(受験資格実務1年)

## ◎研修課程（昼間）

測量専科（10月入学、6ヶ月）、土地地区画整理専科（5月入学、2ヶ月）

■詳細は下記にお問合せください

〒187 東京都小平市喜平町2-1-1 ☎(0423)21-6909(代)

## 平成5年度研修計画

研修名	期日・人数	目的および対象者
建設行政 管理者セミナー	8月 30名・5日間	国、地方公共団体本庁課長補佐以上、公団、公社ならびに民間企業等の本社の課長、またはこれに相当する管理者を対象に、管理者として必要な知識・情報の交換、意思決定課程への認識をはかる。
事業アセスメント －事業推進のための合意形成－	10月 40名・4日間	プロジェクトの事業計画、実施または用地にかかわる職員を対象に、建設事業の円滑な推進にあたって必要な合意形成対応力の実践的向上をはかる。
環境アセスメント	1月 60名・5日間	環境アセスメントに関する業務に携わる職員を対象に、建設事業に伴う環境アセスメントに関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
用地一般 (Ⅰ)(Ⅱ)	5月・10月 各60名・各12日間	地方公共団体等の用地事務を担当する実務経験2年未満の職員を対象に、用地取得等の理論と実務について基礎的知識の修得をはかる。
用地事務(土地)	1月 50名・5日間	地方公共団体(人口10万人以下)等の職員または委託により用地業務に携わる職員を対象に、用地取得等について基礎的知識の修得をはかる。
用地事務(補償)	1月 50名・5日間	地方公共団体(人口10万人以下)等の職員または委託により用地業務に携わる職員を対象に、損失補償等について基礎的知識の修得をはかる。
用地専門	12月 45名・5日間	起業者または委託により用地業務に携わる職員で用地補償の基本的知識のある者を対象に、特殊な補償における専門的知識の修得をはかる。
用地補償専門 (ゼミナール)	11月 40名・5日間	公共用地取得業務に携わる基礎的知識のある職員を対象に、実務的な講義、事例研究等を通じて必要な実践的問題解決能力の向上をはかる。
補償コンサルタント (用地基礎)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	4月 各60名・各5日間	補償コンサルタント業務を行う職員の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する基礎的知識の修得をはかる。
補償コンサルタント専門 (営業補償・特殊補償、物件、事業損失部門)	6月・7月 各60名・各5日間	補償コンサルタント登録部門の専任管理者または、これに準ずる職員を対象に、補償に関する専門知識の修得をはかる。
土地・建物法規実務	7月 50名・4日間	土地・建物にかかわる業務に携わる職員を対象に、土地・建物に関する民法等の関連諸法規について基本的に必要な知識の修得をはかる。
不動産鑑定 －土地価格等の評価手法－	9月 70名・5日間	土地評価業務に携わる職員を対象に、不動産鑑定および公共用地等の評価にかかわる基本的知識の修得をはかる。
不動産鑑定(演習) －不動産鑑定特論－	2月 50名・5日間	不動産業務に携わる基本的な知識のある職員を対象に、不動産の鑑定評価に関する実務的な知識を、演習を通じて深めるものとする。
土地家屋調査 －不動産登記実務－	7月 50名・5日間	不動産登記、土地家屋調査に携わることとなる者を対象に、その業務に関し基本的に必要な知識および実務の修得をはかる。
土地有効活用実務	2月 40名・4日間	土地に関する業務に携わる職員を対象に、土地有効活用の事業手法とそれにかかわる税務等について、実務的な知識の修得をはかる。
地価調査担当者等	5月 80名・5日間	都道府県ならびに指定都市の地価調査関係業務担当職員を対象に、土地評価に関する基礎的な知識の習得をはかる。
価格審査担当者	11月 80名・5日間	都道府県および指定都市ならびに都道府県等から委任を受けた市町村の価格審査担当職員を対象に、土地評価に関する基礎的な知識の習得をはかる。
土地調査員	8月 80名・5日間	都道府県ならびに指定都市の土地調査員を対象に、土地調査員に必要な基礎知識の習得をはかる。
都市計画一般	6月 70名・12日間	地方公共団体・都市計画コンサルタント業界等で、都市計画業務経験2年以下の職員を対象に、都市計画業務に必要な基礎知識の修得をはかる。
都市再開発一般	11月 50名・5日間	地方公共団体等の都市再開発業務に携わる職員を対象に、都市再開発に関する基本的に必要な知識の修得をはかる。
都市計画街路一般	10月 50名・12日間	地方公共団体、都市計画コンサルタント業界等で、都市計画街路業務経験2年以下の職員を対象に、街路事業の基本的に必要な知識の修得をはかる。
民間都市開発	1月 40名・5日間	都市開発業務に携わる職員を対象に、民間都市開発事業を効果的に推進するために、必要な基本的知識の修得をはかる。
都市デザイン	12月 50名・5日間	地方公共団体、民間業界等において、都市デザイン業務に携わる職員を対象に、都市デザインに関する専門的知識の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
シビックデザイン	5月 50名・5日間	市町村、コンサル、施工業者等で調査、計画、設計又は施工業務に携わる職員を対象として、景観に配慮し、デザイン的にも質の高い土木施設のデザインに関する専門的知識・技術の修得をはかる。
地区創造計画	2月 40名・5日間	地区開発・地区振興事業に携わる職員を対象に、地区開発を効果的に行うための開発計画の手法について専門的知識の修得をはかる。
商業空間開発	2月 40名・4日間	都市開発または商業・健康福祉等の施設に携わる職員を対象に、魅力ある施設(商業・健康福祉等)の空間創造について専門的知識・技術の修得をはかる。
花と緑 ー緑化(花・緑)の実務ー	1月 60名・4日間	地方公共団体等の職員で「花と緑」関係の業務に携わる職員(緑化相談員等)を対象に、花と緑のデザイン、植栽に関する基本的な知識・技術の修得をはかる。
あそび環境デザイン ー楽しさの演出ー	10月 40名・5日間	都市問題、地域問題に携わる職員を対象に、都市・地域の創造に「ゆとり」「あそび」の視点にもとづく空間創造とデザインに関する専門的知識の修得をはかる。
農住組合事業	11月 40名・4日間	都道府県、特別区、市町村等で農住組合事業に関する業務に携わる職員を対象に、農住組合事業についての実務的な知識の修得をはかる。
宅地造成技術	6月 70名・5日間	宅地造成工事の設計・施工・監督・許可事務等を担当する職員を対象に、宅地造成技術の専門的知識の修得をはかる。
大規模開発	7月 40名・5日間	「大規模開発相談員」に相当する職員を対象に、審査手続の進行管理促進の方策、関係法令との調整方法等広範囲な知識の修得をはかる。
下水道	12月 70名・5日間	下水道に関する計画・設計・施工に携わる職員(日本下水道協会会員を除く)を対象に、基本的に必要な知識・情報の修得をはかる。
下水道積算実務	10月 40名・5日間	下水道工事の設計・積算・契約等の業務に携わる職員を対象に、主として排水施設等の工事契約ならびに積算手法についての基礎的知識の修得をはかる。
河川一般	10月 40名・5日間	中小流域の河川に係わる業務に携わる職員を対象に、中小流域の河川に係わる最近の課題に対応するために必要な知識の修得をはかる。
砂防一般	2月 40名・5日間	地方公共団体、公団、公社、コンサルタント等の職員を対象に、砂防に係わる最近の課題に対応するために必要な知識の修得をはかる。
河川総合開発 ーダム設計ー	5月 60名・5日間	ダム事業に携わる中堅技術職員を対象に、最近のダム課題に対応するために必要なダムの調査設計に関する総合的な知識の修得をはかる。
水資源	9月 40名・5日間	水資源計画に経験の浅い職員を対象に、水資源計画に関する専門知識の修得をはかる。
河川技術(演習)	7月 50名・5日間	河川業務に携わる職員を対象に、河川の調査・計画・設計等に関する必要な知識の修得をはかる。
河川構造物設計一般	5月 45名・11日間	河川構造物の設計業務を担当する職員を対象に、河川構造物等の機能設計に必要な知識の修得をはかる。
砂防等構造物設計演習 ー砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩ー	6月 40名・11日間	砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩施設の調査設計業務に関し、実務経験2年程度の職員を対象に、各構造物の調査・計画・設計の専門知識の修得をはかる。
災害復旧実務	1月 50名・5日間	地方公共団体等の災害復旧業務を担当する実務経験3年以下の職員を対象に、災害復旧の実務に必要な知識の修得をはかる。
災害復旧実務 中堅技術者	5月 50名・5日間	地方公共団体等の災害復旧業務を担当する実務経験3年以上の技術職員を対象に、災害復旧の実務に必要な専門知識の修得をはかる。
ダム工事技術者一般	2月 50名・12日間	土木建設工事に従事するダム工事の実務経験3年以下の技術職員を対象に、ダム工事に関する基礎的知識の修得をはかる。
ダム工事技術者中堅	2月 45名・19日間	土木建設工事に従事するダム工事の実務経験5年以上の中堅技術職員を対象に、ダム工事の専門的な高度の技術・知識の修得をはかる。
ダム管理	11月 35名・5日間	国、地方公共団体、公団等のダム管理業務に携わる技術職員を対象に、ダム管理に必要な知識の修得をはかる。
ダム管理 (操作実技訓練)	4月～2月 各6名・5回 計30名・各4日間	国および地方公共団体等のダム管理所において、ダム操作に従事している職員を対象に、ダム操作の技術の習得をはかる。



# 平成5年度研修計画

研修名	期日・人数	目的および対象者
ダム管理主任技術者 (学科1回・実技12回)	学科72名・4月・5日間 実技各6名・5月～10月・各4日間	河川法第50条に基づく管理主任技術者及びその候補者を対象に、ダムの安全管理に必要な知識・技術の修得をはかる。
ダム管理技士 (実技試験)	10～12月(10回) 各6名・各3日間	ダム管理技士認定試験の学科試験に合格した者に実技試験を行う。
道路計画一般	11月 60名・10日間	道路等の調査・設計業務に携わる経験の少ない職員を対象に、道路(県道、市町村道)の調査・計画および設計に関する知識の修得を演習を通してはかる。
道路技術一般	5月 60名・16日間	道路建設工事に従事する業界技術職員で、一定の資格を有する者を対象に、主任技術者養成のための必要な施工技術の修得をはかる。
道路管理	9月 60名・11日間	道路管理業務を担当する職員を対象に、道路管理に必要な知識の修得をはかる。
道路技術専門	6月 80名・6日間	道路建設工事に従事する業界上級技術職員で、一定の資格を有する者を対象に、舗装に関する専門的な高度の知識の修得をはかる。
道路舗装	7月 60名・5日間	地方公共団体等で舗装業務に携わる実務経験3年程度の職員を対象に、舗装に関する知識の修得をはかる。
舗装技術	6月 40名・4日間	道路工事に従事する技術職員を対象に、舗装に関して必要な技術・知識の修得をはかる。
透水性舗装	9月 50名・3日間	建設事業に携わる技術職員を対象に、透水性舗装についての理論および設計・施工などの専門知識の修得をはかる。
市町村道	5月 60名・5日間	市町村道業務に携わる職員を対象に、市町村道に関する総合的な専門知識の修得をはかる。
地質調査 (土質・岩盤・地下水コース)	4月・5月 70,50,40名・各5日間	国、地方公共団体および業界等において地質調査業務に従事する技術職員を対象に、地質調査の専門的な知識の修得をはかる。
土質設計計算(演習)	12月 50名・4日間	土質設計の業務に携わる技術職員を対象に、現場実務に直結した事例を主体に設計計算演習を通じて専門的知識の修得をはかる。
ソイル・リクェイクション (土の液状化)	2月 40名・4日間	国土保全ならびに建設事業に携わる職員を対象に、基礎地盤の液状化に関する専門的知識の修得をはかる。
地盤処理工法	6月 50名・5日間	建設事業に携わる実務経験3年程度の技術職員を対象に、建設工事にかけかわる軟弱地盤改良工事に関する専門的知識・技術の修得をはかる。
補強土工法	12月 40名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、補強土工法の設計・施工に関して最新の知識・技術の修得をはかる。
土木構造物 (くい基礎)	4月 70名・5日間	土木構造物の設計関連業務に携わる職員を対象に、くい基礎の構造理論、設計手法等の専門的知識の修得をはかる。
地すべり防止技術	5月 50名・9日間	地すべり調査および防止対策に従事し一定の実務経験年数を有する技術職員を対象に、より有効な災害防止を行うために必要な専門的知識の修得をはかる。
斜面安定対策工法	4月 70名・4日間	建設事業に携わる職員を対象に、のり面の崩壊防止、保護工等の安定対策工事についての調査・設計・施工の専門的知識の修得をはかる。
土木構造物設計 (橋梁)	8月 70名・12日間	橋梁の設計業務に携わる職員で、基礎的知識を有する者を対象に、橋梁の計画・設計に必要な理論および設計手法などの専門的知識の修得をはかる。
橋梁維持補修	12月 40名・5日間	橋梁の管理業務に携わる職員を対象に、橋梁の維持・補修について、現状診断、補修方法等に関する基本的な知識の修得をはかる。
プレストレスト・ コンクリート技術	10月 40名・5日間	建設事業に従事する職員を対象に、プレストレスト・コンクリートに関し、主としてPC橋を中心に必要な基礎的知識・技術の修得をはかる。
シールド工法一般	7月 50名・4日間	シールド工事に従事する技術職員を対象に、シールド工事の施工に関し、基本的に必要な技術・知識の修得をはかる。
シールド工法中級	9月 50名・4日間	シールド工事に従事している現場技術職員を対象に、シールド工事の施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
ナ ト ム	1月 50名・5日間	土木建設工事に従事する経験の少ない現場技術職員を対象に、ナトム工事の設計・施工等に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
ナ ト ム (契約・積算)	7月 50名・4日間	ナトムの設計、積算、契約等の業務に従事する職員に対し、契約の基本的な考え方、積算についての施工計画・積算手法についての知識の修得をはかる。
推進工法	10月 70名・4日間	推進工事に従事する中堅技術職員を対象に、推進工法の設計・施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
推進工法積算実務	9月 60名・4日間	下水道推進工事の設計・積算業務に携わる経験の浅い職員を対象に、下水道推進工事の設計・積算についての専門知識の修得をはかる。
トンネル補強補修	11月 40名・3日間	トンネル業務に携わる職員を対象に、トンネル保守管理の点検調査、補強、補修の効果的な対策の専門的知識・技術の修得をはかる。
土木工事積算	5月 60名・5日間	地方公共団体等の土木工事積算業務担当の職員を対象に、土木工事および設計業務委託等積算体系の知識の修得をはかる。
土木積算体系	7月 50名・5日間	公社および建設事業関係者で土木工事積算業務を担当する職員を対象に、土木工事積算に関する基礎知識の修得をはかる。
土木工事監督者	7月 60名・10日間	地方公共団体等の工事監督業務を担当する職員を対象に、土木工事の施工管理、監督について必要な基本的知識の修得をはかる。
工程管理 (基本)	4月 60名・3日間	建設事業に携わる職員を対象に、工程管理の基本的な考え方を理解するとともに、演習を通してその手法と利用法の修得をはかる。
工事管理演習	10月 40名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、施工管理に関し基本的に必要な知識・手順を施工計画書作成演習を通じて習得をはかる。
実行予算	9月 60名・3日間	建設工事の実行予算業務に携わる職員を対象に、建設工事の実行予算にかかわる考え方とコストの基本についての修得をはかる。
仮設工	10月 60名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、仮設工(土留、仮締切、型枠、支保工、仮設栈橋等)の設計・施工に関する知識・技術の修得をはかる。
建設工事紛争処理	10月 40名・4日間	建設事業に携わる職員を対象に、建設工事請負契約に関する民事紛争を的確に処理するために必要な知識を修得し、紛争処理能力の向上をはかる。
近接施工	10月 40名・4日間	建設事業に携わる技術職員を対象に、各種既設構造物に対しての近接施工について調査・設計手法・対策工法などの専門知識の修得をはかる。
実地検査	5月 40名・4日間	国庫補助事業の実地検査に関し経験の浅い職員を対象に、検査に必要な基本的知識の修得をはかる。
港湾工事	7月 50名・4日間	港湾工事に携わる実務経験5年未満の職員を対象に、港湾工事に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
電気工作物	6月 40名・5日間	電気工作物に携わる職員を対象に、電気工作物の工事・維持・運用に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
コンクリート 施工技術	7月 50名・5日間	土木建設工事に従事する一定の実務経験年数を有する職員を対象に、最新のコンクリート技術に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
建築指導科 (監視員)	5月 60名・12日間	建築指導行政を担当する職員を対象に、建築監視員としての実務知識の修得をはかる。
建築計画	2月 40名・4日間	一級建築士相応の知識を必要とする者を対象に、数種の具体的な建築計画を通じて建築計画に必要な専門的知識の修得をはかる。
建築新技術	9月 40名・3日間	建築業務に携わる技術者を対象に、最近の建築業界における新技術についての基本的に必要な知識の修得をはかる。
建築(設計)	10月 40名・10日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築業務を担当する職員を対象に、建築設計に関する必要な知識を演習を通じて修得をはかる。
建築(積算)	8月 40名・5日間	国、地方公共団体、公団、公社等で建築積算に従事する職員を対象に、建築積算の実務に必要な専門知識を演習を通じて修得をはかる。

# 平成5年度研修計画

研修名	期日・人数	目的および対象者
建築構造 (RC構造)	6月 40名・9日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築構造に携わる職員を対象に、建築構造(RC構造)に関する専門的に必要な知識の修得をはかる。
建築構造電算	7月 25名・5日間	構造設計・計算の電算利用経験が少ない者を対象に、ソフトウェアの概要、アウトプットの適切な判断等に関する基本的な知識の修得をはかる。
建築設備積算	11月 40名・5日間	国、地方公共団体、公団、公社等で建築設備積算に従事する職員を対象に、建築設備工事の積算について基礎知識の修得をはかる。
建築設備(空調)	9月 40名・10日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築設備を担当する職員を対象に、建築空調設備に関する必要な知識の修得をはかる。
建築設備(電気)	2月 50名・10日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築設備の設計・施工を担当する職員を対象に、建築電気設備に関する必要な専門知識の修得をはかる。
建築施工監理	11月 60名・5日間	国、地方公共団体、民間設計業界で施工監理業務を担当する職員を対象に、建築施工監理(設備工事を除く)に必要な知識・技術の修得をはかる。
建築保全	1月 40名・5日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築保全業務に携わる職員を対象に、建築保全に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
中高層分譲住宅 管理実務	11月 40名・3日間	マンション管理に関する相談事務その他管理業務に携わる職員を対象に、マンションの維持管理、大規模修繕、建替等に関し必要な知識の修得をはかる。
電算利用 (I) (II)	4月・11月 45・40名・各3日間	建設分野における身近なパソコン利用、エキスパートシステム、ファジー、フラクタルに関し、必要な最新の知識・情報の修得をはかる。
建設パソコン実習	7月 25名・5日間	パソコンの基礎的操作が可能な職員を対象に、実習により建設技術におけるパソコン利用の知識・技術の修得をはかる。
データベース	9月 40名・3日間	データベース業務に携わる職員を対象に、データベースの構築と活用に関する最近の知識・情報の修得をはかる。
国際交流	8月 24名・6日間	国際協力活動に対応するため、英会話ならびに国際的感覚の修得をはかる。
英文契約仕様	4月 30名・4日間	国際業務に携わる職員を対象に、英文契約仕様に関し必要な英文知識の基本的な修得をはかるとともに外国企業への対応力をたかめる。
海外プロジェクト 実務者	5月 30名・12日間	海外の建設プロジェクトに携わる実務者を対象に、プロジェクトマネージャーとしての人材養成をはかる。
第1級陸上特殊 無線技士	11月 50名・17日間	第1級陸上特殊無線技士の資格を取得するため、郵政大臣が定める実施基準に適合した講習(講義・修了試験)により無線従事者を養成する。
研修企画	9月 30名・3日間	組織における研修を企画する職員を対象に、職員研修の企画に関する基本的知識とその手順の修得をはかる。

## 研修の問合せ先

財団法人 全国建設研修センター

研修局 〒187 東京都小平市喜平町2-1-2

☎0423(24)5315(代)

## 技術検定試験

種 目	受 験 資 格	試験実施日 (平成5年)	試 験 地	申込受付期間 (平成5年)
一級土木施工管理 技 術 検 定 学 科 試 験	短大卒以上の学歴で、学歴により 所定の実務経験年数を有する者。 二級土木施工管理技士で所定の実 務経験年数を有する者。	7月4日(日)	札幌・釧路・仙台・ 東京・新潟・名古屋・ 大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	3月18日から 3月31日まで
一級土木施工管理 技 術 検 定 実 地 試 験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	10月3日(日)	札幌・釧路・仙台・ 東京・新潟・名古屋・ 大阪・広島・高松・ 福岡・那覇	8月18日から 8月31日まで
二級土木施工管理 技 術 検 定 学 科・実地試験 (土木・鋼構造物塗装・薬液注入)	学歴により所定の実務経験年数を 有する者。	7月18日(日)	上記に同じ 〔但し、種別：鋼構造物 塗装・薬液注入につい ては札幌・東京・大阪・ 福岡〕	3月18日から 3月31日まで
一級管工事施工管理 技 術 検 定 学 科 試 験	短大卒以上の学歴で、学歴により 所定の実務経験年数を有する者。 二級管工事施工管理技士で、所定 の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による管工事 関係の一級技能検定合格者。	9月5日(日)	札幌・仙台・東京・ 新潟・名古屋・大阪・ 広島・高松・福岡・ 那覇	5月20日から 6月2日まで
一級管工事施工管理 技 術 検 定・実地試験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	12月5日(日)	札幌・東京・名古屋・ 大阪・福岡	10月22日から 11月5日まで
二級管工事施工管理 技 術 検 定 学 科・実地試験	学歴により所定の実務経験年数を 有する者。 職業能力開発促進法による管工事 関係の一級または二級の技能検定 合格者。	9月19日(日)	札幌・仙台・東京・ 新潟・名古屋・大阪・ 広島・高松・福岡・ 那覇	5月20日から 6月2日まで
一級造園施工管理 技 術 検 定 学 科 試 験	短大卒以上の学歴で、学歴により 所定の実務経験年数を有する者。 二級造園施工管理技士で、所定の 実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による造園の 一級技能検定合格者。	9月5日(日)	札幌・仙台・東京・ 名古屋・大阪・広島・ 福岡	6月1日から 6月15日まで
一級造園施工管理 技 術 検 定・実地試験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	12月5日(日)	札幌・東京・大阪・ 福岡	10月22日から 11月5日まで
二級造園施工管理 技 術 検 定 学 科・実地試験	学歴により所定の実務経験年数を 有する者。 職業能力開発促進法による造園の一 級または二級の技能検定合格者。	9月19日(日)	札幌・仙台・東京・ 名古屋・大阪・広島・ 福岡	6月1日から 6月15日まで
土地区画整理技術者 試 験	学歴により所定の実務経験年数を 有する者。 不動産鑑定士及び同士補で所定の 実務経験を有する者。	9月5日(日)	東京・大阪	5月20日から 6月2日まで
浄化槽設備士 試 験	学歴により所定の実務経験年数を 有する者。 職業能力開発促進法による管工事 関係の一級または二級の技能検定 合格者。 建設業法による一級または二級管 工事施工管理技術検定合格者。	6月6日(日)	仙台・東京・名古屋・ 大阪・福岡	4月1日から 4月16日まで

# 研修・講習 (予定)

種 目	受 講 資 格	研修実施日 (平成5年)	研 修 地 (地区)	申込受付期間 (平成5年)
二級土木施工管理 技 術 研 修	学歴により所定の実務経験 年数を有する者。	6月上旬	沖縄・九州・中国・北海道	3月18日から 3月31日まで
		6月中旬	沖縄・九州・四国・北海道	
		6月下旬	九州・四国・中国・北海道	
		7月上旬	九州・四国・中国・北海道	
		7月下旬	沖縄・九州・四国・中国・近畿・ 中部・関東・北海道	
		9月上旬	中国・近畿・北陸・関東	
		9月下旬	近畿・中部・北陸・関東	
		10月中旬	近畿・中部・北陸・関東	
		10月下旬	近畿・中部・北陸・関東・東北	
		11月上旬	近畿・中部・関東・東北	
		11月中旬	近畿・中部・関東・東北	

種 目	講 習 対 象 者	講習実施日 (平成5年)	講 習 地 (地区)	申込受付期間 (平成5年)	
指定建設業 監理技術者 講 習 (土木コース・ 管工事コース)	土木・舗装・鋼構造物・管 工事業に携わる指定建設業 監理技術者資格者証更新者 及びその他の技術者。		(前 期)	(前期) 2月18日から 4月5日まで	
			(土木コース) (管工事コース)		
		4月中旬	沖縄・九州		近畿・関東
		4月下旬	中国・四国		九州・中国
		5月中旬	近畿・中部・北陸・関東		中部・北陸
		5月下旬	中国・近畿・北陸		北海道
		6月上旬	関東・東北・北海道	東北	
			(後 期)		(後期) 10月1日から 10月20日まで
		12月上旬	北陸・関東・東北・北海道	北陸・東北・北海道	
		12月中旬	中部・関東		
		1月中旬	九州・中国・近畿・中部・北陸 関東	九州・中国・中部・ 関東	
			沖縄・九州・四国・近畿	近畿・関東	

## 技術検定試験・研修問合せ先

### 財団法人 全国建設研修センター

試験業務局 〒100 東京都千代田区永田町1-11-30  
サウスヒル永田町ビル5・8F

- 土木施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(土木試験課)
- 二級土木施工管理技術研修(土木研修課)

☎ 03(3581)0138(代)

- 管工事施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(管工事試験課)
- 造園施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(造園試験課)
- 土地区画整理技術者試験(区画整理試験課)
- 指定建設業監理技術者講習(講習課)
- 浄化槽設備士試験(管工事試験課)

☎ 03(3581)0847(代)

さらにスケールアップする

# 建設技術の総合学園

設置学科

取得資格



## 建築工学科

(2年制/40名男女)

- 1級建築士/実務経験4年で受験資格取得
- 2級建築士/卒業時受験資格取得
- 1級建築施工管理技士/実務経験5年で受験資格取得
- 2級建築施工管理技士/実務経験2年で受験資格取得
- インテリアプランナー/実務経験4年で受験資格取得



## 土木工学科

(2年制/80名男女)

- 測量士補/卒業時取得(国家試験免除)
- 測量士/実務経験2年で取得(国家試験免除)
- 1級土木施工管理技士/実務経験5年で受験資格取得
- 2級土木施工管理技士/実務経験2年で受験資格取得
- 土地家屋調査士/2次試験免除



## 測量工学科

(2年制/80名男女)

- 測量士補/卒業時取得(国家試験免除)
- 測量士/実務経験2年で取得(国家試験免除)
- 土地家屋調査士/2次試験免除
- 情報処理技術者第2種/在学中取得目標



## 測量科

(1年制/80名男女)

- 測量士補/卒業時取得(国家試験免除)
- 測量士/実務経験2年で取得(国家試験免除)
- 土地家屋調査士/2次試験免除



## 製図科

(1年制/40名男女)

- 2級地図製図士/卒業時取得(社団法人日本測量協会認定)
- トレース技能検定/在学中取得目標



札幌理工学院  
専門学校

(旧 北海道測量専門学校)

北海道知事認可校

建設大臣指定校

建設大臣認定校

(社)日本測量協会認定校

〒069 北海道江別市野幌若葉町85-1

(011)386-4151

本部(助全国建設研修センター)

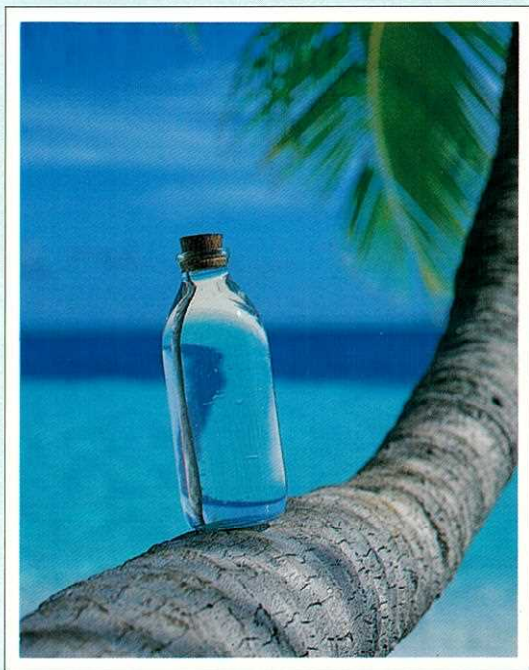


平成5年7月20日発行©

編 集 『国づくりと研修』編集小委員会  
東京都千代田区永田町1-11-35  
全国町村会館  
〒100 TEL 03(3581)1281

発 行 財団法人全国建設研修センター  
東京都小平市喜平町2-1-2  
〒187 TEL 0423(21)1634

印 刷 株式会社 日誠



# 国づくりの研修